

大阪府地域防災計画

基本対策

平成21年修正

大阪府防災会議

総 則 目 次

第1節 目的等	3
第1 計画の目的	
第2 計画の構成	
第3 災害想定	
第2節 防災の基本方針	4
第3節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱	5
第1 防災関係機関の基本的責務	
第2 防災関係機関の業務大綱	
第4節 住民、事業者の基本的責務	19
第1 住民の基本的責務	
第2 事業者の基本的責務	
第3 住民・事業者・公共機関等の連携による府民運動の展開	
第5節 計画の修正	20

災害予防対策 目次

第1章 防災体制の整備

第1節 総合的防災体制の整備	25
第1 組織体制の整備	
第2 防災中枢機能等の確保、充実	
第3 防災拠点の整備	
第4 装備資機材等の備蓄	
第5 防災訓練の実施	
第6 広域防災体制の整備	
第7 人材の育成	
第8 防災に関する調査研究の推進	
第9 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備	
第2節 情報収集伝達体制の整備	34
第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備	
第2 情報収集伝達体制の強化	
第3 災害広報体制の整備	
第4 気象観測体制の整備	
第3節 消火・救助・救急体制の整備	38
第1 市町村	
第2 府	
第3 府警察	
第4 第五管区海上保安本部	
第5 連携体制の整備	
第4節 災害時医療体制の整備	40
第1 災害医療の基本的考え方	
第2 医療情報の収集・伝達体制の整備	
第3 現地医療体制の整備	
第4 後方医療体制の整備	
第5 医薬品等の確保体制の整備	
第6 患者等搬送体制の確立	
第7 個別疾病対策	
第8 関係機関協力体制の確立	
第9 医療関係者に対する訓練等の実施	

第5節	緊急輸送体制の整備	45
第1	陸上輸送体制の整備	
第2	航空輸送体制の整備	
第3	水上輸送体制の整備	
第4	輸送基地の確保	
第5	輸送手段の確保	
第6	交通規制・管制の確保	
第6節	避難収容体制の整備	48
第1	避難地、避難路の選定	
第2	避難地、避難路の安全性の向上	
第3	避難所の選定、整備	
第4	避難誘導體制の整備	
第5	応急危険度判定体制の整備	
第6	応急仮設住宅等の事前準備	
第7	斜面判定制度の活用	
第7節	緊急物資確保体制の整備	53
第1	給水体制の整備	
第2	食料・生活必需品の確保	
第8節	ライフライン確保体制の整備	56
第1	上水道・工業用水道	
第2	下水道	
第3	電力	
第4	ガス	
第5	電気通信	
第6	住民への広報	
第9節	交通確保体制の整備	61
第1	鉄軌道施設	
第2	道路施設	
第3	港湾施設、漁港施設	
第4	空港施設	
第10節	災害時要援護者支援体制の整備	62
第1	障がい者・高齢者等に対する支援体制整備	
第2	福祉避難所の選定	
第3	外国人に対する支援体制整備	
第4	その他の災害時要援護者に対する配慮	

第1 1 節	帰宅困難者支援体制の整備	64
第1	徒歩帰宅者への支援	
第2	徒歩帰宅が困難な人への支援	

第2章 地域防災力の向上

第1 節	防災意識の高揚	69
第1	防災知識の普及啓発	
第2	学校における防災教育	
第2 節	自主防災体制の整備	71
第1	自主防災組織の育成	
第2	事業者による自主防災体制の整備	
第3	救助活動の支援	
第3 節	ボランティアの活動環境の整備	74
第4 節	企業防災の促進	75

第3章 災害予防対策の推進

第1 節	都市防災機能の強化	79
第1	防災空間の整備	
第2	都市基盤施設の防災機能の強化	
第3	木造密集市街地の整備促進	
第4	建築物の安全性に関する指導等	
第5	文化財	
第6	ライフライン・放送施設災害予防対策	
第2 節	地震災害予防対策の推進	85
第1	大阪府地震防災アクションプランの推進	
第2	大規模地震の被害想定	
第3	大阪府地震防災アクションプランの概要	
第4	地震・津波観測体制の整備	
第5	建築物の耐震対策の促進	
第6	土木構造物の耐震対策の推進	
第7	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	
第8	自治体のBCP（業務継続計画）の策定・運用	
第9	東南海・南海地震による津波防災対策の総合的な推進等	

第3節	水害予防対策の推進	94
第1	河川の改修	
第2	高潮対策	
第3	水害減災対策	
第4	下水道の整備	
第5	農地防災対策	
第6	地盤沈下対策	
第4節	土砂災害予防対策の推進	98
第1	土石流対策（砂防）	
第2	地すべり対策	
第3	急傾斜地崩壊対策	
第4	土砂災害警戒区域等における防災対策	
第5	土砂災害警戒情報の作成・発表	
第6	山地災害対策	
第7	宅地防災対策	
第8	道路防災対策	
第5節	危険物等災害予防対策の推進	101
第1	危険物災害予防対策	
第2	高圧ガス災害予防対策	
第3	火薬類災害予防対策	
第4	毒物劇物災害予防対策	
第5	危険物積載船舶等災害予防対策	
第6節	火災予防対策の推進	105
第1	建築物等の火災予防	
第2	林野火災予防	

災害応急対策 目次

第1章 活動体制の確立

第1節 組織動員	111
第1 府の組織体制	
第2 府の動員配備体制	
第3 市町村の組織動員配備体制	
第4 防災関係機関の組織動員配備体制	
第2節 自衛隊の災害派遣	117
第1 知事の派遣要請	
第2 自衛隊の自発的出動基準	
第3 派遣部隊の受入れ	
第4 派遣部隊の活動	
第5 撤収要請	
第3節 広域応援等の要請・受入れ	120
第1 府	
第2 府公安委員会	
第3 市町村	
第4 広域応援等の受入れ	
第5 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣	

第2章 情報収集伝達・警戒活動

第1節 警戒期の情報伝達	125
第1 気象予警報の伝達	
第2 土砂災害警戒情報の伝達	
第3 津波警報・注意報等の伝達	
第4 住民への周知	
第2節 警戒活動	145
第1 気象観測情報の収集伝達	
第2 水防警報及び洪水予報等	
第3 水防活動	
第4 土砂災害警戒活動	
第5 異常現象発見時の通報	
第6 ライフライン・交通等警戒活動	

第7	在港船舶避難活動	
第8	流木防止活動	
第3節	津波警戒活動	154
第1	避難対策等	
第2	水防活動	
第3	ライフライン・放送事業者の活動	
第4	交通対策	
第5	在港船舶に対する周知活動	
第6	流木防止活動	
第4節	発災直後の情報収集伝達	160
第1	情報収集伝達経路	
第2	府における情報収集伝達	
第3	市町村における情報収集伝達	
第4	防災関係機関の情報収集伝達	
第5	通信手段の確保	
第5節	災害広報	164
第1	災害広報	
第2	報道機関との連携	
第3	広聴活動の実施	
第3章	消火、救助、救急、医療救護	
第1節	消火・救助・救急活動	169
第1	市町村	
第2	府	
第3	府警察	
第4	第五管区海上保安本部	
第5	各機関による連絡会議の設置	
第6	自主防災組織	
第2節	医療救護活動	171
第1	医療情報の収集・提供活動	
第2	現地医療対策	
第3	後方医療対策	
第4	医薬品等の確保・供給活動	
第5	個別疾病対策	

第4章 避難収容

第1節 避難誘導	179
第1 避難指示、避難勧告、避難準備情報	
第2 洪水、高潮、土砂災害による避難準備の指示	
第3 住民への周知	
第4 避難者の誘導等	
第5 警戒区域の設定	
第2節 避難所の開設・運営	182
第1 避難所の開設	
第2 避難所の管理、運営	
第3 避難所の早期解消のための取組み	
第3節 災害時要援護者への支援	184
第1 災害時要援護者の被災状況の把握等	
第2 被災した災害時要援護者への支援活動	

第5章 交通対策、緊急輸送活動

第1節 交通規制・緊急輸送活動	189
第1 陸上輸送	
第2 水上輸送	
第3 航空輸送	
第2節 交通の維持復旧	193
第1 交通の安全確保	
第2 交通の機能確保	

第6章 二次災害防止、ライフライン確保

第1節 公共施設応急対策	197
第1 公共土木施設等	
第2 公共建築物	
第3 応急工事	
第2節 民間建築物等応急対策	199
第1 民間建築物等	
第2 危険物等	
第3 放射性物質	

第4章	文化財	
第3節	ライフライン・放送の確保	201
第1	被害状況の報告	
第2	ライフライン事業者における対応	
第3	放送事業者における対応	
第4節	農林水産関係応急対策	204
第1	農業用施設	
第2	漁港施設	
第3	農作物	
第4	畜産	
第5	林産物	
第7章	被災者の生活支援	
第1節	災害救助法の適用	209
第1	法の適用	
第2	救助の内容	
第2節	緊急物資の供給	210
第1	給水活動	
第2	食料・生活必需品の供給	
第3節	住宅の応急確保	212
第1	被災住宅の応急修理	
第2	住居障害物の除去	
第3	応急仮設住宅の建設	
第4	公共住宅への一時入居	
第5	住宅に関する相談窓口の設置等	
第6	他府県への応急仮設住宅用地の要請	
第7	建設用資機材等の調達	
第4節	応急教育	214
第1	教育施設の応急整備	
第2	応急教育体制の確立	
第3	就学援助等	
第5節	自発的支援の受入れ	216
第1	ボランティアの受入れ	

- 第2 義援金品の受付・配分
- 第3 海外からの支援の受入れ
- 第4 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の援護対策等

第8章 社会環境の確保

第1節 保健衛生活動	221
第1 防疫活動	
第2 食品衛生監視活動	
第3 被災者の健康維持活動	
第4 応援要請	
第5 動物保護等の実施	
第2節 廃棄物の処理	225
第1 し尿処理	
第2 ごみ処理	
第3 がれき処理	
第3節 遺体の処理、火葬等	227
第1 府警察、第五管区海上保安本部	
第2 市町村	
第3 応援要請	
第4節 社会秩序の維持	228
第1 住民への呼びかけ	
第2 警備活動	
第3 物価の安定及び物資の安定供給	

付編：東海地震の警戒宣言に伴う対応 目次

第1章 総則	233
第1 目的	
第2 基本方針	
第2章 東海地震注意情報発表時の措置	234
第1 東海地震注意情報の伝達	
第2 警戒態勢の準備	
第3章 警戒宣言が発せられた時の対応措置	235
第1 東海地震予知情報等の伝達	
第2 警戒態勢の確立	
第3 住民等に対する広報	

事故等災害応急対策 目次

第1節 海上災害応急対策	241
第1 府の組織動員	
第2 通報連絡体制	
第3 事故発生時における応急措置	
第4 事故対策連絡調整本部の設置	
第2節 航空災害応急対策	249
第1 府の組織動員	
第2 大阪国際空港	
第3 関西国際空港	
第4 八尾空港	
第5 その他の地域	
第3節 鉄道災害応急対策	258
第1 府の組織動員	
第2 情報収集伝達体制	
第3 鉄軌道事業者の災害応急対策	
第4節 道路災害応急対策	261
第1 府の組織動員	
第2 情報収集伝達体制	
第3 道路管理者の災害応急対策	
第5節 危険物等災害応急対策	264
第1 府の組織動員	
第2 危険物災害応急対策	
第3 高圧ガス災害応急対策	
第4 火薬類災害応急対策	
第5 毒物劇物災害応急対策	
第6節 高層建築物、地下街、市街地災害応急対策	270
第1 府の組織動員	
第2 通報連絡体制	
第3 火災の警戒	
第4 市町村	
第5 府警察	
第6 大阪ガス株式会社	
第7 高層建築物、地下街の管理者等	
第7節 林野火災応急対策	275
第1 府の組織動員	
第2 市町村の活動体制	
第3 防災関係機関等の活動体制	
第4 火災通報等	
第5 火災の警戒	

災害復旧・復興対策 目次

第1章 災害復旧対策

第1節 復旧事業の推進	281
第1 被害の調査	
第2 公共施設等の復旧	
第3 激甚災害の指定	
第4 激甚災害指定による財政援助	
第2節 被災者の生活確保	282
第1 災害弔慰金等の支給	
第2 災害援護資金・生活資金等の貸付	
第3 租税等の減免及び徴収猶予等	
第4 雇用機会の確保	
第5 住宅の確保等	
第6 被災者生活再建支援金	
第7 り災証明書の交付	
第3節 中小企業の復旧支援	287
第1 府の措置	
第2 資金の融資	
第4節 農林漁業関係者の復旧支援	288
第1 府の措置	
第2 資金の融資	

第2章 災害復興対策

第1節 基本方向の決定	291
第2節 復興計画の作成	291
第3節 復興のための体制整備	291

〔総 則〕

〔総則〕

第1節 目的等

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第40条（都道府県地域防災計画）及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第6条（推進計画）の規定に基づき、大阪府の地域に係る防災（災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策）に関し、府、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって府の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に定める特別防災区域に係る防災については、同法第31条の規定に基づく大阪府石油コンビナート等防災計画によるが、同計画と十分調整し、連携を図る。

第2 計画の構成

この計画の構成は、目的、防災関係機関の業務の大綱等基本的事項及び各編共通の事項を定める総則、被害を予防するため災害発生前に行うべき諸対策について定める災害予防対策、災害発生直後、被害の拡大を防止するために行うべき諸対策について定める災害応急対策、災害発生から一定期間経過後、被災地の社会経済活動を災害発生前の状態へ回復させるために行うべき諸対策について定めた災害復旧・復興対策の各編に分けることを基本的な構成とする。

各編においては、各種災害に比較的共通する事項を基本事項としてまとめ、府域で想定される各々の災害種別において個別の対策が必要な場合は、災害種別毎に必要な事項を定める。但し、原子力災害については、その特殊性に鑑み、「原子力災害対策編」として別に定める。

第3 災害想定

この計画においては、本府の地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中等の社会的条件並びに過去において発生した各種災害の経験を勘案し、次のとおり発生し得るべき災害を想定した。

- 1 地震災害
- 2 風水害
- 3 海上災害
- 4 航空災害
- 5 鉄道災害
- 6 道路災害
- 7 危険物等災害
- 8 高層建築物、地下街及び市街地災害
- 9 林野火災
- 10 原子力災害

〔総則〕

第2節 防災の基本方針

災害が発生しやすい我が国にあって、多くの人口、高度化した土地利用等の社会条件をあわせ持つ大阪府において、防災は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

特に、現在においては、21世紀の半ばまでに極めて高い確率で発生するとされている東南海・南海地震や非常に強い揺れをもたらす直下型地震、大規模風水害による大きな被害が懸念されるなど、府域における防災対策の一層の充実強化が求められている。

災害の予防・被害軽減を図るためには、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の各段階において、国、公共機関、府、市町村、住民、事業者等が相互に連携し、最善の対策をとることが必要であり、それぞれが積極的かつ計画的に行動するとともに、相互協力を積み重ね、災害の予防と被害軽減を実現していくよう努めなければならない。

このため、大阪府では、予防対策・応急対策の各段階ごとに各主体が実施すべき取組みを定め、計画的に防災対策を進めていくとともに、その推進にあたっては、国・市町村その他の防災関係機関に加え、住民や民間事業者など多様な主体と連携を密にし進めていく。

また、大規模な災害による被害の軽減のためには、多くの対策が必要であり、中長期的な視点から継続的に取組まなければならないものも多い。

そこで、大阪府では、災害により発生した被害の拡大を極力防止する対策（応急対策中心）の充実を努めるとともに、民間とも十分に連携しながら、中長期的な観点から被害発生を軽減できるような対策（予防対策中心）もあわせて進める。

以上を基本方針とし、府域における防災対策を進める。

〔総則〕

第3節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、防災対策を総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

第1 防災関係機関の基本的責務

1 府

府は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、府域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援しかつその総合調整を行う。

2 市町村

市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、府域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、府及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関、指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、府及び市町村の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第2 防災関係機関の業務大綱

1 府

(1) 政策企画部（危機管理室）

- 府の防災・危機管理対策の総合調整に関する事
- 大阪府防災会議の事務に関する事
- 大阪府災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事
- 市町村等防災関係機関との調整に関する事
- 市町村地域防災計画の指導に関する事
- 消防計画の指導に関する事
- 消防力の強化に関する事
- 消火活動に係る広域応援に関する事
- 救助・救急活動に関する事
- 自主防災組織体制の整備に関する事
- ボランティアの活動環境の整備に関する事
- 防災に係る教育、訓練に関する事
- 防災拠点の管理・運営に関する事
- 防災行政無線の整備等に関する事
- 被害情報の収集・伝達に関する事
- 災害記録に関する事
- 災害救助法に関する事
- 災害弔慰金の支給等に関する法律に関する事
- 被災者生活再建支援法に関する事
- 避難収容に関する事
- 応急仮設住宅の事前準備に関する事
- 災害用物資・資機材の備蓄及び調達に関する事
- 救助物資等の緊急輸送に関する事
- 義援物資に関する事
- 緊急調査班の編成に関する事
- 国・市町村との連絡に関する事
- 自衛隊との連絡、調整に関する事
- 他府県との相互応援に関する事
- 津波対策に関する事
- 危険物の防災対策に関する事
- 高圧ガス・火薬類の防災対策に関する事
- 環境放射線モニタリング設備等の整備及び維持、管理に関する事
- 緊急時環境放射線モニタリングに関する事
- 安定ヨウ素剤の整備・保管に関する事

(2) 政策企画部（危機管理室以外）

- 国に対する緊急要望に関すること
- 復興に係る府政の総合企画及び調整に関すること
- 報道機関との放送協定に基づく緊急放送に関すること
- 報道機関との連絡に関すること

(3) 総務部

- 災害対策関係予算その他財務に関すること
- 自然災害防止事業債に関すること
- 情報技術の支援に関すること
- 災害時における職員の服務等に関すること
- 職員参集状況の把握に関すること
- 府税事務所（府民センター内設置）との連絡に関すること
- 府税の減免に関すること
- 災害時における他部局及び市町村の応援に関すること
- 被災市町村の行財政の指導、資金措置に関すること
- 車両の調達計画に関すること
- 庁舎等の防災に関すること
- 災害時の緊急物資・資機材の調達に関すること

(4) 府民文化部

- 災害広報に関すること
- 府民からの相談に関すること
- 物価の監視・安定に関すること
- 私立学校における防災計画等についての状況把握に関すること
- 公立大学法人大阪府立大学の防災に関すること
- 海外からの支援団の活動支援に関すること
- 外国政府関係機関等との連絡調整に関すること

(5) 福祉部

- 義援金に関すること
- 所管福祉施設入所者の避難計画に関すること
- 大阪府社会福祉協議会が設置運営する災害時ボランティアセンターの運営にかかる連絡・調整に関すること
- 要援護高齢者、障がい者等の避難に関すること
- 要援護高齢者、障がい者等に対する福祉サービスに関すること

(6) 健康医療部

- 災害時の医療体制の整備計画に関すること
- 医療救護班の活動に関すること
- 民間医療施設の防災計画に関すること
- 医師会等の協定に関すること

- 監察医業務に関すること
- 救急医療体制の充実に関すること
- 救急医療情報センターの情報把握に関すること
- 災害時における保健衛生に関すること
- 防疫に関すること
- 地方独立行政法人大阪府立病院機構（府立病院）に係る災害時の医療体制の整備計画に関すること
- 毒物・劇物の災害予防に関すること
- 災害時の死体処理に係る火葬計画に関すること
- 粉乳の調達斡旋に関すること
- 食品衛生の監視及び感染症対策に関すること
- し尿処理施設の維持管理に関すること
- 水道施設の耐震化事業に係る指導に関すること
- 水道施設の被害状況の把握に関すること
- 水道の広域応援の要請に関すること
- 飲料水の摂取制限等に関すること
- 水道施設の災害復旧事業計画に係る指導に関すること

(7) 商工労働部

- 災害時の緊急物資（生活必需品）の調達、あっせんに関すること
- 災害復旧時の復旧用資材の調達、あっせんに関すること
- 中小企業等に対する融資等の対策に関すること
- 不正計量の監視に関すること
- 災害による離職者に対する就職あっせんの要請に関すること
- 被災事業者に対する雇用維持の要請に関すること

(8) 環境農林水産部

- 自然環境の保全と回復に係る施策の調整及び推進に関すること
- 森林の防災に関すること
- 府営林等に関すること
- 治山事業の推進に関すること
- 山地災害危険地の把握に関すること
- 林野火災対策に関すること
- 復旧対策用木材の調達、あっせんに関すること
- ため池防災に関すること
- 土地改良事業に関すること
- 農林水産施設の防災計画に関すること
- 農地防災対策に関すること
- 地すべり防止法に基づく区域指定に関すること
- 農作物及び家畜の防疫等に関すること
- 動物の保護等に関すること

- 耕地関係復旧事業の指導調整に関する事
- 中央卸売市場の活動把握に関する事
- 漁港施設対策に関する事
- 応急救助用食料の確保、調達に関する事
- 農林災害復旧補償に関する事
- 被災農林、漁業者に対する災害融資に関する事
- 地盤沈下対策に関する事
- 廃棄物の処理に関する事
- 飲食物の摂取制限等に関する事

(9) 都市整備部

- 河川の整備に関する事
- 水防に関する事
- 特定地域の潮害に関する事
- 土砂災害の防止に関する事
- 道路の整備に関する事
- 道路交通の確保に関する事
- 災害危険度判定調査の促進に関する事
- 防災都市づくり計画の推進に関する事
- 都市の復興に関する事
- 都市公園の整備に関する事
- 土木施設の緑化に関する事
- 下水道施設の整備に関する事
- 港湾における船舶・流木対策に関する事
- 公共土木施設等の二次災害の防止に関する事
- 斜面判定制度に関する事
- 災害復旧事業に関する事
- 災害復旧事業に係わる市町村指導に関する事
- 海上の流出油に対する防除措置に関する事
- 防災知識の普及・啓発に関する事
- 土地区画整理事業、市街地再開発事業等の推進に関する事

(10) 住宅まちづくり部

- 宅地造成工事規制区域の指定に関する事
- 宅地防災パトロールの活動に関する事
- 建築基準法に係る災害危険区域の指定に関する事
- 建築資材の調達協定に関する事
- 建築物の耐震化に関する事
- 木造密集市街地の整備促進に関する事
- 建築物等の火災予防に関する事
- 応急仮設住宅に関する事

- 応急修理に関する事
- 管下事業主体の対策調整に関する事
- 住宅金融支援機構等との連絡に関する事
- 被災府営住宅の応急対策に関する事
- 建築物の二次災害の防止に関する事
- 宅地の二次災害の防止に関する事
- 被災建築物応急危険度判定制度に関する事
- 被災宅地危険度判定制度に関する事
- 住宅相談に関する事
- り災都市借地借家臨時措置法に関する事
- 公営住宅復旧計画に関する事
- 住宅復興計画の策定・推進に関する事
- 被災住宅に対する災害特別融資に関する事

(11) 会計局

- 災害救助基金の出納に関する事

(12) 水道部

- 府営水道・工業用水道施設の耐震化等に関する事
- 府営水道・工業用水道の被害情報に関する事
- 災害時の緊急物資（飲料水）の確保に関する事
- 水道用水及び工業用水の供給確保に関する事
- 応急給水及び応急復旧に関する事
- 大阪府水道震災対策中央本部組織の整備に関する事

(13) 教育委員会

- 防災教育に関する事
- 災害時の応急教育に関する事
- 児童及び生徒の避難に関する事
- 被災児童及び生徒の就学援助に関する事
- 被災児童及び生徒の救護に関する事
- 避難所の開設等に対する協力に関する事
- 文化財応急対策に関する事

2 大阪府警察

- 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関する事
- 被災者の救出救助及び避難指示に関する事
- 交通規制・管制に関する事
- 広域応援等の要請・受入れに関する事
- 遺体の検視（見分）等の措置に関する事

- 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関すること
- 災害資機材の整備に関すること

3 市町村

- 当該市町村の防災会議及び災害対策本部に関すること
- 当該市町村の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関すること
- 緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること
- 消防活動及び水防活動の実施に関すること
- 防災関係機関との連絡調整に関すること
- 住民の防災活動の啓発、指導に関すること

4 指定地方行政機関

(1) 近畿管区警察局

- 管区内各府県警察の指導・調整に関すること
- 他管区警察局との連携に関すること
- 情報の収集及び連絡に関すること
- 警察通信の運用に関すること
- 管区広域緊急援助隊の訓練及び広域応援・派遣に伴う調整に関すること

(2) 近畿総合通信局

- 非常通信体制の整備に関すること
- 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること
- 災害時における電気通信の確保に関すること
- 非常通信の統制、管理に関すること
- 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること

(3) 大阪管区気象台

- 観測施設等の整備に関すること
- 防災知識の普及・啓発に関すること
- 災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関すること

(4) 近畿財務局

- 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請に関すること
- 国有財産の無償貸付等の措置に関すること
- 地方公共団体に対する災害融資に関すること
- 災害復旧事業費の立会い等に関すること

(5) 近畿厚生局

- 救援等に係る情報の収集及び提供に関すること

(6) 大阪労働局

- 災害時における事業場施設の被災状況の収集に関する事
- 災害時の応急工事等における労働災害防止についての事業場等への監督指導に関する事
- 災害時の応急工事等における二次災害防止措置をはじめとした労働災害防止のための自主的安全管理運動の促進に関する事
- 労働者の災害補償に関する事
- 離職者の早期再就職等の促進に関する事
- 雇用保険の失業等給付に関する事

(7) 近畿農政局

- 防災営農体制の指導及び農地防災事業の推進に関する事
- 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関する事
- 農業関係被害の調査・報告等に関する事
- 災害時における病虫害の防除および家畜の管理等に関する事
- 農畜物の需給調整に関する事
- 農業協同組合等に対する融資等に関する事
- 農地・施設の復旧対策の指導に関する事
- 農地・施設の復旧事業費の査定に関する事
- 土地改良機械の緊急貸付に関する事
- 被害農林漁業者等に対する災害融資に関する事
- 野菜・乳製品等の供給あっせんに関する事
- 技術者の緊急派遣等に関する事

(8) 近畿農政局（大阪農政事務所）

- 応急食糧（米穀）等の備蓄に関する事
- 災害時における主要食糧の供給に関する事

(9) 近畿中国森林管理局

- 国有保安林・治山施設の整備に関する事
- 林野火災予防体制の整備に関する事
- 林野火災対策の実施に関する事
- 災害対策用材の供給に関する事

(10) 近畿経済産業局

- 工業用水道の復旧対策の推進に関する事
- 所管事業者等に対する予防体制確立の指導等に関する事
- 生活必需品等の調達体制の整備に関する事
- 災害対策物資の適正な価格の確保及び円滑な供給に関する事
- 罹災事業者の業務の正常な運営確保に関する事
- 生活必需品・復旧資材等の供給の確保に関する事

- 電気・ガス事業に関する復旧対策の推進に関すること
- 被災中小企業の復旧資金の確保・あっせん等に関すること

(11) 中部近畿産業保安監督部近畿支部

- 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス及び液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進に関すること
- 鉱山の保安に関する業務指導に関すること

(12) 近畿地方整備局

- 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること
- 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること
- 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること
- 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
- 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること
- 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること
- 直轄公共土木施設の復旧に関すること
- 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること
- 緊急物資及び人員輸送活動に関すること
- 海上の流出油に対する防除措置に関すること
- 港湾、海岸保全施設等の応急復旧工法の指導に関すること
- 港湾、海岸保全施設等の復旧事業の推進に関すること
- 空港に関する直轄土木施設の復旧事業の推進に関すること
- 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること

(13) 近畿運輸局

- 所管する交通施設及び設備の整備についての指導に関すること
- 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達に関すること
- 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整に関すること
- 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請に関すること
- 特に必要があると認める場合の輸送命令に関すること
- 災害時における交通機関利用者への情報の提供に関すること

(14) 大阪航空局

- 指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関すること
- 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること
- 空港施設の応急点検体制の整備に関すること
- 災害時における航空機輸送の安全確保に関すること
- 遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること

(15) 第五管区海上保安本部（大阪海上保安監部、関西空港海上保安航空基地）

- 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること

- 流出油防除資機材の備蓄及び油防除組織の育成指導に関すること
- 危険物積載船舶等の災害予防対策に関すること
- 海難救助体制の整備に関すること
- 海上交通の制限に関すること
- 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関すること
- 海難の救助及び危険物等の海上流出対策に関すること
- 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること
- 海上交通の安全の確保及び海上の治安の維持に関すること
- 海上における緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること

(16) 近畿地方環境事務所

- 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること
- 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること

5 自衛隊（陸上自衛隊第3師団）

- 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること
- 災害派遣に関すること
- 緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

(1) 郵便事業株式会社新大阪支店及び郵便局株式会社大阪中央郵便局

- 災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関すること
- 災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関すること
- 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること

(2) 西日本旅客鉄道株式会社（鉄道本部）、日本貨物鉄道株式会社（関西支社）及び東海旅客鉄道株式会社（新幹線運行本部）（以下、この計画において「西日本旅客鉄道株式会社等」という。）

- 鉄道施設の防災管理に関すること
- 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること
- 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること
- 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること
- 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
- 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

(3) 西日本電信電話株式会社（大阪支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社（関西営業支店）及び株式会社NTTドコモ（関西支社）（以下、本計画において「西日本電信電話株式会社等」という。）

- 電気通信設備の整備と防災管理に関すること

- 応急復旧用通信施設の整備に関する事
- 津波警報、気象警報の伝達に関する事
- 災害時における重要通信確保に関する事
- 災害関係電報・電話料金の減免に関する事
- 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事
- 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関する事

(4) 日本銀行（大阪支店）

- 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導に関する事

(5) 日本赤十字社（大阪府支部）

- 災害医療体制の整備に関する事
- 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関する事
- 災害時における医療助産等救護活動の実施に関する事
- 義援金品の募集、配分等の協力に関する事
- 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関する事
- 救援物資の備蓄に関する事

(6) 日本放送協会（大阪放送局）

- 防災知識の普及等に関する事
- 災害時における放送の確保対策に関する事
- 緊急放送・広報体制の整備に関する事
- 気象予警報等の放送周知に関する事
- 避難所等への受信機の貸与に関する事
- 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事
- 災害時における広報に関する事
- 災害時における放送の確保に関する事
- 災害時における安否情報の提供に関する事

(7) 西日本道路株式会社（関西支社）

- 管理道路の整備と防災管理に関する事
- 道路施設の応急点検体制の整備に関する事
- 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事
- 被災道路の復旧事業の推進に関する事

(8) 独立行政法人水資源機構（関西支社）

- ダム施設等の整備と防災管理に関する事
- 水防に関する事

(9) 阪神高速道路株式会社

- 管理道路の整備と防災管理に関する事

- 道路施設の応急点検体制の整備に関する事
- 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事
- 被災道路の復旧事業の推進に関する事

(10) KDDI株式会社（関西総支社）

- 電気通信設備の整備と防災管理に関する事
- 応急復旧用通信施設の整備に関する事
- 津波警報、気象警報の伝達に関する事
- 災害時における重要通信確保に関する事
- 災害関係電報・電話料金の減免に関する事
- 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事

(11) 大阪ガス株式会社

- ガス施設の整備と防災管理に関する事
- 災害時におけるガスによる二次災害防止に関する事
- 災害時におけるガスの供給確保に関する事
- 被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事

(12) 日本通運株式会社（大阪支店）

- 緊急輸送体制の整備に関する事
- 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関する事

(13) 関西電力株式会社

- 電力施設の整備と防災管理に関する事
- 災害時における電力の供給確保体制の整備に関する事
- 災害時における電力の供給確保に関する事
- 被災電力施設の復旧事業の推進に関する事

(14) 関西国際空港株式会社

- 空港島周辺の航空機災害の予防に関する事
- 空港施設の応急点検体制の整備に関する事
- 空港島周辺の航空機災害の応急対策に関する事
- 災害時における輸送確保に協力する事
- 災害時における航空機輸送の安全確保と空港施設の機能確保に関する事

(15) 独立行政法人国立病院機構本部近畿ブロック事務所

- 国立病院等が実施する災害医療活動等の調整に関する事

(16) 各土地改良区

- ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関する事
- 農地及び農業用施設の被害調査に関する事

- 湛水防除活動に関する事
- 被災農地、農業用施設の復旧事業の推進に関する事

(17) 各水防事務組合

- 水防団員の教育及び訓練に関する事
- 水防資機材の整備、備蓄に関する事
- 水防活動の実施に関する事

(18) 各地方鉄道・軌道、各乗合旅客自動車運送事業者

- 鉄道施設の防災管理に関する事
- 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事
- 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事
- 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事
- 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事

(19) 社団法人大阪府医師会

- 災害時における医療救護の活動に関する事
- 負傷者に対する医療活動に関する事

(20) 社団法人大阪府歯科医師会

- 災害時における医療救護の活動に関する事
- 被災者に対する歯科保健医療活動に関する事

(21) 社団法人大阪府薬剤師会

- 災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関する事
- 医薬品等の確保及び供給に関する事

(22) 財団法人大阪府消防協会

- 防火・防災思想の普及に関する事
- 消防団員の教養・訓練及び育成に関する事

(23) 各民間放送株式会社

- 防災知識の普及等に関する事
- 災害時における広報に関する事
- 緊急放送・広報体制の整備に関する事
- 気象予警報等の放送周知に関する事
- 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事
- 被災放送施設の復旧事業の推進に関する事

(24) 社団法人大阪府トラック協会

- 緊急輸送体制の整備に関する事

- 災害時における緊急物資輸送の協力に関する事
- 復旧資機材等の輸送協力に関する事

(25) 大阪府道路公社

- 公社管理道路の整備と防災管理に関する事
- 道路施設の応急点検体制の整備に関する事
- 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事
- 被災道路の復旧事業の推進に関する事

(26) 社団法人大阪府エルピーガス協会

- エルピーガス施設の整備と防災管理に関する事
- 災害時におけるエルピーガスによる二次災害防止に関する事
- 災害時におけるエルピーガス及びエルピーガス器具等の供給確保に関する事
- 被災エルピーガス施設の復旧事業の推進に関する事

7 原子力事業者

- 原子力事業所及びその周辺等の安全性の確保に関する事
- 原子力防災組織の設置及び原子力防災要員の配置に関する事
- 特定事象（原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）及び原子力緊急事態時の情報の収集、連絡体制の整備に関する事
- 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備・維持に関する事
- 緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）への資料の提出に関する事
- 防災教育及び防災訓練の実施に関する事
- 原子力防災知識の普及、啓発に関する事
- 環境放射線監視への協力に関する事
- 災害情報の収集伝達及び通報連絡に関する事
- 原子力緊急事態応急対策（原子力災害合同対策協議会への参加を含む。）の実施に関する事
- 緊急時環境放射線モニタリングへの協力に関する事
- 緊急時医療活動への協力に関する事
- 他の原子力事業者への協力に関する事
- その他、大阪府・関係市町村等が実施する原子力防災対策への積極的な協力に関する事

〔総則〕

第4節 住民、事業者の基本的責務

第1 住民の基本的責務

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であることから、住民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者・災害時要援護者への援助、避難所の自主的運営のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力を努めなければならない。

第2 事業者の基本的責務

事業者は、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献）を十分に認識し、各事業者において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）を作成するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努めなければならない。

第3 住民・事業者・公共機関等の連携による府民運動の展開

災害の軽減には、住民、事業者、公共機関、大阪府、府内市町村等が、それぞれ防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねを行う必要があることから、災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実するため、その実践を促進する府民運動を展開しなければならない。

〔総則〕

第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正する。なお、原子力災害に係る箇所の修正に際しては、原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」を十分に尊重するものとする。

各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年大阪府防災会議が指定する期日までに、計画修正案を大阪府防災会議に提出するものとする。

〔注 記〕

本計画における用語について

- 住 民・・・・・・・・府域に住所を有する者、他府県から府の地域に通学・通勤する者及び災害時に府の地域に滞在する者等を含める。
- 災害時要援護者・・災害が発生した場合、情報把握、避難、生活の確保などを、迅速かつ的確に行いにくい立場に置かれることの多い高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人などをいう。
- 市町村・・・・・・・・市町村の部課等、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防本部、消防署、消防団）を含める。
- 関係市町・・・・・・・・原子力災害予防対策においては、原子力事業所の区域を管轄する市町及び原災法第7条第2項後段でいう関係周辺市をいう。
原子力災害応急対策及び原子力災害復旧対策においては、原災法第15条第2項により公示される緊急事態応急対策を実施すべき区域（以下「緊急事態応急対策実施区域」という。）を管轄する（した）市町をいう。
- 防災関係機関・・・・国、府、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
- 関係機関・・・・・・・・防災関係機関以外でその分野における防災に関係する機関をいう。
- 第五管区海上
- 保安本部等・・・・・・・・第五管区海上保安本部、大阪海上保安監部、関西空港海上保安航空基地をいう。
- 自衛隊・・・・・・・・陸上、海上、航空自衛隊をいうが、府域は陸上自衛隊第3師団の警備地区内となっている。
- ライフライン・・・・上水道、工業用水道、下水道、電力、ガス、電気通信の事業をいう。
- 原子力事業者等・・原災法第2条第3号で指定される原子力事業者及び核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線事故）予防対策、応急対策及び事後対策は、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第17条に規定する放射性同位元素の使用、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。）をいう。

〔災害予防対策〕

第 1 章

防災体制の整備

第1節 総合的防災体制の整備

防災関係機関は、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や防災訓練の実施などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

第1 組織体制の整備

1 府の組織体制の整備

府は、総合的な防災対策を推進するため、防災に係る組織体制の整備・充実を図る。

(1) 平常時に活動する組織

ア 大阪府防災会議

大阪府地域防災計画を作成し、その実施を推進する。

〔組織〕

会長 知事

委員 指定地方行政機関、陸上自衛隊、教育委員会、府警本部、市町村及び消防機関、指定公共機関・指定地方公共機関の長等、府知事部局の職員（副知事、危機管理監、都市整備部長）

イ 大阪府防災・危機管理対策推進本部

府の防災対策を総合的かつ計画的に推進する。

〔組織〕

本部長 知事

副本部長 副知事、危機管理監

本部長 危機管理室長、政策企画部長、企画室長、報道長、総務部長、府民文化部長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、水道企業管理者、教育長、警察本部長

(2) 災害時又は災害発生の恐れがある場合に活動する組織

ア 大阪府防災・危機管理警戒班

災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等にあたる。

〔組織〕

班長 危機管理室課長補佐

班員 危機管理室職員（管理職を除く。）

イ 大阪府防災・危機管理指令部

災害対策にかかる情報収集・対策推進組織として、府域における災害対策活動を総合的かつ計画的に実施する。

〔組織〕

指令部長 危機管理監
指令部副部長 危機管理室長
指令部員 危機管理課長、消防防災課長、保安対策課長、報道長、政策企画
総務課長、企画室課長（事業調整担当）、空港戦略室課長、財政
課長、人事課長、庁舎管理課長、府民活動推進課長、福祉総務課
長、健康医療総務課長、医療対策課長、商工労働総務課長、環境
農林水産総務課長、みどり・都市環境室長、農政室長、水産課長、
都市整備総務課長、都市整備部事業管理室長、道路環境課長、ダ
ム砂防課長、河川環境課長、港湾局経営振興課長、住宅まちづく
り総務課長、会計局長、水道部経営企画課長、教育総務企画課長

なお、災害、事故・事件等の態様に応じ指令部員を限定して、指令部会議を開催す
る。

《地域情報班》 大阪府防災・危機管理対策警戒班又は大阪府防災・危機管理対策指
令部が活動を開始した場合、地域の情報収集を行うために活動を開
始する。

〔組織〕

地域情報班長 土木事務所地域防災監
地域情報班員 府民センタービル内出先機関の職員

ウ 大阪府防災・危機管理警戒本部

大阪府防災・危機管理警戒本部は、災害の発生のおそれがあるが、時間、規模等の
推測が困難なとき、防災・危機管理対策指令部が災害情報により災害が発生したと判
断したとき、震度5弱又は震度5強を観測したとき、東海地震にかかる警戒宣言の発
令を認知したとき、原子力事業者が事業所の敷地境界付近に設置する放射線測定設備
又は府モニタリング設備でのガンマ線の放射線量が別に定める異常値を検出したとき、
その他知事が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するため
に設置する。

〔組織〕

本部長 知事
副本部長 副知事（3名）、危機管理監
本部員 政策企画部長、報道長、危機管理室長、総務部長、府民文化部長、
福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市
整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、水道企業管理者、教
育長

なお、災害の態様に応じ、構成員を限定する。

《地域警戒班》 大阪府災害警戒本部が設置された場合、地域の情報収集を行うため
に設置する。

〔組織〕

地域警戒班長 土木事務所地域防災監
地域警戒班員 府民センタービル内出先機関の職員

エ 大阪府災害対策本部

防災・危機管理対策指令部が災害情報により、大規模な災害が発生したと判断したとき、震度6弱以上の震度を観測したとき、原子力事業者からの通報（原災法第10条第1項）を受信したとき、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法第15条）を発出したとき、その他知事が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

〔組織〕

本部長 知事
副本部長 副知事（3名）、危機管理監
本部長 政策企画部長、報道長、危機管理室長、総務部長、府民文化部長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、水道企業管理者、教育長、警察本部警備部長

《大阪府災害対策本部地域連絡部》

大阪府災害対策本部が設置された場合、地域の情報収集を行うために設置する。

〔組織〕

地域連絡部長 土木事務所地域防災監
地域連絡部員 府民センタービル内出先機関の長又は同出先機関の長が指名した者

オ 大阪府現地災害対策本部

災害の地域的特性に応じ災害応急対策の実施を局地的又は重点的に推進するために設置する。

〔組織〕

本部長 災害対策本部長が指名する者
副本部長 土木事務所地域防災監
本部長 府民センタービル内出先機関の長、保健所長
なお、必要に応じてその他出先機関の長等を追加する。

カ 大阪府水防本部（「大阪府水防計画」参照）

水防を総括するために、設置する。

〔組織〕

水防本部長 知事
副本部長 副知事（都市整備部担当）
指揮監 都市整備部長、環境農林水産部長
指揮監付 都市整備部技監、港湾局長、都市整備部次長、都市整備総務課長、事業管理室長、交通道路室長、道路整備課長、街路課長、交通対策課長、道路環境課長、河川室長、河川整備課長、ダム砂防課長、河川環境課長、下水道室長、事業課長、経営企画課長、公園課長、用地室長、環境農林水産部次長、農政室長、農政室整備課長、消

	防防災課長
指揮班長	総合計画課長
副指揮班長	河川環境課長、河川整備課長、ダム砂防課長
現地指導班長	土木事務所長、西大阪治水事務所長、寝屋川水系改修工営所長、 港湾局長、農と緑の総合事務所長、流域下水道事務所長
機動班長	用地室課長補佐、総合計画課課長補佐、安威川ダム建設事務所長

キ 震災応急対策連絡会議の設置

府は、大阪府防災会議と大阪府災害対策本部との間の連絡を緊密に行うため、大阪府災害対策本部の設置後速やかに震災応急対策連絡会議を設置する。

なお、必要に応じて構成員を追加する。

(ア) 組織及び運営

a 組織構成

大阪府政策企画部危機管理室、大阪府警察本部警備部、陸上自衛隊第3師団第3部
大阪海上保安監部警備救難課、大阪管区气象台技術部、近畿地方整備局企画部、
大阪市消防局警防部、関西電力株式会社総務室庶務グループ、大阪ガス株式会社
総務部、西日本電信電話株式会社大阪支店災害対策室

b 運営

会議の主催者は大阪府政策企画部危機管理室長の職にある者をもってあてる。

(イ) 業務

- a 被害情報及び災害応急対策に関する情報交換
- b 相互協力及び応援要請の調整
- c その他相互協力に関し必要な事項

2 府の動員体制の整備

府は、災害時の組織体制の整備と併せて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるように、職員の配備体制及び参集体制の整備を図る。

(1) 職員の配備基準

知事は必要に応じ各号配備を指令する。なお、府域において震度4以上の震度を観測した場合は自動配備とする。

配備人員は「大阪府災害等応急対策実施要領」に定めるところによる。

ア 非常1号配備

- (ア) 災害発生のおそれがある気象予警報等により通信情報活動の必要があるとき
- (イ) 府域において震度4を観測したとき
- (ウ) 府域及びその周辺において災害等となるおそれがある大規模な事故等発生の情報により、通信情報活動の必要があるとき

イ 非常2号配備

- (ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により災害が発生したと判断したとき
- (イ) 府域において震度5弱又は震度5強を観測したとき
- (ウ) 指令部が災害等の情報により府域及びその周辺において大規模な事故等による災害等が発生したと判断したとき

ウ 非常3号配備

(ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により大規模災害が発生したと判断したとき

(イ) 府域において震度6弱以上の震度を観測したとき

(ウ) 指令部が災害等の情報により府域及びその周辺において社会的影響が大きいと認められる程度の大規模な事故等による災害等が発生したと判断したとき

(2) 大阪府水防本部の配備基準

水防本部長は、必要に応じ水防配備を発令する。なお、緊急の必要があるときは、現地指導班長が配備の発令を行う。

配備人員及び配備基準は「大阪府水防計画」に定めるところによる。

ア 警戒配備

イ 非常配備（第1配備、第2配備、第3配備）

(3) 勤務時間外における動員体制

ア 防災・危機管理当直の実施

勤務時間外における災害・危機事象にかかる原因情報等の迅速な収集と伝達を図るため、防災・危機管理当直を実施する。

イ 主要防災関係職員への早期情報伝達

災害対策本部員、防災・危機管理対策指令部員をはじめとする防災関係職員に対し、携帯電話を携帯させ、メール等により、情報伝達の迅速化を図る。

ウ 防災担当職員用住宅等の確保

防災・危機管理対策指令部員など主要な防災関係職員を緊急に参集させるため、庁舎周辺での住宅を確保する。

エ 職員の自動参集

職員は、府域において震度4以上の震度を観測した場合には、(1)の配備基準に基づき、自動参集する。

また、气象台から水防に関する予警報が出されたとき、水防担当者は、水防本部の指令を待つことなく自主参集する。

オ 職員の住所に着目した参集体制

大阪府災害対策本部及び府の災害対策主要施設における初動体制の迅速な確立をはじめ、市町村の被害状況及び対策状況等の収集・伝達による大阪府の災害応急対策の円滑な実施を期するため、本庁の災害対策本部、府民センタービル、広域防災拠点、広域支援部隊受入拠点のほか、府内市町村本庁舎に自宅から徒歩・自転車等により60分程度で参集可能な職員を緊急防災推進員として指名する。

緊急防災推進員は、府内で震度5弱以上の震度を観測した場合に、指定された場所に参集する。

3 市町村の組織動員体制の整備

当該市町村域における総合的な防災対策を推進するため、防災に係る中核的な組織体制の整備・充実を図るとともに、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図る。

4 その他の防災関係機関の組織体制の整備

災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、防災にかかる組織動員体制の整備を図る。

第2 防災中枢機能等の確保、充実

府、市町村をはじめ防災関係機関は、発災時に速やかな体制をとれるように、防災中枢機能等の確保、充実を図る。

1 防災中枢施設の整備

府は、情報ネットワークの拠点機能及び災害対策本部室を備えた防災情報センターを活用し、防災中枢機能の強化に努める。

市町村及び防災関係機関は、災害対策本部室等の防災中枢施設を整備するよう努める。また、代替施設の選定などのバックアップ対策、自家発電設備等の整備などに努める。

2 災害対策本部用食料等の確保

災害対策本部用として、飲料水・食料等の確保に努める。

第3 防災拠点の整備

府及び市町村は、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。

1 広域防災拠点の管理・運営

府は、大規模災害時における迅速かつ的確な応急対策の実施のために、広域防災拠点が次の機能を発揮するよう施設の適切な管理・運営に努める。

〔機能〕

- (1) 府の備蓄拠点、物資輸送拠点
- (2) 航空機を活用した物資輸送拠点（災害時用臨時ヘリポートとして利用）
- (3) 消防、警察、自衛隊各機関の活動拠点
- (4) 大規模災害発生時における広域防災基地のサブ機能

2 後方支援活動拠点の整備

府は、自衛隊、消防、警察など広域応援部隊の活動拠点として、後方支援活動拠点を整備する。

3 地域防災拠点の整備

市町村は、当該市町村域における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。

第4 装備資機材等の備蓄

防災関係機関は、応急対策及び応急復旧に、迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。

1 資機材等の備蓄及び技術者等の把握

装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により 資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。

また、大規模事故災害に対応するため、消火薬剤等の備蓄に努める。

2 資機材等の点検

備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検並びに補充交換を行い、保全に万全を期する。

3 データの保全

地籍、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

第5 防災訓練の実施

府、市町村をはじめ消防団等の防災関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、災害時要援護者や女性の参画を含め多くの住民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。実施にあたっては、各種災害に関する被害想定を明らかにし、必要に応じ交通規制を行うなど、実践的な内容とする。

さらに、訓練の事後評価を行いその効果を検証し、必要に応じて防災組織体制等の改善を図る。

1 総合的防災訓練の実施

府及び市町村等は、関係機関及び自主防災組織等住民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送、緊急地震速報対応等の総合的訓練、水防、林野火災、原子力、危険物、航空機、海上等の災害別対策訓練などの防災訓練を実施する。

その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

2 近畿府県合同防災訓練の実施

「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、近畿圏の防災関係機関等が参加する合同防災訓練を実施する。

第6 広域防災体制の整備

府、市町村をはじめ防災関係機関は、平常時から、大規模災害をも視野に入れ、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

また、府域における大規模災害発生時において府が防災関係機関に対し広域的な応援を要請する際に備え、別に定める広域的支援部隊受入計画に基づき、円滑な受入れ体制を整備する。

1 広域防災体制の整備

(1) 府県間の応援体制の整備

ア 近畿2府7県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）の相互応援体制の整備

府は、「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、物資の受入れ体制や避難者・傷病者の受入れ体制の整備を図り、さらに災害に関する域内各府県の情報の共有を図るなど他の府県との連携強化に努める。

イ 全国レベルの応援体制の整備

府は、「全国各都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、他の都道府県との連携強化に努める。

(2) 緊急消防援助隊の受入体制の整備

府及び市町村は、地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため、府が策定した「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊との連携及び受入体制の整備を図る。

(3) 広域緊急援助隊の受入体制の整備

府警察は、大規模災害時における警察活動を迅速かつ円滑に実施するため全国的に相互応援を行う部隊として設置されている「広域緊急援助隊」との連携や受入れ体制の整備を図る。

(4) その他防災関係機関の広域防災体制の整備

その他防災関係機関は、大規模災害に対応するため、広域的な防災体制の整備を推進する。

2 基幹的広域防災拠点の整備促進

国や被災府県・市町村、指定公共機関等の責任者が参集して広域的な災害対策活動の総合調整を行う現地の司令塔機能（合同現地対策本部機能）と、広域防災拠点のみでは対応が困難な場合に広域防災拠点を支援する高次支援機能（広域防災拠点機能）を有する基幹的広域防災拠点の整備を促進する。

〔司令塔機能〕

総合調整機能、情報通信機能

〔高次支援機能〕（堺2区に整備中）

人員等輸送機能、物資輸送拠点機能、ヘリポート機能、応援要員受入機能 など

第7 人材の育成

府、市町村をはじめ防災関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、職員への防災教育を充実するとともに、第一線で活動する消防職員及び消防団員の専門教育

を強化する。

1 職員に対する防災教育

府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、連携して職員に対し防災教育を実施する。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施及び参加
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 防災活動マニュアル等の配付

(2) 教育の内容

- ア 大阪府地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 気象、水象、地象、その他災害発生原因及び放射性物質・放射線についての知識並びに災害の種別ごとの特性
- エ 過去の主な被害事例
- オ 防災知識と技術（環境放射線モニタリングの実施方法、放射線関連機器及び緊急時医療などに関することを含む）
- カ 防災関係法令の適用
- キ 図上訓練の実施
- ク その他必要な事項

2 専門教育機能の強化

府及び大阪市は、消防職員等の知識・技能の向上を図るため、複雑化する災害の態様に対応できる高度かつ専門的な教育訓練を実施する。

第8 防災に関する調査研究の推進

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

第9 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備

府、市町村をはじめ防災関係機関は、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化、共同の訓練実施や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制を整備する。

第2節 情報収集伝達体制の整備

府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努める。

さらに、地域衛星通信ネットワークと市町村防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。

第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備

府、市町村をはじめ防災関係機関は、無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を実施するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築を図る。

各防災関係機関は、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

府及び市町村は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、災害時要援護者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

1 防災情報システムの充実

府は、災害時に被害の状況を把握し、的確な応急対策を実施するため、観測情報や被害情報の収集伝達など、初動活動に支障をきたさないよう、市町村と連携して防災情報システムを円滑に運用するとともに、防災関連情報のデータベース化を図るなど、機能充実に努める。

また、府は、災害時要援護者に対する防災情報の伝達にも配慮した住民への情報発信力を強化するとともに、府と市町村との防災情報の共有を進めることにより、災害対応の初動期における情報収集・伝達機能を強化するため、市町村とともに防災情報充実強化事業を実施し、同事業により実現するシステムを活用して以下の機能の実現を図る。

- (1) インターネットを利用した防災情報の収集及び伝達（防災ポータルサイトの設置など）
- (2) 携帯メールを利用した情報の収集伝達と職員の参集
- (3) 高所カメラ等を利用した情報空白期における情報収集

2 無線通信施設の整備

府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性に鑑み、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。

- (1) 府
 - ア 大阪府防災行政無線の充実強化

- (ア) 市町村との情報連絡を強化するための多重無線化
- (イ) 地上無線のバックアップとしての衛星通信の導入
- (ウ) 停電対策の強化としての無線専用発電機の設置
- (エ) 消防本部、医療機関（災害拠点病院等）などの防災関係機関への端末局の増設
- (オ) 被災現場との情報連絡手段を確保するための移動無線の充実
- イ 水道無線の整備充実（水道情報通信ネットワーク）
 - (ア) 本庁、事業所への設置による情報収集・伝達機能の強化
 - (イ) 大阪府防災行政無線との接続による情報収集・伝達機能の強化
- (2) 府警察
 - 警察無線の整備充実
- (3) 市町村
 - ア 市町村防災行政無線の整備充実
 - イ 消防無線の整備充実
- (4) 指定行政機関
 - ア 国土交通省（近畿地方整備局）無線の整備充実
 - イ 気象庁（大阪管区气象台）無線の整備充実
 - ウ 海上保安庁（第五管区海上保安本部）無線の整備充実
- (5) 指定公共機関
 - ア 西日本電信電話株式会社等無線の整備充実
 - 孤立防止用無線
 - イ 大阪ガス株式会社無線の整備充実
 - ウ 関西電力株式会社無線の整備充実
- (6) 防災相互通信用無線の整備
 - 防災関係機関は、災害時に相互に通信できる防災相互通信用無線の整備及び増強を図る。

第2 情報収集伝達体制の強化

府、市町村をはじめ防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化、及びポータルサイトのホームページによる配信やメールによる情報提供その他の多様な伝達手段の確保を図るとともに、職員の情報分析力の向上を図るなど、情報収集伝達体制の強化に努める。

府は、勤務時間外の情報収集伝達を迅速に行うため、職員の24時間常駐体制をとるものとする。

また、市町村は、消防等防災関係機関との連携により、職員常駐体制又はその代替的な体制の整備に努める。

第3 災害広報体制の整備

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達にかかる体制の整備に努める。

また、府及び市町村は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活

用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。

1 広報体制の整備

(1) 災害広報責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ、災害広報責任者を選任

(2) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理

(3) 広報文案の事前準備

ア 地震の規模・津波・余震・気象・海象・水位・放射線量等の状況

イ 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ

ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ

エ 災害時要援護者への支援の呼びかけ

オ 災害応急活動の窓口及び実施状況

(4) 災害時要援護者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保

2 緊急放送体制の整備

府及び放送事業者は、災害対策基本法の規定に基づく緊急放送体制の整備に努める。

3 報道機関との連携協力

放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。

4 災害時の広聴体制の整備

住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口などの体制を整備する。

第4 気象観測体制の整備

府、大阪管区气象台、近畿地方整備局をはじめ防災関係機関は、相互に連携し、災害の未然防止及び被害の軽減のため、常に地震等の観測が正確に行われるよう、観測設備の整備・充実を図るとともに、観測者の技術の習熟及び精度の向上を図り、観測体制の整備に努める。

防災関係機関は、気象に関する観測施設を適切に配置、整備し、観測体制の充実に努めるとともに、防災関係機関相互の情報交換・連携や情報の一元化に努める。

1 大阪管区气象台

地上気象観測（気圧、気温、風等）、レーダー気象観測（降水等）、海洋観測（潮位、潮時等）、地域気象観測（局地的異常気象の監視）等を行う。

2 近畿地方整備局

テレメータ、レーダー雨量計などによる観測体制の整備を図り、風水害情報の収集・連絡、提供を行う。

3 府

防災テレメータ（雨量、河川水位等）、ため池防災テレメータ（ため池水位等）、土石流発生監視システムにより、風水害等の自然災害を防ぐための観測体制を整備する。

第3節 消火・救助・救急体制の整備

府、市町村、府警察、第五管区海上保安本部及び原子力事業者等は、被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努める。

府及び市町村は、国と連携し、大規模災害又は特殊災害に対応するため、高度な技術及び資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

第1 市町村

大規模火災などの災害の発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制の一層の充実に努める。

1 消防力の充実

(1) 消防施設等の充実

「消防力の整備指針」（平成12年1月20日 消防庁告示第1号）に基づき消防署所を配置し、消防車両などの消防施設や映像情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防施設など、総合的消防力の充実に努める。

また、消防庁舎の耐震化に努める。

(2) 消防水利の確保

ア 「消防水利の基準」（昭和39年12月10日 消防庁告示第7号）に基づき、消火栓を配置する。

イ 河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽などの防火水槽の整備など、地域の実情に応じて、消防水利の多様化を図る。

ウ 遠距離大量送水システムの整備など消防水利を有効に活用するための消防施設・設備の充実に努める。

エ 沿岸地域においては、海水利用の消火を考慮し、消防艇の活用、巡視船艇との連携を強化する。

(3) 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努める。

(4) 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

ア 体制整備

若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、消防団協力事業所表示制度の活用、機能別分団・団員の導入の促進などにより、組織強化に努める。

イ 消防施設、装備の強化

消防団詰め所やポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線な

どの防災資機材の充実強化を図る。

ウ 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るために教育訓練を実施する。

エ 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。

2 広域消防応援体制の整備

地震等大規模災害発生に備え、市町村相互の応援協定の締結に努めるほか、受入れ体制の整備に努める。

3 市町村消防の広域化及び消防・救急無線のデジタル化

消防の体制の整備及び確立に向け、府が定めた「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえ、広域対象市町村が広域消防運営計画を作成し、消防の広域化を推進する。

また、消防機関は、消防・救急活動における情報取扱いの一層の適正化及び通信の高度化を図るため、消防・救急無線のデジタル化を進める。

第2 府

1 府は、消火・救助・救急活動体制をさらに強化するため、消防力の高度化、消防組織の常備化・広域化について、必要な助言・指導に努める。

2 府は財団法人大阪府消防協会と連携し、消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るよう教育訓練を実施するなど、消防団の活性化を図る。

第3 府警察

災害発生時の救助事象に迅速かつ的確に対応するため、救助工作車などの災害活動用特殊車両、救助用重機や生存者探索装置などの救助用資機材の整備を図るなど、救出救助体制の整備に努める。

第4 第五管区海上保安本部

海上における災害発生時の救助事象に迅速かつ的確に対応するため、平常時から、船艇、航空機や災害応急対策用資機材の整備を図るなど、海難救助体制の整備に努める。

第5 連携体制の整備

府、市町村、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊等は相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

第4節 災害時医療体制の整備

府及び市町村は、災害時の医療救護活動が迅速かつ連続して適切に行えるよう、医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制を整備する。

第1 災害医療の基本的考え方

災害時医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

この際死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて被災地域の内外を問わず、以下の点に留意し府内の全ての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。

1 現地医療活動

患者がまず最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療救護班等が「救護所」において実施する。

(1) 救護所及び現地医療活動の分類

次の2種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

ア 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置、トリアージ等を行う。

イ 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたって、避難所等に併設される救護所（医療救護所）で、主に軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

(2) 考え方

ア 医療機関をできるだけ「救護所」と位置づけ、医療救護班・物資の供給を行う。

イ 災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。

2 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地内と被災地外を含め）全ての医療機関で実施する。

(1) 災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。

(2) 広域搬送の可能な患者はできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。

(3) 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り（府域外も含め）多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。

(4) 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受け入れを行う。

第2 医療情報の収集・伝達体制の整備

府、市町村及び医療関係機関は相互に連携して、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

1 広域災害・救急医療情報システムの整備

府は、災害時の医療情報が迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、市町村及び医療関係機関などに、広域災害・救急医療情報システム（大阪府医療機関情報システム）を拡充する。

2 連絡体制の整備

- (1) 府、市町村及び医療関係機関は、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。
- (2) 府及び市町村は、情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する保健医療情報が収集できるように、災害医療情報連絡員を指名する。

3 その他

- (1) 市町村は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。
- (2) 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

第3 現地医療体制の整備

府、市町村及び医療関係機関は、救護所において応急処置などを行う現地医療体制を整備する。

1 医療救護班の種類と構成

府、市町村及び医療関係機関は、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目・職種別に医療救護班を構成する。

(1) 緊急医療班

災害発生直後に災害拠点病院が派遣する救急医療従事者で医療救護班を構成し、被害状況を早期に把握するとともに、救護所等で主に現場救急活動を行う。

緊急医療班の中には、災害の急性期に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）を含むものとする。

(2) 診療科別医療班

外科系、内科系、小児科、精神科及びその他の診療科目別の医療従事者で構成する医療班を構成し、救護所等で主に臨時診療活動を行う。ただし、各医療班は必要に応じて専門外の診療にも対応することとする。

(3) 歯科医療班

歯科医療従事者で構成し、救護所等で活動する。

(4) 薬剤師班

薬剤師で構成し、救護所、災害拠点病院及び広域防災拠点などで活動する。

2 医療救護班の編成基準

(1) 市町村

医療救護班の編成数、構成、参集場所、派遣方法を定めておく。

(2) 府

市町村で対応できない場合に、必要な医療救護班を編成し派遣できるよう医療救護班の編成数、構成、派遣方法を定めておく。

3 救護所の設置

市町村は、救護所の設置場所・基準、運営方法を定めておく。また医療機関を指定する場合は、開設者と調整する。

4 医療救護班の受け入れ及び派遣・配置調整

(1) 市町村

医療救護班の受け入れ及び救護所への配置調整を行う体制・窓口を整備する。

(2) 府

医療救護班の受け入れ及び被災市町村への派遣調整を行う体制・窓口を整備する。

第4 後方医療体制の整備

府は、後方医療体制を充実するため、機能別・地域別に災害医療の拠点となる「災害医療機関」を設定し、連携体制を推進する。

1 災害医療機関の整備

(1) 災害拠点病院

ア 基幹災害医療センター

地域災害医療センターと同様の機能に加え、災害医療の研修機能を有する基幹災害医療センターを整備する。

イ 地域災害医療センター

重症患者の救命医療を行うために高度な診療機能を有するとともに、医薬品及び医療用資器材の備蓄機能、自己完結型の医療救護班の派遣機能、広域患者搬送への対応機能を有する地域災害医療センターを整備する。

(2) 特定診療災害医療センター

循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療及び精神疾患など特定の疾病は専門医療を必要とすることから、対策拠点として特定診療災害医療センターを整備する。

(3) 市町村災害医療センター

市町村の医療救護活動の拠点として、市町村地域防災計画で位置づける医療機関を市町村災害医療センターとして整備する。

(4) 災害医療協力病院

災害拠点病院、市町村災害医療センター等と協力し、患者の受け入れを行う救急告示病院等を災害医療協力病院として整備する。

2 病院防災マニュアルの作成

全ての医療機関は、防災体制や災害時の応急対応策などを盛り込んだ病院防災マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

第5 医薬品等の確保体制の整備

府、市町村及び日本赤十字社大阪府支部は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の確保体制を整備する。

1 医薬品及び医療用資器材の確保体制の整備

府及び市町村は、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関などと協力し、医薬品及び医療要旨機材の確保体制を整備する。

(1) 災害拠点病院等での病院備蓄

- ア 災害拠点病院
- イ 特定診療災害医療センター
- ウ 市町村災害医療センター

(2) 卸業者及び製造業者による流通備蓄

(3) 大阪府薬剤師会医薬品備蓄センター（会営薬局）による備蓄

2 輸血用血液の確保体制の整備

日本赤十字社大阪府支部は、輸血用血液の確保体制を整備する。

第6 患者等搬送体制の確立

府及び市町村は、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・海路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

1 患者搬送

府及び市町村は、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（大阪府医療機関情報システム）の受け入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

2 医療救護班の搬送

府、市町村及び医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

3 医薬品等物資の輸送

(1) 市町村

医薬品等の受け入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

(2) 府、日本赤十字社大阪府支部

医薬品等の府外からの受け入れ及び被災地への輸送手段の確保、輸送拠点の選定、輸送体制の確立等を行う。

第7 個別疾病対策

府及び市町村は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。

第8 関係機関協力体制の確立

1 地域医療連携の推進

府及び市町村は、地域保健医療協議会を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。

2 災害拠点病院等連絡協議会の設置

府は、災害拠点病院等で構成する連絡協議会を設置し、災害拠点病院間及び関係機関との連絡・協力体制を確立する。

また連絡協議会は、災害医療体制マニュアルや、災害医療研修・院内災害医療訓練・教育プログラムの策定に係る助言や企画・提案、実施に協力する。

第9 医療関係者に対する訓練等の実施

1 災害医療に関する研修

基幹災害医療センターは、災害時における医療関係者の役割、特徴的な傷病・治療等についての研修会を実施する。

2 災害医療訓練の実施

各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。

府、市町村及び災害医療関係機関等は、地域の防災関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。

第5節 緊急輸送体制の整備

府、市町村その他の防災関係機関は、災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

第1 陸上輸送体制の整備

1 緊急交通路の選定

府、市町村は、府警察及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を選定する。また、広域緊急交通路のうち、災害発生直後における災害応急対策にあたる緊急通行車両の通行を最優先で確保するための道路として「重点14路線」を選定する。

(1) 広域緊急交通路（府選定）

ア 府県間を連絡する主要な道路

イ 府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地などを連絡する主要な道路

ウ 各府民センタービル、市町村庁舎など市町村の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路

(2) 地域緊急交通路（市町村選定）

広域緊急交通路と当該市町村が自ら選定した災害時用臨時ヘリポート、市町村災害医療センター、災害医療協力病院及び避難所などを連絡する道路

2 緊急交通路の整備

道路管理者は、多重性、代替性を考慮した緊急輸送ネットワークを確保するため、あらかじめ選定された緊急交通路の効率的な整備に努める。

また、河川管理者（国土交通大臣）は、緊急交通路の補完的機能を果たし、河川（淀川）における船着場と一体的に機能する緊急用河川敷道路の整備に努める。

3 災害時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

4 緊急交通路の周知

府、市町村、府警察及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から住民へ緊急交通路の周知に努める。

第2 航空輸送体制の整備

- 1 府は、負傷者や物資等の緊急輸送に際して陸上輸送の補完並びに他府県からの広域応援の受入れや市町村への応援を迅速に行うため、広域防災拠点、後方支援活動拠点、オフサイトセンター及び災害拠点病院などに災害時用臨時ヘリポートを整備する。
- 2 市町村は、応援を受入れるため、災害時用臨時ヘリポートを選定し、府に報告する。
- 3 三次救急医療機関等をはじめとする高度医療施設は、負傷者の搬送及び救急活動にヘリコプターを有効活用するため、緊急離着陸場等を確保するよう努める。

第3 水上輸送体制の整備

大量の人員、物資の輸送が可能な輸送手段として水上輸送を活用するため、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者は、必要な施設の整備に努める。

1 港湾・漁港の整備

- (1) 港湾管理者及び漁港管理者は、必要な岸壁の耐震化を促進するとともに、災害時の物流拠点として必要な施設の整備に努める。
また、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性の向上に努める。
- (2) 港湾管理者は、建設業者等を活用し、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員・資機材等の確保に努める。

2 河川における船着場の整備

河川管理者は、災害時において、陸上輸送に代わり河川を利用した緊急物資の輸送と荷役及び人員の輸送を円滑に行なうため、背後に多くの住民が生活する都市河川に船着場を整備する。

第4 輸送基地の確保

府は、緊急物資を受付し、配送する陸上・海上・航空輸送基地を確保する。

第5 輸送手段の確保

防災関係機関は、陸上輸送、航空及び水上輸送などによる人員、物資の輸送手段を確保するための体制や災害時における運用の手順を整備する。

1 車両、航空機、船舶などの把握

防災関係機関は、緊急時において確保できる車両、航空機、船舶などの配備や運用をあらかじめ計画する。

2 調達体制の整備

府は、防災関係機関の輸送能力を補完するため、日本通運株式会社、社団法人大阪府トラック協会、赤帽大阪府軽自動車運送共同組合及び近畿旅客船協会などの民間事業者との連携に努める。

第6 交通規制・管制の確保

1 府公安委員会

災害対策基本法第50条第2項に基づく災害応急対策の実施責任者から、緊急通行車両として使用する計画のある車両についての事前届出があった場合、審査し、緊急通行車両と認めたときは、「緊急通行車両事前届出済証」を交付する。

2 府警察

災害対策基本法に基づく交通規制・管制を円滑に実施するための整備を行う。

(1) 初動措置体制の整備

災害発生時における要員を確保するために必要な整備を行う。

(2) 災害に強い交通安全施設の整備

ア 信号機電源付加装置（自動起動型）の整備

イ 災害時の信号制御システム等の整備

ウ 交通情報提供システム、交通情報収集システムの整備

3 道路管理者

災害時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。

4 第五管区海上保安本部

港内及び港の周辺海域における海上交通の安全を確保するために必要な資機材、船舶、航空機、要員の確保に努める。

第6節 避難収容体制の整備

災害から住民を安全に避難させるため、避難地、避難路、避難所を選定し、住民に周知するなどの体制の整備に努める。

また、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制の整備、応急仮設住宅等の事前準備及び土砂災害から住民を守るための斜面判定制度の活用を進める。

第1 避難地、避難路の選定

市町村は、避難地及び避難路を選定し、日頃から住民に対し周知に努める。

1 火災時の避難地及び避難路の選定

(1) 一時避難地

火災発生時に住民が一時的に避難できる概ね1ha以上の場所を一時避難地として選定する。

(2) 広域避難地

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所を広域避難地として選定する。

ア 想定される避難者1人あたり概ね1㎡以上の避難有効面積を確保できること（「防災公園計画・設計ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者1人あたり概ね2㎡以上の避難有効面積を確保できること）

イ 延焼火災に対し有効な遮断ができる概ね10ha以上の空地

ただし、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難地として選定できる。

ウ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（ア又はイに該当するものを除く。）

(3) 避難路

落下物、倒壊物による危険など避難の障害のおそれが少なく、水利の確保が比較的容易な広域避難地に通じる避難路を選定する。

ア 原則として幅員が16m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路）又は10m以上の緑道

イ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（アに該当するものを除く。）

2 その他の避難地及び避難路の選定

津波、浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難地、避難路を選定する。

なお、避難地・避難路の選定にあたり、市町村は、図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置するなど、日ごろから周知に努める。

また、選定した避難地、避難路については、洪水、土砂災害ハザードマップ等により日頃から周知に努める。

避難地のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあつては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

(1) 避難地

避難者1人当たり概ね1㎡以上を確保できる安全な空地

(2) 避難路

避難地又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路及び緑道

第2 避難地、避難路の安全性の向上

市町村は、関係機関と協力し、一時避難地、広域避難地及び避難路を、災害時要援護者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

1 一時避難地

- (1) 避難地標識等による住民への周知
- (2) 周辺の緑化の促進
- (3) 複数の進入口の整備

2 広域避難地

- (1) 避難地標識の設置
- (2) 非常電源付きの照明設備・放送施設の整備
- (3) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (4) 複数の進入口の整備

3 避難路

- (1) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (2) 落下・倒壊物対策の推進
- (3) 誘導標識、誘導灯の設置
- (4) 段差解消、誘導ブロックの設置

第3 避難所の選定、整備

市町村は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失、放射性物質及び放射線の放出により避難を必要とする住民を臨時に収容することのできる避難所を選定、整備する。

1 避難所の選定・整備

避難所は、自治会、町内会等单位で選定し、耐震化・不燃化の促進、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。

また、災害時要援護者が利用しやすいよう、次の基準により施設の福祉的整備を図る。

- (1) 多人数の避難に供する施設の管理者は、大阪府福祉のまちづくり条例や市町村福祉のまちづくり要綱等に基づいた整備・改善に努める。
- (2) 多人数の避難に供する施設（棟）の管理者は、その施設内に福祉仕様のトイレを設置するよう努める（ただし、障がい者等が他の施設（棟）の福祉仕様のトイレを支障なく利用できる場合は、この限りではない。）。
- (3) 市町村は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
- (4) 市町村は、施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、管理体制を整える。）。
- (5) 関係市町は、放射性物質及び放射線の放出により避難等が必要となる事態に備えて、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備を図る。

2 避難所の管理運営体制の整備

市町村は、府が示した「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて、避難所の管理運営マニュアルをあらかじめ作成するなどにより、管理運営体制を整備する。

- (1) 避難所の管理者不在時の開設体制
- (2) 避難所を管理するための責任者の派遣
- (3) 災害対策本部との連絡体制
- (4) 自主防災組織、施設管理者との協力体制

3 災害時要援護者に配慮した避難施設・設備の整備・確保

市町村は、災害時要援護者が利用しやすいように、避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるとともに、災害時要援護者を保護するために、第二次避難所として福祉避難所の指定を進める。また、福祉関係者等の協力も得ながら、避難所における介護・ケアなどの支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員を確保する。

第4 避難誘導體制の整備

1 市町村

市町村は、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、災害時要援護者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、自治会など地域住民組織と連携した体制づくりを図る。

また、市町村は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、河川管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

災害時要援護者の避難行動をはじめ、安否確認、避難所における生活等に対する支援を円滑に行うために、市町村は、災害時要援護者支援プランを作成し、それに基づいた災害

時要援護者の情報把握、防災部局・避難支援者・関係機関等の間での情報共有、避難誘導及び安否確認の支援体制を整備するように努める。

府は、市町村が地域の実情に応じて独自に作成・実施する災害時要援護者支援プランについて、その基本的な考え方や留意点を示す指針を作成する。

2 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

第5 応急危険度判定体制の整備

府及び市町村は、住民の安全確保を図るため、建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。

1 被災建築物応急危険度判定体制の整備

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

府は、市町村、建築関係団体との連携により、応急危険度判定講習会を開催し、応急危険度判定士の養成、登録を行う。

(2) 実施体制の整備

市町村は、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入れ体制の整備など実施体制の整備を図る。

府は、応急危険度判定士の派遣体制の整備を図るとともに、都道府県の相互支援体制の整備を図る。

(3) 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

府及び市町村は、建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

2 被災宅地危険度判定体制の整備

(1) 被災宅地危険度判定士の養成、登録

府は、市町村との連携により、危険度判定講習会を開催し、被災宅地危険度判定士の養成、登録を行う。

(2) 実施主体の整備

府は、被災宅地危険度判定士の派遣体制の整備を図るとともに、都道府県の相互支援体制の整備を図る。市町村は、被災宅地危険度判定士受入れ体制の整備など、実施体制の整備を図る。

第6 応急仮設住宅等の事前準備

1 応急仮設住宅建設候補地の事前選定

府及び市町村は、あらかじめ、都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。

また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備に努める。

2 応急仮設住宅の調達体制等の確立

府は、応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理を円滑に実施するため、あらかじめ関係団体と協定を締結する。

また、災害時要援護者に配慮した住宅の仕様について検討する。

第7 斜面判定制度の活用

府は、土砂災害から住民を守るため、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等の斜面判定制度の活用を図る。

1 実施体制の整備

府は、市町村、砂防関係団体との連携により、斜面判定制度の整備を図る。

2 斜面判定士の登録

NPO法人大阪府砂防ボランティア協会は、斜面判定士の登録を行う。

3 斜面判定制度の普及啓発

府及び市町村は、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等と連携し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第7節 緊急物資確保体制の整備

府及び市町村は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。

第1 給水体制の整備

1 給水体制の整備

府及び市町村は、相互に協力して、発災後3日間は1日1人当たり3Lの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

- (1) 給水拠点の整備（浄水池・配水池容量の増強、緊急遮断弁及び自家発電設備を有するポンプ設備〔拠点給水設備〕、給水栓付き空気弁〔あんしん給水栓〕、飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備等）
- (2) 給水車等の配備、給水用資機材の備蓄、陸路・海路による調達及びその情報交換等の体制の整備
- (3) パック水・缶詰水の備蓄
- (4) 応急給水マニュアルの整備
- (5) 相互応援体制の整備

ア 迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、府及び市町村は相互に協力して大阪府水道震災対策中央本部体制を整備する。

イ 都道府県域を越えた広域的相互応援体制を整備する。

2 井戸水による生活水の確保

府と市町村は、災害時における家庭用などの井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を推進するなど、生活水の確保を図る。

第2 食料・生活必需品の確保

府、市町村をはじめ防災関係機関は、相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。

1 府、市町村

(1) 重要物資の備蓄

ア アルファ化米、乾パンなど

府及び市町村は、それぞれ要給食者の1食分を備蓄する。

イ 高齢者用食、粉ミルク、哺乳瓶

府及び市町村は、それぞれ高齢者用食1食分、粉ミルクを1日分以上、哺乳瓶は必要量を備蓄する。

ウ 毛布

市町村は、避難者のうち高齢者、年少者等配慮を要する者の必要量を備蓄する。府は、その他の避難者の必要量を備蓄する。

エ 衛生用品（おむつ、生理用品等）

府及び市町村は、それぞれ1日分を備蓄する。

オ 仮設トイレ

府及び市町村はそれぞれ必要量を、府は備蓄及び調達により、市町村は備蓄により確保する。

(2) その他の物資の確保

下記の物資の確保体制を整備する。

ア 精米、即席麺などの主食

イ 野菜、漬物、菓子類などの副食

ウ 被服（肌着等）

エ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）

オ 光熱用品（エルピーガス、エルピーガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）

カ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）

キ 医薬品等（常備薬、救急セット）

ク 要援護高齢者、障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等）

ケ 棺桶、遺体袋

など

(3) 備蓄・供給体制の整備

危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。

ア 府

(ア) 広域防災拠点を中心に府民センタービル等と連携した備蓄

(イ) 備蓄物資の点検及び更新

(ウ) 定期的な流通在庫量、他府県等の備蓄状況の調査

(エ) 民間事業者との協定内容に基づく物資の確保

イ 市町村

(ア) できる限り避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保

(イ) 備蓄物資の点検及び更新

(ウ) 定期的な流通在庫量の調査の実施

(エ) 供給体制の整備

2 その他の防災関係機関

(1) 近畿農政局（大阪農政事務所）

玄米等の備蓄

(2) 近畿経済産業局

生活必需品等の調達体制の整備

(3) 日本赤十字社大阪府支部

毛布、日用品などの備蓄

第8節 ライフライン確保体制の整備

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める。

また、府は、ライフラインに関わる事業者との日頃からの連携に努め、同事業者の防災体制の整備を促進する。

第1 上水道・工業用水道（府、市町村）

災害時における被害の拡大防止、水道水・工業用水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための情報通信システム（水道情報通信ネットワーク）を整備する。
- (2) 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
- (3) 関係機関との協力体制を整備する。
- (4) 応急復旧マニュアル等を整備する。
- (5) 管路図等の管理体制を整備する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

応急復旧用資機材の備蓄及びその情報交換並びに調達体制の確保、整備を行う。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 相互応援体制の整備

- (1) 上水道においては、迅速な復旧活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、府及び市町村は互いに協力して大阪府水道震災対策中央本部体制を整備する。
- (2) 都道府県域を越えた広域的相互応援体制を整備する。

第2 下水道（府、市町村）

災害時における被害の拡大防止、衛生的な生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害時必要な復旧用資機材を把握し、調達、備蓄により確保する。
- (2) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

- (1) 施設の点検、復旧要員の確保を図るため、府・市町村間の協力応援体制を整備する。
- (2) 「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」に基づき、福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県の近畿2府7県をはじめ、国、他の地方公共団体及び民間団体との相互支援要請体制を整備する。

第3 電力（関西電力株式会社）

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- (2) 対策要員の動員体制を整備する。
- (3) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策車両（発電機車等）を整備する。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資機材、要員について、電力会社相互の応援体制を整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス（大阪ガス株式会社）

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
 - イ 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特長、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社））

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

3 防災訓練の実施

- (1) 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。
 - ア 災害予報及び警報の伝達
 - イ 非常招集
 - ウ 災害時における通信疎通確保
 - エ 各種災害対策機器の操作
 - オ 電気通信設備等の災害応急復旧
 - カ 消防及び水防
 - キ 避難及び救護
- (2) 中央防災会議、大阪府防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

4 協力応援体制の整備

(1) 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

(2) グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

5 発災時の優先回線の確保

災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、府、市町村及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

第6 住民への広報

ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。

- 1 府及び市町村は、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。
- 2 関西電力株式会社並びに大阪ガス株式会社は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。
- 3 西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。

第9節 交通確保体制の整備

鉄軌道、道路、港湾、漁港、空港施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制の整備に努める。

府は、鉄軌道、道路、港湾、漁港、空港施設の管理者との日頃からの連携に努め、同事業者の体制の整備を促進する。

第1 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、関西高速鉄道株式会社、大阪府都市開発株式会社（泉北高速鉄道）、北大阪急行電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、水間鉄道株式会社、大阪市交通局、関西国際空港株式会社、能勢電鉄株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステム）

鉄軌道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うための、人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

第2 道路施設（府、市町村、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、関西国際空港株式会社、大阪府道路公社）

道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を確保するための体制を整える。また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。

第3 港湾施設（府、大阪市）、漁港施設（府、泉南市）

港湾及び漁港管理者は、航路の障害物除去及び船舶交通の整理・誘導のための資機材を整備する。また、災害発生後直ちに港湾施設及び漁港施設の被害状況の把握並びに安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。

第4 空港施設（大阪航空局、関西国際空港株式会社）

空港管理者は、滑走路等空港施設の応急復旧及び航空機事故に伴う消火活動のための体制を整備する。また、災害発生後直ちに空港施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、応急点検体制の整備に努める。

第10節 災害時要援護者支援体制の整備

防災関係機関は、災害時の情報提供、避難誘導など様々な場面において、災害時要援護者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。

第1 障がい者・高齢者等に対する支援体制整備

1 大阪府

地域や近隣住民による自助・共助を基本として、災害時の安否確認（被災状況の把握等を含む）や避難誘導などを円滑に行うなど、地域の実情に応じた災害時要援護者支援対策を推進するため、平成19年3月に作成した「災害時要援護者支援プラン作成指針」に基づき、市町村に対し助言、情報提供等の支援を行い、市町村による「災害時要援護者支援プラン」の作成等を促進する。

2 市町村

府が示した上記指針に基づき、「災害時要援護者支援プラン」の作成に努める。また、当該プランの作成に併せて、以下の取組みを実施する。

(1) 要援護者の情報把握・共有化

福祉部局や防災部局をはじめとする関係部局が連携し、災害時要援護者の情報把握に努める。

また、把握した情報について、個人情報保護法令等との整合を確保しつつ、関係機関において共有するよう努める。

(2) 支援体制の整備

事前に把握した災害時要援護者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

(3) 福祉避難所における体制整備

府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、災害時要援護者の相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

(4) 福祉サービスの継続と関係機関の連携

福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡をとるとともに、福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。その際、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉関係部局や福祉サービス提供施設に必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図る。

第2 福祉避難所の選定

市町村は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、災

害時要援護者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所（二次的な避難施設）の選定に努める。

第3 外国人に対する支援体制整備

府及び市町村は、府内在住の外国人に対する防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、多言語に対応した情報提供や避難誘導など、外国人に配慮した支援に努める。

第4 その他の災害時要援護者に対する配慮

府及び市町村は、障がい者・高齢者・外国人以外の災害時要援護者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。

第11節 帰宅困難者支援体制の整備

府域の都市部では常住人口（夜間人口）に比べ、昼間時には通勤者・通学者等、周辺からの多数の流入人口が存在しており、大規模地震等により交通機能が停止した場合、速やかに帰宅できない帰宅困難者は多数発生することが予想される。

このため、府は、帰宅困難者に対する情報の提供や徒歩帰宅支援等について、大阪府石油商業組合やコンビニエンスストア等との協定を踏まえた取組みを強めるとともに、民間企業や団体等と連携を図りながら、一層の対策推進に努める。

第1 徒歩帰宅者への支援

府は、大規模地震等により徒歩帰宅を余儀なくされる人に対し、民間事業者等との連携のもと、円滑な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

1 給油取扱所における帰宅困難者への支援

府域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、帰宅困難者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

ア 一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供

イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

2 コンビニエンスストア・外食事業者による帰宅困難者への支援

関西域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連携協議会（現関西広域機構）と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者は、帰宅困難者支援「協力店」のステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

ア 一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供

イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

また、府は、民間事業者等との連携のもと進めるこうした対策が十分に機能するためにも、徒歩帰宅を支援する環境整備など、ソフト・ハードにわたる取組みを国・市町村等とも連携しながら進める。

第2 徒歩帰宅が困難な人への支援

大規模地震等が発生した場合に、自宅までの距離が著しく長く、徒歩による帰宅が困難な人については、一時安全な勤務先等に留まり、交通機関の復旧等に応じて徐々に移動する必要があることから、

府及び市町村は、こうした帰宅困難者の行動について啓発に努めるとともに、民間事業者等の協力を得ながら、必要な環境整備を進めるよう努める。

〔災害予防対策〕

第2章

地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

府、市町村をはじめ防災関係機関は、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施などにより、住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。これらの実施にあたっては、災害時要援護者に配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

第1 防災知識の普及啓発

府、市町村をはじめ防災関係機関は、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

1 普及啓発の内容

(1) 災害等の知識

- ア 災害の態様や危険性
- イ 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- ウ 地域の危険場所

(2) 災害への備え

- ア 3日分の飲料水、食料及び生活物資の備蓄
- イ 非常持ち出し品の準備
- ウ 家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策
- エ 避難地・避難路・避難所（コンクリート屋内退避所を含む）、家族との連絡方法等の確認
- オ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- カ 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加

(3) 災害時の行動

- ア 身の安全の確保方法
- イ 情報の入手方法
- ウ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動
- エ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- オ 災害時要援護者への支援
- カ 初期消火、救出救護活動
- キ 心肺蘇生法、応急手当の方法
- ク 避難生活に関する知識

2 普及啓発の方法

- (1) パンフレット等による啓発

防災パンフレット、ビデオ等を作成、活用するとともに、広報紙（誌）及びテレビ、ラジオなどのマスメディア、ホームページ（インターネット）を活用した普及啓発を実施する。

また、点字版、外国語版のパンフレットの作成やビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、視覚障がい者・聴覚障がい者や外国人等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。

(2) 活動等を通じた啓発

防災週間、防災とボランティアの週間をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

(3) 防災教育啓発施設の整備、活用

住民が防災意識を高め、また対応力を向上することができるよう、防災資料館、疑似体験施設等を備えた防災教育啓発施設（津波・高潮ステーション等）を整備し、活用する。

第2 学校における防災教育

学校は、児童・生徒の安全を守るため、それぞれの発達段階に応じた防災教育を実施する。

1 教育の内容

- (1) 身の安全の確保方法、避難地・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
- (2) 災害等についての知識
- (3) ボランティアについての知識・体験

2 教育の方法

- (1) 防災週間等を利用した訓練の実施
- (2) 教育用防災副読本、ビデオの活用
- (3) 特別活動等を利用した教育の推進
- (4) 防災教育啓発施設の利用

第2節 自主防災体制の整備

府及び市町村は、住民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、地域における自主防災体制の整備に努める。

第1 自主防災組織の育成

市町村は、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の結成及び育成に努める。その際、女性の参画の促進に努める。

府は、市町村が推進する自主防災組織の結成及び育成に関し、必要な協力を行う。

1 活動内容

(1) 平常時の活動

- ア 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催など）
- イ 災害発生の未然防止（消火器などの防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）
- ウ 災害発生への備え（災害時要援護者の把握、避難地・避難路・避難所の把握、防災資機材や備蓄品の管理など）
- エ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・炊き出し訓練など）

(2) 災害時の活動

- ア 避難誘導（安否確認、集団避難、災害時要援護者への援助など）
- イ 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ウ 出火防止・初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火など）
- エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市町村への伝達、救援情報などの住民への周知など）
- オ 物資分配（物資の運搬、給食、分配）

2 育成方法

市町村は、地域の実情に応じた自主防災組織の結成及び育成に係る下記の取組みを行う。府は、市町村が推進する自主防災組織育成の取組みについて、必要な支援を行う。

- ア 自主防災組織の必要性の啓発
- イ 地域住民組織に対する情報提供（研修会等の実施）
- ウ 防災リーダーの育成（養成講習会等の開催）
- エ 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- オ 防災資機材の配付又は整備助成、倉庫の整備助成及び支援
- カ 初期消火防災訓練、応急手当等の訓練の実施

3 各種組織の活用

婦人防火クラブ、幼年消防クラブ、少年消防クラブなど防災・防火に関する組織のほか、婦人会、青年団、自主防犯組織、赤十字奉仕団等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

第2 事業者による自主防災体制の整備

府及び市町村は、事業者に対して、従業員・利用者の安全確保、地域への貢献といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

また、府及び市町村は、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

1 啓発の内容

(1) 平常時の活動

- ア 事業継続計画（BCP）の作成
- イ 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）
- ウ 災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）
- エ 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など）
- オ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）
- カ 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力）

(2) 災害時の活動

- ア 避難誘導（安否確認、避難誘導、災害時要援護者への援助など）
- イ 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ウ 出火防止・初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など）
- エ 情報伝達（地域内での被害情報の市町村への伝達、救援情報などの周知など）
- オ 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放など）

2 啓発の方法

府及び市町村は、経済団体と連携して、事業者による自主防災体制の整備について指導・助言する。

- (1) 広報紙（誌）などを活用した啓発
- (2) 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- (3) 教育啓発施設等を活用した体験教育等実施
- (4) 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

第3 救助活動の支援

市町村、府警察及び関係機関は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、必要な場所に救助・救急用資機材を整備する。

第3節 ボランティアの活動環境の整備

府、市町村、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携して、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

1 受入窓口の整備

各機関は、災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うための窓口の運営について、連絡調整を行う。

2 事前登録

府及び市町村は、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、事前登録を行う。

3 人材の育成

各機関は、相互に連携してボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

4 受入れ及び活動拠点の整備

市町村は、災害時にボランティアの受入れ及び活動のための拠点を、あつせん若しくは提供できるよう、あらかじめ計画する。

第4節 企業防災の促進

事業者は、被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務をどのように継続させるかについて、事前に計画を定めておく必要がある。

このため、事業者はそのマネジメントのための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画の策定、計画の点検・見直し等を実施するなど、防災活動の推進に努める。

府及び市町村は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等とも協力し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。

〔災害予防対策〕

第3章

災害予防対策の推進

第1節 都市防災機能の強化

府、市町村をはじめ防災関係機関は、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震対策などにより、災害に強い都市基盤を計画的に形成し、都市における防災機能の強化に努める。

都市の防災機能の強化にあたっては、周辺山系山麓部、河川、幹線道路、都市公園等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努め、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」を活用する。

府は、「大阪府都市基盤整備中期計画（案）改定版」等に基づき、安全で安心できる都市づくりを目指し、都市型水害への対応、洪水・高潮・土砂災害への対応、安全な市街地を支える都市基盤の整備等を重点的に推進する。

地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関しては、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備広域避難地の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、市町村の都市防災対策を促進する。

市町村は、「災害危険度判定調査」の実施及び住民公表に努めるとともに、「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進する。

第1 防災空間の整備

府、市町村、近畿地方整備局は、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園緑地、道路、河川、ため池、水路、終末処理場（水みらいセンター）などの都市基盤施設の効果的整備に努める。

また、府及び市町村は、農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

1 都市公園等の整備

避難地、延焼遮断空間及び災害救援活動の拠点としての機能を有する都市公園等の体系的な整備を推進する。なお、都市公園の整備に際しては、「防災公園計画・設計ガイドライン」（建設省都市局公園緑地課、建設省土木研究所環境部監修）、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府土木部公園課）を参考にするものとする。

(1) 広域避難地となる都市公園の整備

広域的な避難の用に供する概ね面積10ha以上の都市公園（面積10ha未満の都市公園で、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって概ね面積10ha以上となるものを含む。）を整備する。

(2) 一時避難地となる都市公園の整備

近隣の住民が避難する概ね面積1ha以上の都市公園を整備する。

(3) 災害救援活動の拠点となる都市公園の整備

災害発生時に、自衛隊や消防、ボランティア等の救援救護活動や救援物資輸送の中

枢基地等の機能を発揮する都市公園（後方支援活動拠点、地域防災拠点となる都市公園）を整備する。

- (4) その他防災に資する身近な都市公園の整備
緊急避難の場所となる街区公園・広場公園等を整備する。

2 道路・緑道の整備

- (1) 幹線道路をはじめとする新規道路の整備、既設道路の幅員の拡大等を行い、多重ネットワークの形成に努める。
- (2) 広域避難地等に通ずる避難路となる幅員16m以上の道路又は幅員10m以上の緑道を整備する。
- (3) 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化に努める。

3 市街地緑化の推進

延焼遮断機能を有する緑地や並木など、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

4 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難地等、防災上重要な役割を担っているため、防災協力農地登録制度の推進などにより適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図る。

第2 都市基盤施設の防災機能の強化

府、市町村及び近畿地方整備局は、公園、道路、河川、港湾、ため池等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を進める。

- 1 避難地又は避難路となる都市公園における災害応急対策に必要となる施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及び災害時用臨時ヘリポート等）の設置
- 2 河川における防災機能の強化
 - (1) リバーサイドエリア緊急総合防災事業の推進
 - (2) 河川防災ステーション・船着場の整備促進
 - (3) 緊急交通路の補完的機能を果たす緊急用河川敷道路の整備促進
- 3 河川水の活用や下水処理水の再利用を行うための施設の整備促進
- 4 臨海部における防災機能の強化
 - (1) 耐震強化岸壁等の災害時における緊急海上輸送基地の整備推進
 - (2) 緊急避難や復旧・復興の支援拠点となる臨海部の防災拠点（防災拠点緑地等）の整備促進
- 5 災害時における初期消火用水、生活用水等に利用可能なため池の耐震対策の推進

第3 木造密集市街地の整備促進

府及び市町村は、防災性向上を図るべき木造密集市街地において、「災害に強いすまいとまちづくり計画」（「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」の指定、「木造密集市街地における防災性向上ガイドライン」等を踏まえた整備計画等）を策定するなど、下記の諸施策を重層的に実施し、建物の不燃化・耐震化促進と住宅・住環境や都市基盤施設の総合的整備を図る。

さらに、密集市街地の緊急整備に重点的に取り組むための指針となる「大阪府インナーエリア再生指針」を策定し、特に大火の可能性が高い密集市街地で重点的に整備すべき地区を「アクションエリア」として位置付け、建築物の不燃化、土地の有効高度利用など沿道市街地の整備と一体的に都市計画道路の整備を促進し、避難路・延焼遮断帯として機能する緑豊かな空間となる「防災環境軸」の形成を目指すなど、公民連携のもと、安全な市街地へと整備・改善していく。

1 各種規制・誘導

- (1) 防火地域等の指定
- (2) 民間賃貸住宅建設融資等の助成
- (3) 耐震改修促進計画（大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン）による耐震診断等の推進

2 各種事業の推進

- (1) 住宅市街地総合整備事業
- (2) 土地区画整理事業
- (3) 住宅地区改良事業
- (4) 市街地再開発事業
- (5) 防災街区整備事業
- (6) 街路事業
- (7) 道路事業
- (8) 公園事業
- (9) 地籍調査事業 等

第4 建築物の安全性に関する指導等

府及び市町村は、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導、助言等を行う。また、福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

- 1 府建築基準法施行条例による、避難規定等の適用
- 2 定期報告制度（建築基準法第12条による特殊建築物等の調査・検査報告）及び高層建築物等の防災計画書作成指導）の推進
- 3 都市施設の福祉的整備に関する協議・指導
- 4 液状化対策の啓発

第5 文化財

府及び市町村は、府民にとってかけがえのない遺産である文化財を、災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

- 1 府民に対する文化財防災意識の普及と啓発
- 2 所有者等に対する防災意識の徹底
- 3 予防体制の確立
 - (1) 初期消火と自衛組織の確立
 - (2) 防災関係機関との連携
 - (3) 地域住民との連携
- 4 消防用設備の整備、保存施設等の充実
 - (1) 消防用設備等の設置促進
 - (2) 建造物、美術工芸品保存施設の耐震構造化の促進

第6 ライフライン・放送施設災害予防対策

ライフライン及び放送に関わる事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努める。

1 上水道・工業用水道（府、市町村）

災害による断水、減水を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 上水道については「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）等に基づき、また、工業用水道については「工業用水道施設設計指針」（日本工業用水道協会）に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 重要度の高い施設設備の耐震化を推進する。特に、管路には耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手等を使用し、耐震管路網の整備に努める。
 - ア 浄水池・配水池、主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化
 - イ 医療機関、社会福祉施設その他防災上重要な施設への送・配水管の耐震化
 - ウ 施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備
- (3) 浄水池・配水池容量の増強、管路の多重化（連絡管等の整備）、水源の複数化等バックアップ機能を強化する。
- (4) 常時監視及び巡回点検を実施し、施設設備の維持保全に努める。
- (5) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

2 下水道（府、市町村）

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 施設設備の新設・増設にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 補強・再整備にあたっては、緊急度等（危険度、安全度、重要度）の高いものから進める。
- (3) 管渠、ポンプ場、処理場のネットワーク化、重要施設の複数系列化、施設の弾力的

運用による処理機能の確保に努める。

- (4) 下水道施設への流入・流出量、水質や水防情報について、常に把握できるよう集中監視システムを導入整備する。

3 電力（関西電力株式会社）

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保を図る。
- (2) 電力供給系統の多重化を図る。
- (3) 電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

4 ガス（大阪ガス株式会社）

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

- (1) ガス施設（製造所・供給所等）について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。
- (2) 高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
- (3) ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

5 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社））

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下、「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

- (1) 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）
 - ア 豪雨、洪水、高潮又は津波のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行う。
 - イ 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。
 - ウ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。
- (2) 電気通信システムの高信頼化
 - ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。
 - イ 主要な中継交換機を分散設置とする。
 - ウ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
 - エ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。
- (3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化
電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等の

ファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(4) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

6 共同溝・電線共同溝の整備（近畿地方整備局、府、市町村）

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に進める。

(1) 収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。

ア 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。

イ 電線共同溝（C・C・BOX）は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。

(2) 特に、共同溝については、府域内及び近隣府県とのネットワークの形成を推進する観点から、既存共同溝間の連続化を図る。

7 放送（日本放送協会、一般放送事業者）

災害時の放送が確保されるよう、放送施設設備の強化と保全に努める。

(1) 日本放送協会は、災害対策規定（災害対策実施細目）に基づき、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。

(2) 一般放送事業者は、各々の実情に応じた防災に関する計画を定め、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。

ア 株式会社毎日放送（テレビジョン放送及びAMラジオ放送）

イ 朝日放送株式会社（テレビジョン放送及びAMラジオ放送）

ウ 関西テレビ放送株式会社

エ 読売テレビ放送株式会社

オ テレビ大阪株式会社

カ 大阪放送株式会社（AMラジオ放送）

キ 株式会社エフエム大阪（FMラジオ放送）

ク 株式会社FM802（FMラジオ放送）

ケ 関西インターメディア株式会社（FMラジオ放送）

第2節 地震災害予防対策の推進

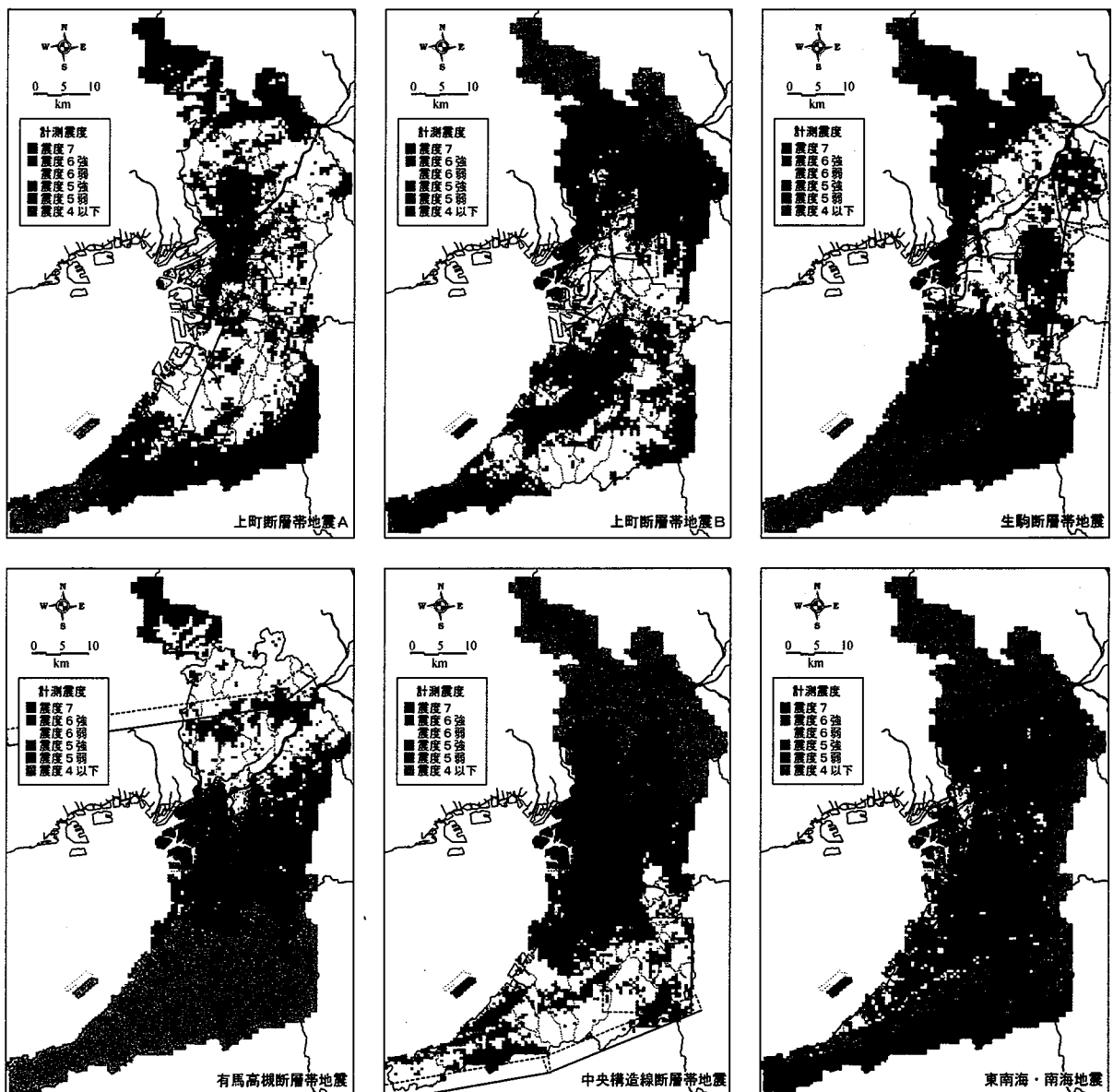
第1 大阪府地震防災アクションプランの推進

大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、国、府、市町村、関係機関、事業者、住民等が、様々な対策によって、被害軽減を図ることが肝要である。

このため、平成18年度に府が行った大規模地震の被害想定調査をもとに、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策の実施に関する目標として、被害（人的被害・経済被害）を10年間（平成20～29年度）で半減させることなどを目標とする「大阪府地震防災アクションプラン」（平成21年1月策定）を定め、これに基づき、府の地震防災対策を推進する。

第2 大規模地震の被害想定

1 府内の地震動予測



2 府内の被害想定

想定地震	上町断層帯 (A)	上町断層帯 (B)	生駒断層帯
地震の規模	マグニチュード (M) 7.5~7.8 計測震度4~7	マグニチュード (M) 7.5~7.8 計測震度4~7	マグニチュード (M) 7.3~7.7 計測震度4~7
建物全半壊棟数	全壊 363千棟 半壊 329千棟	全壊 219千棟 半壊 213千棟	全壊 275千棟 半壊 244千棟
出火件数 (炎上1日夕刻)	538	254	349
死傷者数	死者 13千人 負傷者 149千人	死者 6千人 負傷者 91千人	死者 10千人 負傷者 101千人
罹災者数	2,663千人	1,515千人	1,900千人
避難所生活者数	814千人	454千人	569千人
ライフライン	停電	200万軒	60万軒
	ガス供給停止	293万戸	128万戸
	電話不通	91万加入者	42万加入者
	水道断水	545万人	372万人
経済被害	直接被害	11.4兆円	6.9兆円
	間接被害	8.2兆円	5.2兆円
	合計	19.6兆円	12.1兆円

想定地震	有馬高槻断層帯	中央構造線断層帯	東南海・南海地震
地震の規模	マグニチュード (M) 7.3~7.7 計測震度3~7	マグニチュード (M) 7.7~8.1 計測震度3~7	マグニチュード (M) 7.9~8.6 計測震度4~6弱
建物全半壊棟数	全壊 86千棟 半壊 93千棟	全壊 28千棟 半壊 42千棟	全壊 22千棟 半壊 48千棟
出火件数 (炎上1日夕刻)	107	20	9
死傷者数	死者 3千人 負傷者 46千人	死者 0.3千人 負傷者 16千人	死者 0.1千人 負傷者 22千人
罹災者数	743千人	230千人	243千人
避難所生活者数	217千人	67千人	75千人
ライフライン	停電	41万軒	15万軒
	ガス供給停止	64万戸	8万戸
	電話不通	17万加入者	8万加入者
	水道断水	230万人	111万人
経済被害	直接被害	2.8兆円	1.1兆円
	間接被害	1.7兆円	1.4兆円
	合計	4.5兆円	2.5兆円

※経済被害／直接被害：建物資産・家財喪失、解体撤去費、道路・鉄道施設被害、ライフライン施設被害など

※経済被害／間接被害：応急仮設住宅設置費、交通被害によるユーザーコスト、ライフライン途絶、資本・労働喪失による産業の生産低下

第3 大阪府地震防災アクションプランの概要 ～震災に負けない大阪を目指して～

1 目標

(1) 減災目標

今後10年間（平成20～29年度）で地震被害（人的被害・経済被害）を半減させる。

(2) 生活支援目標

- ・ 平時から、食糧や生活必需物資の確保に努めるとともに、発災時には関係機関と協力し、緊急物資を確実に被災者へ届ける。
- ・ 被災者の状況に応じてきめ細かな支援を実施し、避難生活における安全な環境を確保する。
- ・ 被災者の生活基盤や経済活動の早期回復を支援するとともに、発災後早期に総合的な復興計画を策定し、防災に配慮した安全・安心の新しいまちづくりを進める。

2 施策の体系

	施策の柱	施策名
減災目標を達成するための施策体系	《1》災害応急体制の強化 ～府の体制整備と広域連携の強化～	【1】大阪府の防災体制の整備 【2】情報の収集・伝達・発信体制の強化 【3】広域的な連携の強化 【4】二次災害の防止
	《2》地震に強い都市基盤の整備	【5】公共土木施設の耐震化 【6】緊急輸送機能の確保 【7】防災都市づくりの推進 【8】避難地・避難路の確保
	《3》住宅・建築物の耐震化	【9】住宅・建築物の耐震化の促進 【10】府有建築物の耐震化の推進
	《4》災害時医療体制の充実	【11】救出救助及び現地医療活動 【12】負傷者の搬送 【13】後方医療体制 【14】災害時医療を支える人材の育成、医療品等の確保
	《5》地域防災力の向上	【15】自助・共助意識の高揚 【16】消防団の活性化 【17】自主防災組織の充実 【18】消火施設の確保
	《6》津波対策の推進 ～津波の死者「ゼロ」を目指して～	【19】津波防御施設の整備 【20】水門・鉄扉（陸閘）等の迅速な閉鎖 【21】津波防災意識の啓発 【22】津波からの避難対策の推進
生活支援目標の施策体系	《7》食糧・物資等の確保・供給	【23】食糧・物資等の確保 【24】食糧・物資等の輸送体制の確立
	《8》避難生活者に対する支援	【25】避難生活の安全確保と健康管理 【26】災害時要援護者に対する支援 【27】防災ボランティアとの連携 【28】被災地域の生活環境の維持 【29】社会秩序の維持
	《9》企業防災の支援と帰宅困難者対策	【30】企業における防災活動への支援 【31】帰宅困難者対策の推進 【32】危険物貯蔵施設等の防災対策の促進
	《10》生活再建の支援と早期の復旧・復興	【33】被災者の生活再建 【34】まちの復旧・復興

第4 地震・津波観測体制の整備

防災関係機関は、地震・津波に関する観測施設を適切に配置、整備し、観測体制の充実に努める。国及び府は、沖合を含む、より多くの地点における津波即時観測データを充実し、防災関係機関

で共有するとともにその内容を公表する。

1 大阪管区気象台

常時地震観測施設により、地震及び地動の観測を行うとともに、計測震度計により、震度の観測を行う。また、津波観測施設により、津波観測を行う。

緊急地震速報は、極めて短い時間であっても強い揺れが到達する前に地震発生を知らせ、防災対応を促すことにより被害の軽減を図るための情報であり、その特徴や限界、情報を受信したときの行動のあり方などが広く認知されて初めて混乱なくかつ有効に機能する情報である。

このため、府民がこの情報の特徴を理解して的確な行動をとれるよう、知識の普及啓発を進める。

2 近畿地方整備局

地震計ネットワークを構築し、地震観測情報を収集する。

3 府

府内各地に計測震度計を設置した、大阪府震度情報ネットワークシステムにより、正確かつ詳細な震度情報を迅速に収集・伝達する。

第5 建築物の耐震対策の促進

府、市町村をはじめ建築関係団体等は、密接に連携して、「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン（建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画）」に基づき、耐震性が不十分な建築物について、耐震診断及び耐震改修等を促進し、平成27年度の府内建築物の耐震化率9割の目標達成をめざす。

また、市町村は、大阪府の戦略プランを踏まえ、耐震改修促進計画を策定するよう努める。

1 公共建築物

- (1) 府及び市町村等は、公共建築物について、防災上の重要度に応じて順次耐震診断を実施する。その診断結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し、耐震改修の計画的な実施に努める。
- (2) 府及び市町村等は、公共住宅について、計画的な建替事業や耐震改修を推進するとともに、オープンスペース等の一体的整備に努める。
- (3) 府及び市町村は、公立学校等について、速やかに耐震診断を実施するとともに、その結果を公表する。また、診断結果に応じ、耐震改修の計画的な実施に努める。
- (4) 府及び市町村等は、公共建築物の建築にあたり、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。

2 民間建築物

- (1) 住民及び建物所有者が、自主的に耐震化へ取り組むことを基本とし、府及び市町村は、その取り組みをできる限り支援する観点から、耐震化の阻害要因を解消又は軽減するため、

施策を総合的に展開して、民間建築物の耐震化を促進する。

- イ 所有者の負担軽減のため、耐震診断補助や特に耐震化率の低い木造住宅を対象とした耐震改修補助
 - ロ 耐震キャンペーンやパンフレット・DVD等を活用した啓発活動
 - ハ 相談体制の充実や、安心して耐震化できる情報提供など
- (2) 特定行政庁（建築主事を置く市町村においてはその長、その他の市町村においては知事）は、特定建築物（一定規模以上の病院、百貨店、ホテル等多数の人が利用する建築物）等の所有者に、耐震診断や必要な改修の指導・助言、指示等を行い、進行管理に努める。
- (3) 府及び市町村は、ブロック塀等工作物の安全化や安全な住まい方等を含め、耐震に関する知識の普及啓発に努める。
- (4) 府及び市町村は、必要に応じ、所有者が行う耐震診断等に対する助成に努め、診断・改修の促進を図る。

第6 土木構造物の耐震対策の推進

府、近畿地方整備局をはじめ土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策を推進する。

1 基本的考え方

- (1) 施設構造物の耐震対策にあたっては、
- ア 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動
 - イ 発生確率は低いが直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動を共に考慮の対象とする。
- (2) 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、また高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、府の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に則した耐震対策を実施する。
- (3) 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。
- (4) 既存構造物の耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。
- (5) 埋立地、旧河川敷等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

2 鉄軌道施設

高架橋・トンネル・モノレール等の耐震対策を実施する。

3 道路施設

道路橋・高架道路等の耐震対策を実施する。

特に、緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づき補強計画を策定し補強対策を実施する。

4 河川施設

河川堤防及び河川構造物については、耐震点検に基づき耐震対策等を実施する。

5 土砂災害防止施設

砂防えん堤、急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設などについては、必要に応じて耐震対策を実施する。

6 ため池施設

ため池等農業用施設について、平成19年1月に策定した「土地改良施設耐震対策計画(案)」に基づき、耐震対策を実施する。

7 港湾、漁港施設

海上輸送基地の岸壁等の耐震対策を実施する。

8 海岸保全施設

海岸堤防及び海岸構造物の耐震対策を実施する。

9 空港、航空保安施設

空港、航空保安施設の耐震対策を実施する。

第7 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

府は、市町村をはじめ防災関係機関等と協力し、地震防災対策特別措置法に定める地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図るものとする。

1 第三次地震防災緊急事業五箇年計画

(1) 対象地区

府全域

(2) 計画の初年度

平成18年度

(3) 計画対象事業

① 避難地

② 避難路

③ 消防用施設

④ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

⑤ 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設、又は漁港施設

⑥ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設

⑦ 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

⑧ 社会福祉施設、公立幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

⑨ 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

⑩ 公立特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

- ⑪ ⑦～⑩までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの
- ⑫ 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
- ⑬ 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- ⑭ 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- ⑮ 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- ⑯ 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- ⑰ 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- ⑱ 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- ⑲ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- ⑳ ①～⑱に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

第8 自治体のBCP（業務継続計画）の策定・運用

上町断層帯地震等の大規模地震が発生した場合、府内自治体の庁舎（建物・ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けることが懸念される。

そのような状況においても、住民生活に直結する業務等については、できる限り継続的に実施することが必要であり、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧することが求められる。

このため、府及び市町村においては、自らのBCP（業務継続計画）の作成・運用に努めるなど、大規模地震時における業務継続の体制整備を図る。

1 大阪府庁BCP（業務継続計画）の作成・運用

府は、以下の方針に基づき業務継続を図ることとし、大阪府庁BCPを作成・運用する。

- (1) 大規模地震での被害を最小限にとどめるため、大阪府地域防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。
- (2) 府庁の機能が一部停止することによる府民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
- (3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室や電力、通信等にかかる業務資源の確保に努める。

2 市町村における業務継続の体制整備

市町村は、BCP（業務継続計画）の作成・運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を進める。

第9 東南海・南海地震による津波防災対策の総合的な推進等

府及び府域内臨海部等の市町村は、大阪府津波対策大綱（平成17年3月「東南海・南海地震津波等対策検討委員会」提言）が示す方向を踏まえ、「津波による死者0を目指す」「広域災害からの迅速な復旧」の2項目を目標とし、津波避難計画・対策の確立、堤防等の点検・整備の計画的な推進といった津波防災対策を総合的に進める。

1 沿岸市町

沿岸市町は、津波によって浸水が予想される地域について府が示している浸水予測図に基づき、避難地・避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

津波については、特に個人の避難行動が重要であることに鑑み、国や府と連携し、津波の危険や津波警報・避難指示等の意味合い、避難方法等を住民等に広く啓発する。

2 水防関係機関

府、沿岸市町の水防管理団体をはじめとした水防関係機関は、水門及び防潮扉等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法について定めるものとする。

3 道路管理者

道路管理者は津波によって浸水が予想される道路区域において、道路利用者に対し津波の危険があることを明示する標識等による啓発等を行う。

4 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、東南海・南海地震など津波を伴う地震が発生した場合に備えて、次の事項について別に定めるものとする。

- (1) 防潮堤、堤防、水門及び防潮扉等の点検方針、計画
- (2) 防潮堤、堤防、水門等の自動化、遠隔監視操作化及び補強等が必要な施設整備等の方針・計画

また、内水排除施設等について、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

5 津波・高潮ステーションの整備・運用

ゼロメートル地帯が広がる西大阪地域の防災施設を迅速かつ的確に操作・管理を行うために、高潮時や地震による津波時における防潮施設の集中管理及び操作拠点として、津波・高潮に関する防災拠点を整備する。

また、平常時には、津波・高潮に関する普及啓発の情報発信拠点としても活用し、府民の防災意識の向上を目指す。

6 東南海・南海地震を想定した防災訓練の実施

府、市町村をはじめ防災関係機関は、東南海・南海地震を想定した津波からの避難のための災害応急対策を中心とした防災訓練を年1回以上実施する。

〔内容〕

- (1) 津波警報等の情報収集・伝達訓練
- (2) 参集訓練及び本部運営訓練
- (3) 水門等の操作訓練
- (4) 救出・救助訓練
- (5) 医療救護訓練

7 東南海・南海地震防災対策に係る相談窓口の設置

府及び市町村は、東南海・南海地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を提供するための体制の整備についても留意するものとする。

第3節 水害予防対策の推進

府、市町村をはじめ関係機関は、河川・港湾・海岸・ため池における洪水や高潮等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。

第1 河川の改修

1 国土交通大臣管理河川の改修（近畿地方整備局）

- (1) 200年に一度発生する可能性のある降雨（淀川：2日雨量302mm、猪名川：1日雨量268mm、大和川：2日雨量280mm）による洪水を対象として、計画的な河道改修やダム建設を実施するとともに、21世紀初頭の目標に向けて整備を進める。
- (2) 猪名川流域では、河道改修やダムの建設の他に、流域貯留施設の整備や雨水の流出抑制など、総合治水対策を進める。
- (3) 堤防が計画規模を上回る洪水により破堤した場合の甚大な被害を避けるため、淀川及び大和川で高規格堤防（スーパー堤防）の整備を進める。

2 大阪府知事管理河川の改修（府）

- (1) 100年に一度（1時間雨量80mm前後）の豪雨に対応できるよう計画的な河川改修、ダムの建設を実施する。
- (2) 当面は概ね10年に一度の降雨（1時間雨量50mm程度）に対応できるよう治水施設の整備を進める。
- (3) 寝屋川流域については、河道改修や治水緑地の整備等、流域調節池の整備や雨水の流出抑制など、総合治水対策を進める。
また、府内各河川の流域においては、流出抑制対策を進める。
- (4) 治水安全度の向上と、河川と市街地のまちづくりと一体となったスーパー堤防の整備を進める。
- (5) 河川改修の一環として洪水調節を行うため、上流にダムの建設を進める。

3 準用河川等

市町村は、準用河川・普通河川等の改修や貯留施設の整備を推進する。

第2 高潮対策

伊勢湾台風級の超大型台風による高潮に十分対処できるよう、高潮対策を実施する。

1 河川地域

府、近畿地方整備局は、それぞれ管理する河川の必要な箇所において、防潮堤、橋梁嵩上げ等の整備を進める。

また、府においては、ゼロメートル地帯が広がる西大阪地域の防災施設を迅速かつ的確に操作・管理を行うために、津波・高潮に対する防潮施設の集中管理及び操作拠点として、津波・高潮ステーションを整備する。

2 海岸地域

府は、泉州海岸及び布屋海岸において、防潮堤嵩上げ等の整備を進めるとともに、泉州海岸における水門、樋門、門扉等の機能高度化（遠隔監視、遠隔操作等）を推進する。

大阪市は、大阪港において、直下型の大規模地震に強い堤防の補強をはじめ、液状化対策等を進める。

第3 水害減災対策

洪水や高潮に対する事前の備えと洪水や高潮時の迅速かつ的確な情報伝達・避難により、水災の軽減を図るため、洪水予報、避難判断水位（特別警戒水位）の設定及び到達情報の発表、水防警報の発表、水位情報の公表、浸水想定区域の指定・公表、避難体制の整備を行う。

1 洪水予報及び水防警報等

(1) 洪水予報

ア 近畿地方整備局は、二以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きく洪水により重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、気象庁と共同して洪水予報を行い、府に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

イ 府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、気象庁と共同して洪水予報を行い、水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

ウ 府は、上記アにより通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知する。

(2) 避難判断水位（特別警戒水位）の設定及び到達情報の発表

府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川〔水位周知河川（水位情報周知河川）〕において、避難判断水位（特別警戒水位）、はん濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位を設定し、当該河川の水位がこれに到達したときは、水防管理者等に通知する。

また、避難判断水位（特別警戒水位）に到達したときは、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(3) 水防警報の発表

ア 近畿地方整備局は、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川について、洪水のおそれがあると認めるときは水防警報を行い、直ちに府に通知する。

イ 府は、管理河川、海岸のうち、洪水又は、高潮により重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、海岸について、洪水又は高潮のおそれがあると認めるときは水防警報を行う。

ウ 府は、上記アにより通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知する。
エ 水防管理者は、水防警報が発せられたときは、水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したときその他水防上必要があると認めたときは、水防団及び消防機関を出動又は、出動準備させる。

(4) 水位情報の公表

府は、管理河川、海岸のうち、水位・潮位観測所を設置した河川、海岸においては、その水位の状況の公表を行う。

(5) 浸水想定区域の指定・公表

ア 近畿地方整備局は、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

イ 府は、洪水予報河川及び水位周知河川（水位情報周知河川）が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

(6) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

ア 市町村は、浸水想定区域の指定があった場合は、市町村地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとし、住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。

① 洪水予報等の伝達方法

② 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

③ 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）又は主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地並びに当該施設への洪水予報等の伝達方法

イ 上記アにより市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は、管理者は、単独で又は、共同して、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

2 「寝屋川流域水害対策計画」の推進

特定都市河川浸水被害対策法に基づき特定都市河川流域の指定を行った寝屋川流域において、同法に規定される計画として、「寝屋川流域水害対策計画」を策定した。

この計画に基づき、行政（河川部局、下水道部局、防災部局）流域住民等が一体となって浸水被害の解消を目指す。

また、市町村は、浸水想定区域の指定があった場合は、市町村地域防災計画において、当該浸水区域ごとに、次に掲げる事項について定めるとともに、住民に周知するよう努める。

ア 都市洪水又は都市浸水の発生又は発生のおそれに関する情報（以下「洪水等情報」という。）

- イ 避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ウ 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）がある場合には、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するための洪水等情報の伝達方法

第4 下水道の整備

府及び市町村は、市街地における浸水被害の解消を図るため、下水道の整備による雨水対策に努める。

第5 農地防災対策

府、市町村をはじめ関係機関は、水路の氾濫、ため池の決壊等による農地等の湛水被害を防止するため、農業用排水路の整備、ため池堤防の強化等に努める。

1 農地関係湛水防除

農業用排水路、排水施設の整備を進める。

2 老朽ため池

ため池の決壊による災害を防止するため、老朽ため池の改修、防災上重要なため池を中心に、改修補強工事を実施する。

3 防災ダム

洪水調節により農地の冠水被害を防止するため、防災ダムを適正に運用する。

第6 地盤沈下対策

府及び大阪市は、地下水の汲み上げによる土地の低下や堤防の沈下などの地盤沈下により台風や大雨による災害が発生しないよう、法律や条例により地下水の採取規制を行う。

第4節 土砂災害予防対策の推進

府、市町村及び近畿地方整備局は、土砂災害を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止対策を実施する。

第1 土石流対策（砂防）

- 1 土石流など土砂流出による災害を未然に防止し、下流への土砂流出を抑止するため、国土交通大臣は、「砂防指定地」（砂防法第2条）を指定する。
- 2 府は、砂防指定地において、一定の行為を禁止・制限するとともに、砂防事業を実施する。
- 3 府及び市町村は、「土石流危険溪流及び危険区域」の把握・周知に努める。
- 4 府、市町村及び関係機関は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

第2 地すべり対策

- 1 多量の崩土による災害を未然に防止し、土砂移動を抑止するため、国土交通大臣は、「地すべり防止区域」（地すべり等防止法第3条）を指定する。
- 2 府、近畿地方整備局は、地すべり防止区域において、地すべりを助長又は誘発する原因となる行為を禁止・制限するとともに、地すべり対策事業を実施する。
- 3 府及び市町村は、「地すべり危険箇所」の把握・周知に努める。
- 4 府、市町村、近畿地方整備局及び関係機関は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

第3 急傾斜地崩壊対策

- 1 府は、急傾斜地におけるがけ崩れを未然に防止し、法面の崩壊を抑止するため、「急傾斜地崩壊危険区域」（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条）を指定する。また、「災害危険区域」（大阪府建築基準法施行条例第3条）を指定し、必要に応じて居住用建物の建築制限等を行う。
- 2 府は、急傾斜地崩壊危険区域において、がけ地の崩壊を助長又は誘発する原因となる行為を禁止・制限し、崩壊防止工事を実施する。
- 3 府及び市町村は、「急傾斜地崩壊危険箇所」の把握・周知に努める。
- 4 府、市町村及び関係機関は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

第4 土砂災害警戒区域等における防災対策

土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

府は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、市町村長の意見を聴きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条・8条）を行う。

2 指定区域内での開発規制

土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

3 警戒避難体制等

市町村は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、円滑な警戒避難が行なわれるために必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。また、警戒区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要するものが利用する施設がある場合には、円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条）

第5 土砂災害警戒情報の作成・発表

大阪管区気象台と府は連携し、大雨による土砂災害の危険度が高まった際、市町村長が防災活動や住民への避難勧告等の災害予防対応を適切に行うことができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市町村長等に通知する。

第6 山地災害対策

- 1 農林水産大臣は、土砂の流出や崩壊を防止するために必要があるときは、森林を「保安林」（森林法第25条）として指定する。
- 2 府は、保安林において一定の行為を制限するとともに治山事業を実施する。
- 3 府及び市町村は、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、「山地災害危険地区」を把握するとともに、山地災害に関する行動マニュアル・パンフレット等を作成し住民に配布するなど、周知に努める。

第7 宅地防災対策

- 1 府及び指定都市、中核市、特例市は、宅地造成に伴い災害が生じるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を「宅地造成工事規制区域」（宅地造成等規制法第3条）に指定する。
- 2 府及び指定都市、中核市、特例市は、宅地造成工事規制区域内において、開発事業者に対して、宅地造成に関する技術基準に適合するよう指導するとともに、必要に応じて監督処分を行う。
- 3 府及び市町村は、宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については防災措置を指導する。

第8 道路防災対策

府道路管理者は府内の管理道路の内、土砂災害による恐れのある道路について、あらかじめ事前通行規制区間を指定し、土砂災害の危険を防止するとともに、通行規制基準に従い現地の通行規制を行う。

第5節 危険物等災害予防対策の推進

第1 危険物災害予防対策

市町村（消防本部及び消防署を置かない市町村の場合は府）は、消防法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格を持った者の立ち会いを徹底させる。
- (3) 関係機関と連携して、危険物積載車両等の一斉取締りを実施する。

2 指導

- (1) 危険物施設の実態に即した予防規程の策定を指導する。
- (2) 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。
- (4) 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。

3 自主保安体制の確立

- (1) 大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。
- (2) 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。

4 啓発

危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全月間を中心に、関係者に各種啓発事業を行う。

第2 高圧ガス災害予防対策

府は、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 関係機関と連携して、高圧ガス積載車両等の一斉取締りを実施する。

2 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 高圧ガス関係事業所における保安教育、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 販売事業所等に対し、保安の確保を図るため、巡回保安指導を実施する。

3 自主保安体制の確立

自主的な防災組織である「高圧ガス地域防災協議会」や高圧ガス関係団体の実施する自主保安活動が、より一層充実するよう指導する。

4 啓発

各種の研修会、講習会を実施するほか、高圧ガス保安活動促進週間において、高圧ガス保安大会の開催、防災訓練の実施等、関係者の保安意識の高揚を図る。

第3 火薬類災害予防対策

府は、府警察と連携し、盗難防止対策を含めた火薬類の災害を防止するため、火薬類取締法をはじめ関係法令の遵守徹底・規制を行うとともに、火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 規制

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準を遵守徹底するよう指導する。

2 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 火薬類取扱事業所等における保安教育や自主保安検査の実施を指導する。

3 自主保安体制の確立

- (1) 「大阪府火薬類保安協会」が実施する火薬類取扱従事者に対する保安講習の方法等を指導する。
- (2) 事故発生時の緊急出動連絡体制として「大阪府火薬類保安協会」に設置された防災対策委員制度を活用するよう指導する。

4 啓発

危害予防週間（6月）において、保安講習の開催、立入検査の実施、啓発ポスターの配付等により、関係者の保安意識の高揚を図る。

第4 毒物劇物災害予防対策

府は、毒物及び劇物取締法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危害防止体制の確立、危害防止意識の高揚を図る。

1 規制

- (1) 立入検査により、法令上の技術基準の遵守が徹底されるよう指導する。
- (2) 危害防止規程の策定を指導する。

2 指導

- (1) 立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する設備にするよう指導する。
- (2) 学校、研究所等の実験、検査用毒物劇物については、落下等のおそれのない場所に保管するとともに、漏洩による危険を防止するよう指導する。
- (3) 営業者等に対し、毒物劇物の飛散等により住民の生命及び保健衛生上に危害を生じることがあるときには、保健所、警察署又は消防機関への届け出及び危害防止のための応急措置を講ずるよう、関係機関と連携して指導する。

3 危害防止体制の整備

営業者等に対して、危害防止体制の整備を指導する。

4 啓発

毒物劇物に関する知識の普及など関係者の危害防止意識の高揚を図る。

第5 危険物積載船舶等災害予防対策

1 第五管区海上保安本部

府及び市町村等関係機関と連携して次の措置を講ずる。

(1) 規制

- ア 危険物等積載船舶に対する停泊場所の規制
- イ 危険物等の荷役、運搬の規制
- ウ 危険物等荷役の立ち会い

なお、必要と判断される場合は、船舶交通の制限又は禁止を行う。

- (7) 火薬類の大量荷役
 - (イ) 核分裂性物質等の荷役
 - (ウ) タンカーによる引火性危険物の大量荷役
 - (エ) その他特に必要があると認められる場合
- エ 引火性危険物等積載タンカーへの他船の接近、接舷の制限
 - オ 荒天時における港内交通の制限及び避難の勧告
 - カ 巡視船艇による航路の誘導、警戒

(2) 指導

- ア 荷役船舶点検指導
- イ 危険物等専用岸壁点検指導

- ウ 海上防災訓練及び海上防災講習会の実施
 - エ タンカーの船長及び乗務員に対する指導
 - (ア) 海上衝突予防法、港則法及び海上交通安全法等の諸法規の遵守
 - (イ) 走錨の防止及び係留索の保守
 - (ウ) 接岸作業及び荷役作業中における保安要員の配置
 - (エ) 各作業責任の明確化及び漏出油の予防と火気取締の徹底
 - (オ) 船内における防災用資機材の整備充実
 - (カ) 航法、操船の指導
 - オ 貯油施設等を有する企業に対する指導
 - (ア) 防災資機材の備蓄及び保安施設の拡充
 - (イ) タンカーの係船設備及び荷役設備の整備充実
 - (ウ) 従業員の教育及び訓練の実施
 - (エ) 関係企業間における共同防災体制の整備
- (3) 予防活動
- ア 大阪湾・播磨灘排出油防除協議会構成員の出動の調整
 - イ 災害対策に関する関係機関の連絡調整

第6節 火災予防対策の推進

市街地、林野等における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努める。

第1 建築物等の火災予防

一般建築物、高層建築物、地下街における出火防止及び初期消火の徹底を図る。

1 一般建築物

(1) 火災予防査察の強化

市町村は、当該区域内の工場や公衆の出入りする場所などについて、消防法第4条、第4条の2に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性の強化等について、改善指導する。

(2) 防火管理制度の推進

市町村は、学校、病院、工場など多数の者が出入りし、勤務し、または居住する建物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

ア 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施

イ 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理

ウ 火気取り扱いの監督、収容人員の管理 など

(3) 防火対象物定期点検報告制度の推進

市町村は、対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取組みを推進する。

(4) 住宅防火対策の推進

市町村は、住宅における住宅用火災警報器の設置を促進する。

(5) 消防設備士の資質の向上

府は、消防設備士を対象に消防用設備等に関する技術講習を実施する。

(6) 住民、事業所に対する指導、啓発

府及び市町村は、住民、事業所に対し、消火器の使用方法、地震発生時の火を使用する器具・電気器具の取り扱い等、安全装置付ストーブ等の普及の徹底を図るとともに、広報活動や防火図画の募集などによる火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

(7) 定期報告制度の活用

特定行政庁（建築主事を置く市町村においてはその長、その他の市町村においては知事）は、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、一定規模以上の多数の人が利用する建築物や建築設備の適切な維持保全の促進を図る。

2 高層建築物、地下街

府、市町村をはじめ関係機関は、高層建築物、地下街については、前項の事項の徹底のほか、防災計画書の作成指導や共同防火管理体制の確立、防災規制など、所有者等に対する火災の未然防止を指導する。

(1) 対象施設

ア 高層建築物

高さが31mを超える建築物

イ 地下街

地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの、及びこれに類するもの

(2) 防災計画書の作成指導

特定行政庁は、原則として高層建築物の新築に際し、出火防止・初期消火や避難安全性の確保等の観点から建築物の計画条件に即した総合的な防災計画書の作成を指導する。

(3) 共同防火管理体制の確立

管理の権原が分かれている高層建築物、地下街において、共同防火管理体制の確立を指導する。

(4) 防災規制

高層建築物、地下街において使用する防災対象物品については、防災性能を有するものを使用するよう指導する。

(5) 屋上緊急離着陸場等の整備

原則として、非常用エレベーターの設置を要する高層建築物には、屋上緊急離着陸場又は緊急救助用スペースを設置するよう指導する。

(6) 地下街の防火・安全対策

地下街の新設・増設に際し、建築基準法・消防法等に基づき、地下街連絡協議会を設置するなど、防火・安全対策の確保、指導を行う。

また、府、市町村をはじめ関係機関は、消防法改正（平成19年6月）に伴い、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店等の建物で多数の者が出入りするものであり、かつ、大規模なものについては、火災予防だけでなく地震等による被害軽減の観点から、自衛消防組織を設置するとともに、防災管理者を定め、地震被害等に対応した消防計画を作成するなど、所有者等に対し、地震等による火災その他の災害に係る被害軽減のための措置を講ずるよう指導する。

第2 林野火災予防

府、市町村及び林野の管理者は林野周辺地区住民の安全を確保するとともに、森林資源を保全するため、積極的な火災予防対策を推進する。

1 監視体制等の強化

(1) 府

森林保全員を配置し、府域における林野の巡視を行うなど林野火災の防止に努める。

- ア 入山者に対する火災予防のための適切な指導
- イ 防火標識の維持管理
- ウ 火入れの許可の有無及び許可の条件を確認、違反事項の中止の指示
- エ 春期、秋期の火災発生危険期における重点的な巡視の実施

(2) 市町村

- ア 住民、事業所に対する啓発
- イ 火災発生危険期における巡視の実施
- ウ 森林法に基づく火入れの許可

(3) 近畿中国森林管理局

国有林における火災を防止するための監視を強化するとともに、防火線、管理自動車道の整備を行う。

2 林野火災特別地域対策事業の推進

府は、林野火災の危険度が高く、特に林野火災対策を強化する必要がある地域について、関係市町村に対し林野火災特別地域対策事業を実施するよう指導する。

3 林野火災対策用資機材の整備

府及び市町村は、消防力強化のため、防ぎよ資機材の整備と備蓄を推進する。

消火作業機器等の整備

空中消火用資機材、林野火災工作車、可搬式ポンプ・送水装置、ジェットシュータ、チェンソー等作業用機器

〔災害応急対策〕

第 1 章

活動体制の確立

第1節 組織動員

府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるとともに、府は、災害情報の収集伝達及び災害応急対策の迅速かつ的確な実施に資するよう災害の規模・状況に応じて災害現場に職員を派遣する。

なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害応急対策実施要領」の定めるところによる。

第1 府の組織体制

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、必要に応じて組織を設置し、災害応急活動を実施する。

1 大阪府防災・危機管理警戒班の活動

(1) 大阪府防災・危機管理警戒班の活動開始

災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等にあたる。

(2) 開始基準

- ア 台風情報により24時間以内に府域へ影響を及ぼすと認められる場合
- イ 府域に気象警報（津波を除く全ての警報）が発令された場合
- ウ 津波予報区「大阪府」に津波注意報が発令された場合
- エ 山林火災において、拡大や住宅への延焼が懸念される場合
- オ その他の災害・危機事象により府民生活への影響が予想される場合

(3) 解除基準

- ア 災害対策に係る情報収集・関係機関への連絡等の必要がなくなったと認められる場合
- イ 防災・危機管理指令部が活動を開始したとき
- ウ 防災・危機管理警戒本部が設置されたとき

(4) 地域情報班の活動開始

管内各地域の災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒班の活動開始とあわせて地域情報班は活動を開始する。

2 大阪府防災・危機管理指令部の活動

(1) 大阪府防災・危機管理指令部の活動

指令部長は、災害が発生した場合又は、府域において震度4を観測した場合には直ちに、その他の場合には必要に応じて大阪府防災・危機管理指令部会議を開催し、災害応急対策の検討を行う。

(2) 所掌事務

- ア 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること

- イ 消防、府警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整に関する事
- ウ 職員の配備体制に関する事
- エ 大阪府防災・危機管理警戒本部、大阪府災害対策本部の設置の必要性の検討に関する事
- オ 大阪府防災・危機管理警戒本部若しくは大阪府災害対策本部が設置されたときの当該本部事務局の運営に関する事

(3) 活動基準

- ア 府域において、震度4を観測したとき（自動参集）
- イ 次の情報を受信した場合で、指令部長が活動を必要と認めたとき
 - (ア) 気象警報、台風情報（府域に影響を及ぼすもの）
 - (イ) 津波予報区「大阪府」の津波警報
 - (ウ) その他の災害等により重大な人的・物的被害が生じるおそれのある情報

(4) 地域情報班の活動開始

管内各地域の災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理対策指令部会議の開催とあわせて、地域情報班は活動を開始する。

3 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

指令部長は、次の設置基準に該当する場合には、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

(1) 設置基準

- ア 災害発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき
- イ 防災・危機管理指令部が災害情報により、災害が発生したと判断したとき
- ウ 府域において、震度5弱又は震度5強を観測したとき
- エ 津波による災害の発生が予測され、対策を要すると認められるとき
- オ その他知事が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

- ア 災害発生のおそれが解消したとき
- イ 災害応急対策がおおむね完了したとき
- ウ 災害対策本部が設置されたとき
- エ その他知事が認めたとき

(3) 所掌事務

防災・危機管理警戒本部は、次の事項について方針を策定し、実施する。

- ア 情報の収集・伝達に関する事
- イ 職員の配備に関する事
- ウ 災害対策本部の設置に関する事
- エ その他緊急に実施を要する災害応急対策に関する事

(4) 地域警戒班の設置

管内各地域の災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の設置とあわせて、地域警戒班を置く。

4 大阪府災害対策本部及び大阪府災害対策本部地域連絡部の設置

知事は、次の設置基準に該当する場合には、大阪府災害対策本部を設置すると同時に、同本部地域連絡部を府民センタービル内に設置する。

(1) 設置基準

- ア 防災・危機管理対策指令部が災害情報により大規模な災害が発生したと判断したとき
- イ 府域において、震度6弱以上の震度を観測したとき
- ウ 津波による大規模な災害の発生が予測され、対策を要すると認められるとき
- エ その他知事が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

- ア 災害応急対策がおおむね完了したとき
- イ その他災害対策本部長が認めたとき

(3) 本部の所掌事務

- ア 情報の収集・伝達に関すること
- イ 職員の配備に関すること
- ウ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること
- エ 市町村への応援に関すること
- オ 現地災害対策本部の設置に関すること
- カ 国が非常（緊急）災害現地対策本部を設置した場合、その連携に関すること
- キ その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

(4) 本部長の代理

知事に事故あるとき又は欠けたときの本部長の代理は、副知事、危機管理監、危機管理室長、消防防災課長の順とする。

(5) 地域連絡部の所掌事務

- ア 被害状況、市町村の災害対策状況の情報収集に関すること
- イ その他必要な事項

5 大阪府現地災害対策本部の設置

災害対策本部長は、次の設置基準に該当する場合には、原則として災害地近接の府民センタービル又は被災市町村庁舎等に大阪府現地災害対策本部を設置する。

(1) 設置基準

- ア 災害応急対策を局地的又は重点的に推進する必要があるとき
- イ その他災害対策本部長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

災害対策本部長が認めたとき

(3) 所掌事務

- ア 被害状況等の把握に関すること
- イ 市町村への支援に関すること
- ウ 府の実施する災害応急対策の現地調整と推進に関すること
- エ 現地における関係機関との連絡に関すること

オ その他必要な事項

6 大阪府水防本部の設置（「大阪府水防計画」参照）

知事は、設置基準に該当する場合には、府域における水防を統括するため、水防本部を設置し、大阪府防災・危機管理対策指令部と連携して活動する。

なお、大阪府災害警戒本部が設置された場合は、同本部と連携し、大阪府災害対策本部が設置された場合は、同本部のもと水防活動を実施する。

(1) 設置基準

洪水又は高潮による水災のおそれがあるとき

(2) 廃止基準

水防本部長が認めたとき

(3) 所掌事務

- ア 水防情報の収集と伝達に関する事
- イ 本部役員の招集、水防配備の指令に関する事
- ウ 被災状況、水こう門・鉄扉等の操作状況の把握に関する事
- エ 水防管理団体への現地指導及び水防資器材提供に関する事
- オ 災害対策本部、府警察、自衛隊との連絡調整に関する事
- カ 報道及び広報に関する事

7 震災応急対策連絡会議の設置

府は、大阪府防災会議と大阪府災害対策本部との間の連絡を緊密に行うため、大阪府災害対策本部の設置後速やかに震災応急対策関係機関連絡会議を設置する。

なお、必要に応じて構成員を追加する。

(1) 組織及び運営

ア 組織構成

大阪府政策企画部危機管理室、大阪府警察本部警備部、陸上自衛隊第3師団第3部、大阪海上保安監部警備救難課、大阪管区气象台技術部、近畿地方整備局企画部、大阪市消防局計画・情報通信担当課、関西電力株式会社総務室庶務グループ、大阪ガス株式会社総務部、西日本電信電話株式会社大阪支店災害対策室

イ 運営

会議の主催者は大阪府政策企画部危機管理室長の職にある者をもってあてる。

(2) 業務

- ア 被害情報及び災害応急対策に関する情報交換
- イ 相互協力及び応援要請の調整
- ウ その他相互協力に関し必要な事項

第2 府の動員配備体制

災害が発生した場合、又は災害の発生するおそれがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。（組織の設置基準等は、第1節第1「府の組織体制」参照。）

1 非常1号配備

(1) 配備時期

ア 府域において震度4を観測したとき（自動配備）

イ 災害発生のおそれがある気象予警報等により、通信情報活動の必要があるとき

(2) 配備体制

通信情報活動を実施する体制

2 非常2号配備

(1) 配備時期

ア 防災・危機管理対策指令部が災害情報により災害が発生したと判断したとき

イ 府域において震度5弱又は震度5強を観測したとき（自動配備）

(2) 配備体制

災害応急対策を実施する体制

3 非常3号配備

(1) 配備時期

ア 防災・危機管理対策指令部が災害情報により、大規模な災害が発生したと判断したとき

イ 府域において震度6弱以上の震度を観測したとき（自動配備）

ウ その他必要により知事が当該配備を指令するとき

なお、前各号に掲げる各配備区分の配備時期についても同様とする。

(2) 配備体制

府の全力をあげて災害応急対策等を実施する体制

4 大阪府水防本部の配備体制（大阪府水防計画 参照）

(1) 警戒配備

気象情報と水位情報に注意する必要があるが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでには時間的余裕があり、主として情報連絡を行うときの配備

(2) 非常配備

ア 第1配備

今後の気象情報と水位情報に充分注意と警戒を要すると共に、水防活動の必要が予想されるとき

イ 第2配備

水防活動の必要が予想されるとき、又は開始し、第1配備では体制不十分と判断されるとき

ウ 第3配備

事態が切迫し大規模な水防活動の必要が予想されるとき、あるいは事態の規模が大きくなって、第2配備では体制不十分と判断されるとき

第3 市町村の組織動員配備体制

災害の規模に応じ、災害対策（警戒）本部を設置するとともに、職員を動員配備する。

各水防管理団体（市町村、水防事務組合）は、洪水又は高潮による水災のおそれがあるとき、大阪府水防本部に準じ、職員の動員配備を行う。

第4 防災関係機関の組織動員配備体制

災害の規模に応じ、災害対策（警戒）本部を設置するとともに、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を、迅速かつ的確に実施できるよう、動員配備を行う。

第2節 自衛隊の災害派遣

知事は、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図るとともに、住民の人命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、自衛隊に災害派遣を要請する。

第1 知事の派遣要請

- 1 知事は、市町村長をはじめ防災関係機関の長から派遣要請の要求があり、必要と認めた場合、又は自らの判断で派遣の必要を認めた場合には、陸上自衛隊第三師団長に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。要請は、原則として文書により行うが、文書によるいとまがないときは、電話又は口頭により行い、事後、速やかに文書を提出する。
- 2 市町村長をはじめ防災関係機関の長が、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた事項を明らかにし、電話又は口頭をもって要求する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。
- 3 市町村長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

第2 自衛隊の自発的出動基準

1 要請を待ついとまがない場合の災害派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町村長、警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) その他災害に際し、上記1から3に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

2 防衛省施設の近傍等における災害派遣

自衛隊の庁舎、営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発

生した場合、部隊等の長は部隊を派遣することができる。

第3 派遣部隊の受入れ

1 派遣部隊の誘導等

- (1) 府は、自衛隊に災害派遣を要請した場合は、府警察及び災害派遣を要求した市町村は
じめ防災関係機関に、その旨連絡する。
- (2) 府警察は、自衛隊の災害派遣に伴う誘導の要請があった場合は、被災地等へ誘導する。

2 受入体制

(1) 連絡所の設置

府は、自衛隊から連絡調整のために派遣された連絡員のための連絡所を設置する。

(2) 現地連絡担当者の指名

府は、派遣部隊との現地での連絡調整のため、現地連絡担当者を指名する。

(3) 資機材等の整備

自衛隊の災害派遣を受けた防災関係機関は、作業の実施に必要な資機材を準備する
ほか、必要な設備の使用等に配慮する。

(4) その他

府及び市町村は、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘ
リポート等の準備に万全を期する。

第4 派遣部隊の活動

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。

1 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

2 避難の援助

避難の指示等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等
を行い、避難を援助する。

3 遭難者等の捜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

5 消防活動

「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成8年1月17日）

により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整する。

6 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

7 応急医療、救護及び防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

9 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

10 物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

11 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

第5 撤収要請

知事は、自衛隊の派遣の必要がなくなると認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。

第3節 広域応援等の要請・受入れ

府、市町村をはじめ防災関係機関は、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、速やかに他府県及び指定行政機関等に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、被災者の救助など応急対策に万全を期する。

第1 府

知事は、府単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要請する。

1 近畿府県への応援要請

近畿府県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）への応援要請は、次の方法で行う。

(1) 要請の方法

知事は、「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、兵庫県（応援主管府県）又は奈良県（応援副主管府県）に被害状況等を連絡し、必要とする応援の内容について、文書により要請を行う。

ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出する。

(2) 応援の内容

- ア 食料、飲料水及び生活必需物資の提供
- イ 被災者の救出・救護・防疫等災害応急活動に必要な資機材及び物資の提供
- ウ 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- エ 情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣
- オ 避難者、傷病者の受入れ
- カ その他特に必要な事項

2 全国都道府県への応援要請

全国都道府県への応援要請は、次の方法で行う。

(1) 要請の方法

知事は、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、速やかに自らが所属するブロックの幹事県に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがない場合には、電話又はファクシミリ等により広域応援の要請を行い、後日文書を速やかに提出する。

(2) 広域応援の内容

被災地における救援・救護及び災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的

支援、施設若しくは業務の提供又はそれらのあっせん

3 指定行政機関等の長への職員の派遣要請等

知事が災害応急対策を円滑に実施するため、指定行政機関等の長に対する職員の派遣要請、又は内閣総理大臣に対する指定行政機関等の職員の派遣のあっせん要請を行うときは、次の方法で行う。

(1) 要請の方法

知事は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人に限る。以下この節において同じ。）

（災害対策基本法第29条第1項）他都道府県知事又は市町村長に対し、職員の派遣を要請する（地方自治法第252条の17）ときは、以下の事項を記載した文書で行う。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他必要な事項

(2) 派遣のあっせん要請

知事は、内閣総理大臣に対し、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関（災害対策基本法第30条第1項）他都道府県又は市町村の職員の派遣のあっせんに要請するときは、以下の事項を記載した文書で行う。

- ア 派遣のあっせんに求める理由
- イ 派遣のあっせんに求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他必要な事項

4 緊急消防援助隊の派遣要請及び府内の部隊移動指示等

知事は、市町村長から要請があった場合又は災害の範囲が著しく拡大し、府内の市町村の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の派遣について要請する。

知事は、市町村長からの要請を受けたときには、緊急消防援助隊が被災地に迅速に出動できるよう、府内における緊急消防援助隊の部隊移動を指示する。また、消防応援活動調整本部を設置し、府内の部隊移動の総合調整や被災地の情報収集、関係機関の活動の連絡調整を行う。

第2 府公安委員会

府公安委員会は、必要に応じ、他の都道府県公安委員会に対し、警察官等の派遣を要請する。

府警察本部は、広域緊急援助隊等の派遣について、近畿管区警察局に対し、援助の要求を行う。

第3 市町村

市町村長は、市町村単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要請する。

- 1 知事、他の市町村長、水防事務組合管理者に対する応援の要請
- 2 知事に対する緊急消防援助隊及び自衛隊派遣要請の依頼
- 3 指定地方行政機関の長、都道府県知事又は他の市町村長に対する職員の派遣要請若しくは知事に対するあっせん要請

第4 広域応援等の受入れ

広域応援等を要請した防災関係機関は、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、広域防災拠点、後方支援活動拠点、地域防災拠点、府立消防学校、その他適切な場所へ受け入れる。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

1 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、府警察等と連携し、広域防災拠点、後方支援活動拠点、地域防災拠点、被災地等へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

2 連絡所等の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

3 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

第5 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣

近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪航空局及び大阪管区気象台等は、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省本省等とともに緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を設置し、本省災害対策本部長（災害対策本部が設置されていない場合は事務次官）の総括的指揮のもとに、被災地への派遣活動を行う。

〔災害応急対策〕

第2章

情報収集伝達・警戒活動

第1節 警戒期の情報伝達

府、市町村をはじめ防災関係機関は、大阪管区気象台などから発せられる気象予警報等をあらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずる。

第1 気象予警報の伝達

1 大阪管区気象台が発表する気象予警報

大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。

(1) 注意報

気象現象等により府域に災害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。

種	類	発	表	基	準
気象注意報	風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合。			
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。平均風速が陸上で 12m/s以上、海上で 15m/s以上になると予想される場合。			
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には表1の条件に該当する場合である。			
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で5cm以上、山地で20cm以上になると予想される場合。			
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上（気象台において）で100m以下、海上で 500m以下になると予想される場合。			

	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合。
	乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 気象台において実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下になると予想される場合。
	なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合 ②積雪の深さが50cm以上あり、気象台における最高気温が10℃以上又はかなりの降雨が予想される場合
	着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上あり、気温が-2℃～+2℃になると予想される場合。
	霜注意報	4月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が4℃以下になると予想される場合。
	低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が-5℃以下になると予想される場合。
地面現象注意報☆	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ①二次細分区域「大阪市」：大阪港の潮位が東京湾平均海面(T.P) 上1.5m以上になると予想される場合 ②二次細分区域「泉州」：大阪港または淡輪港の潮位が東京湾平均海面(T.P) 上1.5m以上になると予想される場合

波浪注意報	波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が1.5m以上になると予想される場合。
浸水注意報 ☆	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には表2の条件に該当する場合である。

(2) 警報

気象現象等により府域に重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表する。

種	類	発	表	基	準
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 20m/s以上、海上で 25m/s以上になると予想される場合			
	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 20m/s以上、海上で 25m/s以上になると予想される場合			
	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には表1の条件に該当する場合である。			
気象警報	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上になると予想される場合			
地面現象警報 ☆	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。			
高潮警報	高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ①二次細分区域「大阪市」：大阪港の潮位が東京湾平均海面(T.P) 上2.2m以上になると予想される場合 ②二次細分区域「泉州」：大阪港または淡輪港の潮位が東京湾平均海面(T.P) 上2.2m以上になると予想される場合			

波浪警報	波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が3.0m以上になると予想される場合
浸水警報☆	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には表2の条件に該当する場合である。

注1 発表基準欄に記載した数値は、大阪府における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

注2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。(気象庁予報警報規程第3条)

注3 ☆印は、気象注意報・警報に含めて行う。(気象庁予報警報規程第12条)

(3) 気象情報

気象等の予報に係りのある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を住民及び関係機関に対して発表する。

(4) 気象予警報等の関係機関への伝達経路

〔別図1-1〕の伝達経路による。

2 大阪管区気象台と近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報

大阪管区気象台と近畿地方整備局は、「淀川洪水予報実施要領」、「大和川洪水予報実施要領」、「猪名川洪水予報実施要領」に基づき、淀川、大和川、猪名川の洪水予報を共同で発表する。(気象業務法第14条の2第2項、水防法第10条第2項)

洪水予報の関係機関への伝達経路は、別図1-2による。

標題(種類)	発表基準
はん濫注意情報 (洪水注意報)	いずれかの基準地点の水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
はん濫警戒情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
はん濫危険情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき
はん濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内ではん濫が発生したとき

大阪管区気象台及び近畿地方整備局は、淀川、大和川、猪名川について、洪水のおそれがあるときは水位又は流量を示してその状況を府に通知し、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

府は、この通知を受けたときは、直ちに府水防計画で定める水防管理者等にその内容を通知する。

3 大阪管区気象台と大阪府が共同で発表する洪水予報

大阪管区気象台と大阪府は、「一級河川大和川水系石川の洪水予報実施要領」、「淀川水系寝屋川流域の洪水予報実施要領」、「淀川水系神崎川・安威川流域の洪水予報実施要領」、「大津川水系大津川・槇尾川の洪水予報実施要領」、「大津川水系牛滝川の洪水予報実施要領」に基づき、対象河川の洪水予報を共同で発表する。（気象業務法第14条の2第3項、水防法第11条）

(1) 対象河川

水系名	河川名	連絡系統図
一級河川大和川	石川	〔別図1-3〕
一級河川淀川	寝屋川流域 寝屋川、第二寝屋川、恩智川、平野川、 平野川分水路、古川、楠根川	〔別図1-4〕
	神崎川・安威川	〔別図1-5〕
二級河川大津川	大津川・槇尾川	〔別図1-6〕
	牛滝川	〔別図1-7〕

(2) 発表の基準

標題（種類）	発表基準
はん濫注意情報 （洪水注意報）	いずれかの基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
はん濫警戒情報 （洪水警報）	いずれかの基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
はん濫危険情報 （洪水警報）	いずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき
はん濫発生情報 （洪水警報）	洪水予報区間内ではん濫が発生したとき

(表1) 大雨警報・注意報基準

Table with 4 main columns: 二次区分区域, 市町村, 大雨警報基準 (雨量基準, 土壌雨量指数基準), 大雨注意報基準 (雨量基準, 土壌雨量指数基準). Rows include 北大阪, 大阪府, 京都市, 南河内, 河内, 泉州, etc.

【留意点】 二次区分区域内のいずれかの市町村で基準を満たせば、二次区分区域全体に警報・注意報を発表する。

【備考】

- 雨量基準の「R1」、「R3」はそれぞれ1時間雨量、3時間雨量を示し、RTは総雨量を示す。
雨量警報中、「R1」は2つの指標による基準を示す。例えばR1=20 and RT=50であれば、「1時間20mm以上かつ総雨量50mm以上」を意味する。
雨量基準において「平地地」、「平地地以外」の地域名で基準値を記述する場合がある。「平地地」、「平地地以外」の区分は、別図1参照。なお、別図1において「平地地」、「平地地以外」の地域名が併記されている場合は、市町村には「平地地」、「平地地以外」の地名名を使用していない。
土壌雨量指数基準において、市町村に対する数値を記載した。なお、基準値に超過する場合は最大値を括弧内に記載した。
土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報の土壌雨量指数基準は設定しない(注意報には設定する)。

(表2) 洪水警報・注意報基準

Table with 4 main columns: 二次区分区域, 市町村, 洪水警報基準 (雨量基準, 流域雨量指数基準, 複合基準), 洪水注意報基準 (雨量基準, 流域雨量指数基準). Rows include 北大阪, 大阪府, 京都市, 南河内, 河内, 泉州, etc.

【留意点】 二次区分区域内のいずれかの市町村で基準を満たせば、二次区分区域全体に警報・注意報を発表する。

【備考】

- 雨量基準の「R1」、「R3」はそれぞれ1時間雨量、3時間雨量を示し、RTは総雨量を示す。
雨量警報中、「R1」は2つの指標による基準を示す。例えばR1=20 and RT=50であれば、「1時間20mm以上かつ総雨量50mm以上」を意味する。
雨量基準において「平地地」、「平地地以外」の地域名で基準値を記述する場合がある。「平地地」、「平地地以外」の区分は、別図1参照。なお、別図1において「平地地」、「平地地以外」の地域名が併記されている場合は、市町村には「平地地」、「平地地以外」の地名名を使用していない。
土壌雨量指数基準において、市町村に対する数値を記載した。なお、基準値に超過する場合は最大値を括弧内に記載した。
土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報の土壌雨量指数基準は設定しない(注意報には設定する)。

(別図1)「平地」「平地以外」の格子の区分



第2 土砂災害警戒情報の伝達

1 大阪管区気象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報※

府および大阪管区気象台は大雨警報発表後、府が観測する降雨量及び大阪管区気象台が計測する土壌雨量指数が基準を超過し、土砂災害の発生の恐れが高いと認められるとき、土砂災害警戒情報を作成し、住民及び関係機関に対して伝達する。市町村は、土砂災害警戒情報に基づき避難勧告等必要な措置を講じる。(災害対策基本法 第51条、第55条、気象業務法 第11条、第13条、第15条)

(1) 発表の基準

(発表基準)

大雨警報が発表中の市町村が属する格子の土壌雨量指数の履歴順位が気象庁の作成する降雨予測に基づき、「北大阪」「東部大阪」「南河内」「泉州」で第3位以上に達すると予想される場合、かつ土砂災害発生基準雨量が超過すると予想される場合に土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。

(解除基準)

土砂災害発生基準雨量と土壌雨量指数の発表基準をともに下廻り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるとき解除する。ただし、無降雨時間が長時間継続しているにもかかわらず、発表基準を下回らない場合は、災害発生の状況及び、土壌雨量指数の第2タンクの下降を確認した場合に大阪府と気象台の協議の上解除する。

※土壌雨量指数：第2節第4参照

※土砂災害警戒情報の留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。

※発表の対象としない市町

大阪市、摂津市、守口市、門真市、松原市、藤井寺市、高石市、泉大津市、忠岡町、田尻町は土砂災害が発生する地形を呈していないため発表の対象としない。

(2) 伝達体制

〔別図1-8〕の伝達経路による。

大阪府土砂災害警戒情報 第×号

平成△△年○月○日 ○時○分
大阪府 大阪管区气象台 共同発表



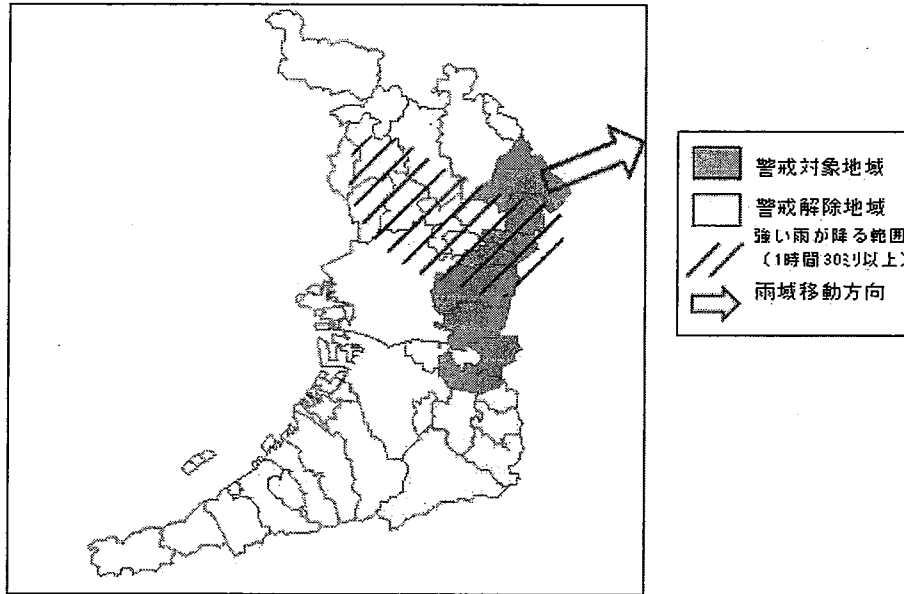
【警戒対象地域】
枚方市 八尾市 大東市 柏原市 東大阪市 四條畷市 交野市 羽曳野市

【警戒解除地域】
富田林市 河内長野市 太子町 河南町 千早赤阪村

【警戒文】

《一部警戒解除》

大雨のため引き続き土砂災害の危険度が非常に高くなっています。土砂災害危険箇所及びその周辺では警戒を強めてください。警戒対象市町村での今後3時間以内の最大1時間雨量は、多いところで40mmです。



【問合せ先】 06-6944-6039(大阪府河川室ダム砂防課)

06-6949-6303(大阪管区气象台予報課)

第3 津波警報・注意報等の伝達

1 気象庁が発表する津波警報・注意報等

(1) 津波警報・注意報

① 種類

ア 津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

イ 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

ウ 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

② 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

ア 津波警報・注意報

種類	発表基準	解説	発表される津波の高さ	
津波警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで3メートル以上である場合	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m, 4m, 6m, 8m, 10m以上
	津波	予想される津波の高さが高いところで1メートル以上3メートル未満である場合	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m, 2m
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m	

- (注) 1 大阪府の津波予報区名は「大阪府」である。
- 2 津波による災害の恐れがない場合には、「津波の心配のない」旨または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。
- 3 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 4 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波予報

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(2) 津波情報

情報の種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。 また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表。 また、地震の発生場所(規模)やその規模(マグニチュード)を発表。
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表。 津波予報(津波の心配がない場合を除く)を含めて発表。

(3) 地震情報

情報の種類	内 容
震度速報	震度3以上を観測した地域名（全国を約180に区分）と地震の発生時刻を発表。
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」を付加して発表。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表。

2 津波警報・注意報等の関係機関への伝達経路

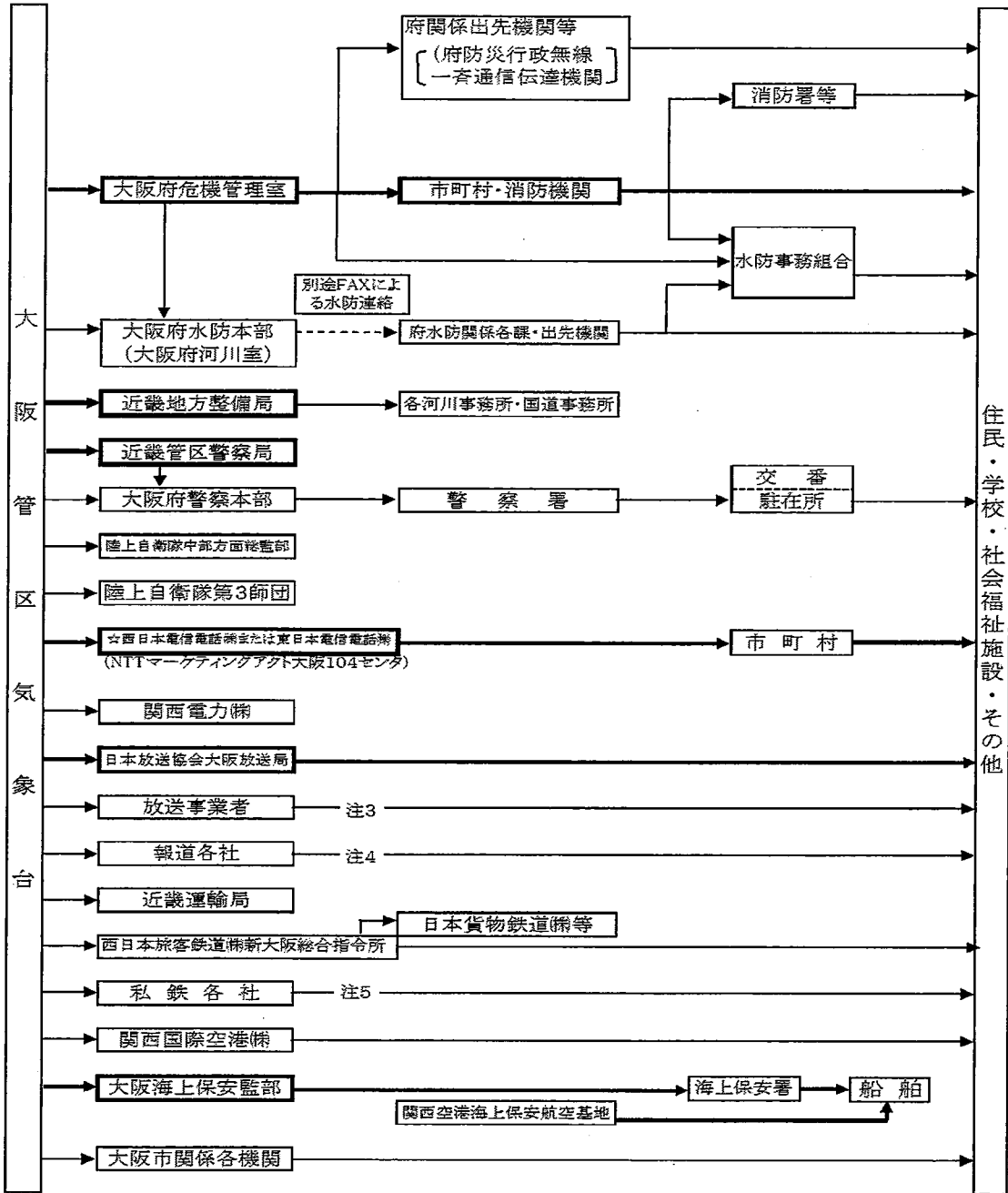
〔別図1-9〕の伝達経路による。

東海地震の発生に伴う警戒態勢は、「付編：東海地震の警戒宣言に伴う対応」による。

第4 住民への周知

- 1 府は、日本放送協会（大阪放送局）及び一般放送事業者と連携して、予警報の周知を図る。必要に応じて、緊急警報放送を要請する。
- 2 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、市町村防災行政無線、広報車、警鐘などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

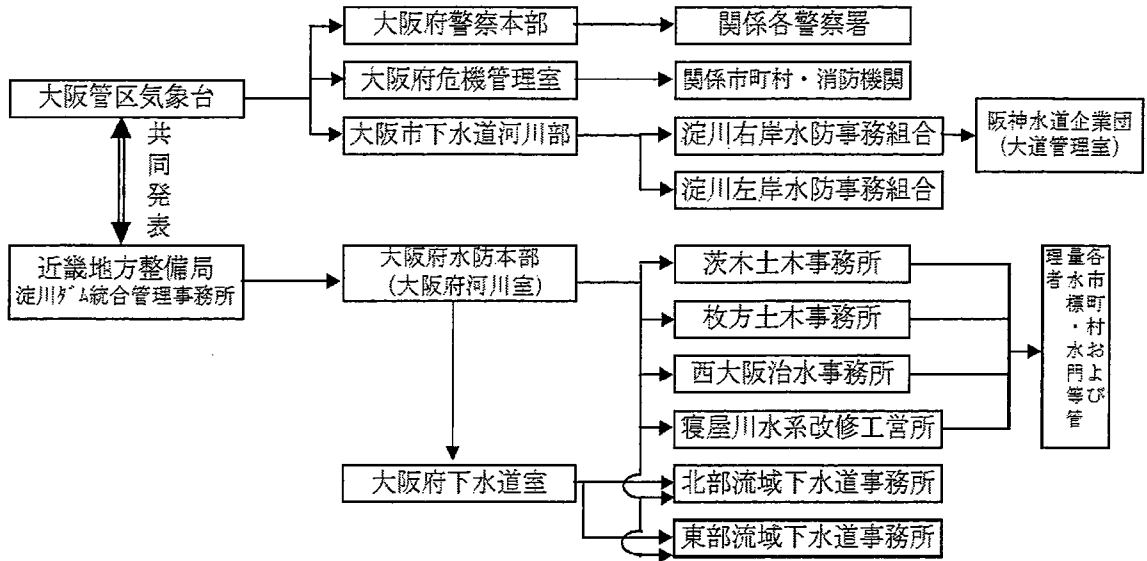
[別図1-1] 気象予警報等の関係機関への伝達経路



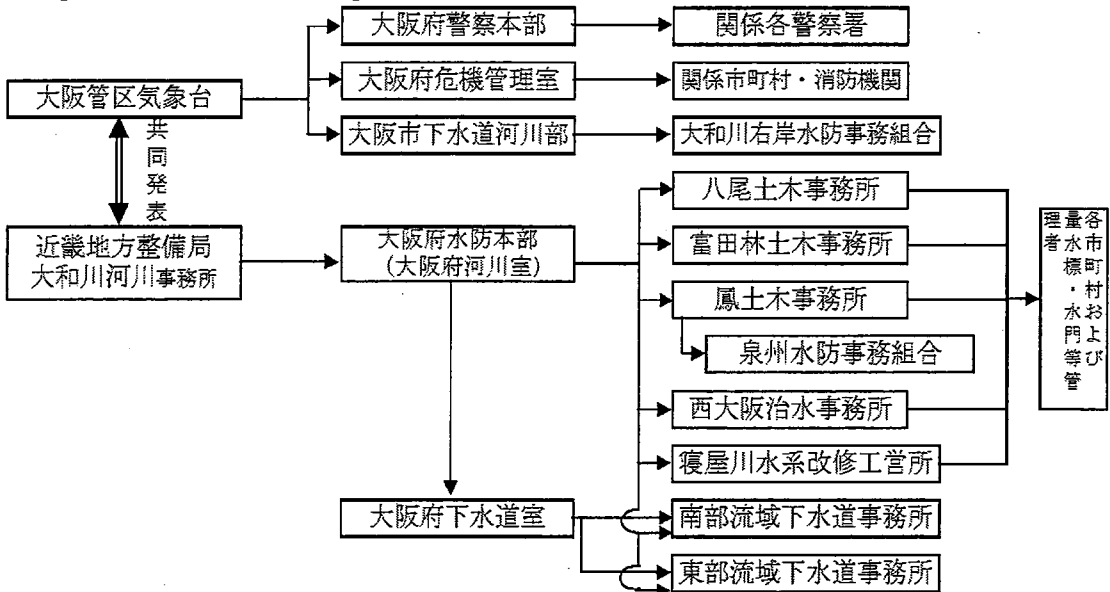
- (注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
 2 ☆印は、警報のみ
 3 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、関西インターメディア株式会社の6社である。
 4 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。
 5 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、大阪府都市開発株式会社(泉北高速鉄道)、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、株式会社大阪湾トランスポートシステムの10社である。

[別図1-2] 洪水予報等の関係機関への伝達経路 (大阪管区气象台・近畿地方整備局)

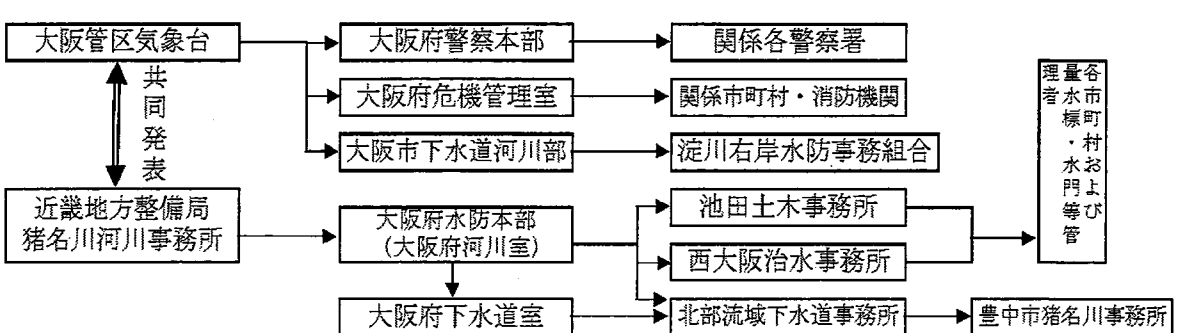
【淀川洪水予報連絡系統】



【大和川洪水予報連絡系統】

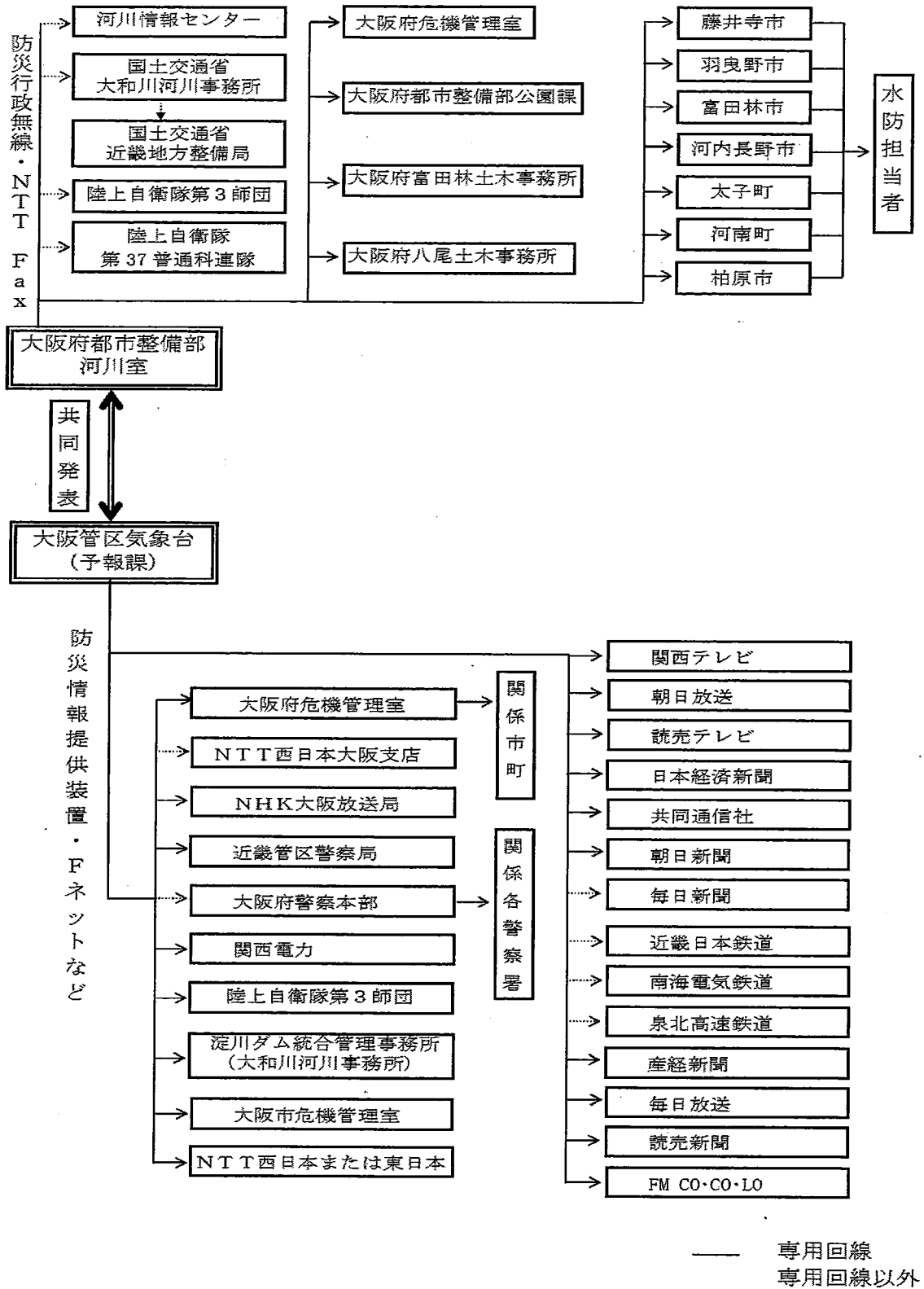


【猪名川洪水予報連絡系統】

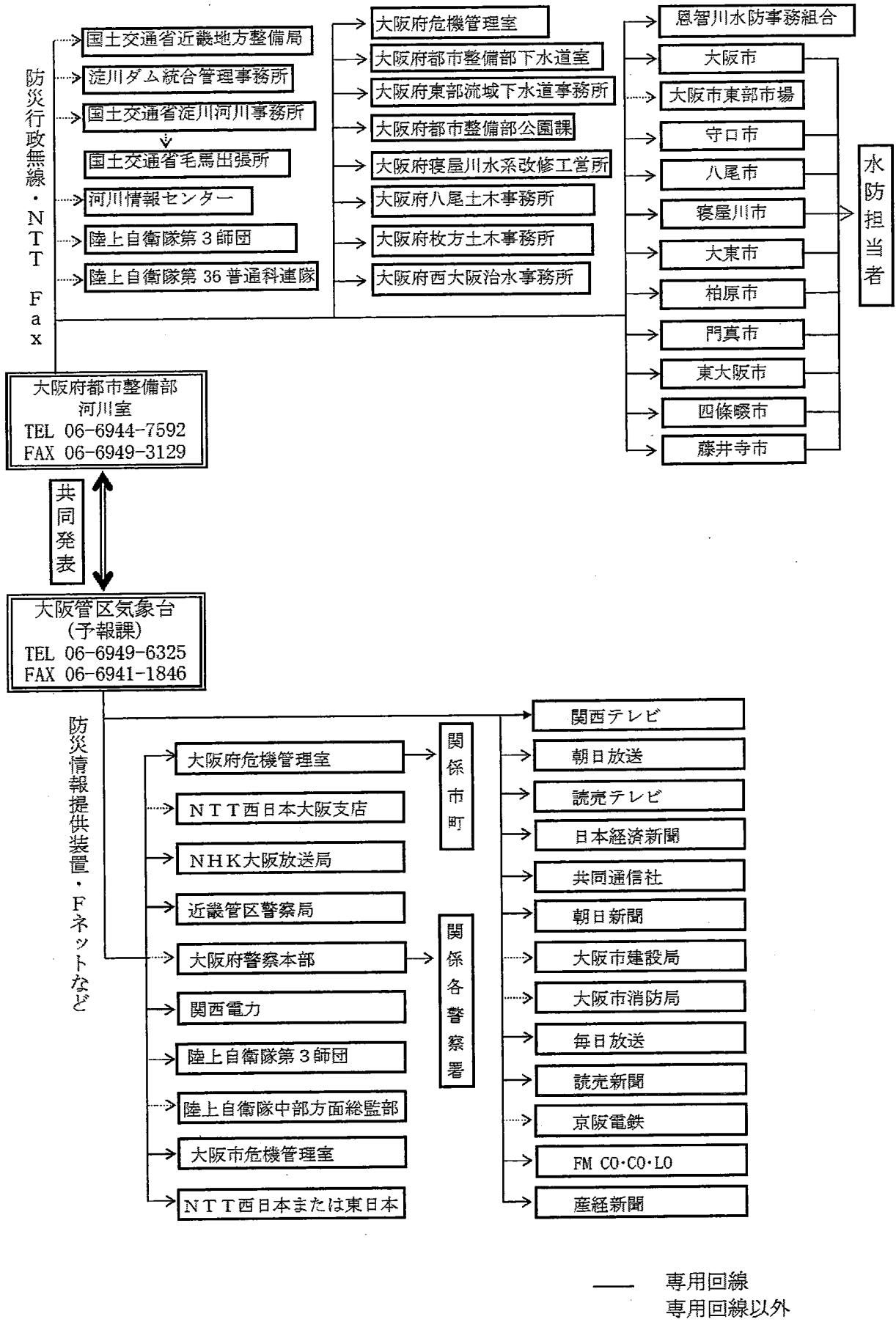


(注) 伝達等は、河川ごとに定める「洪水予報実施要領」に基づいて行う。

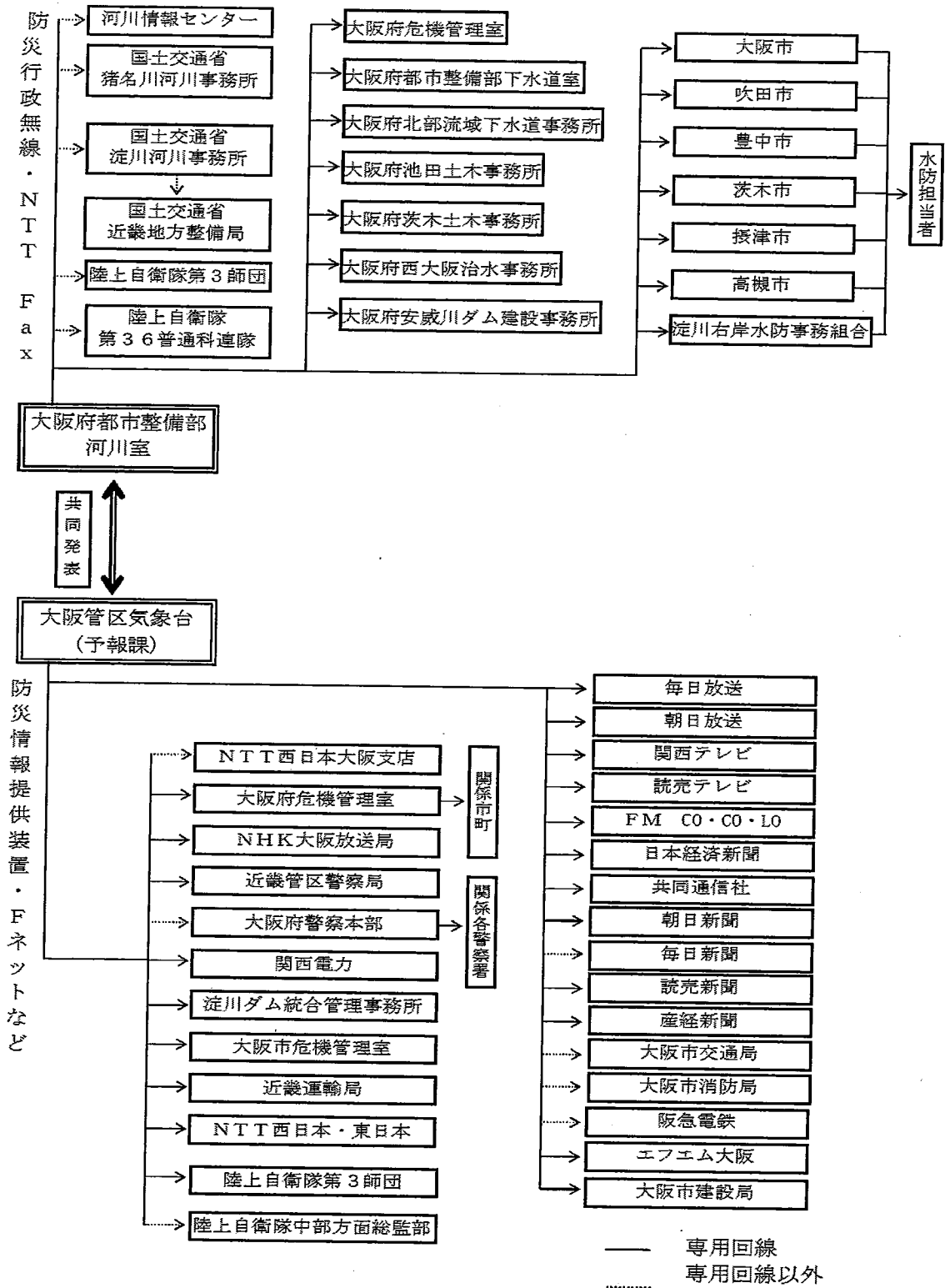
[別図 1-3]



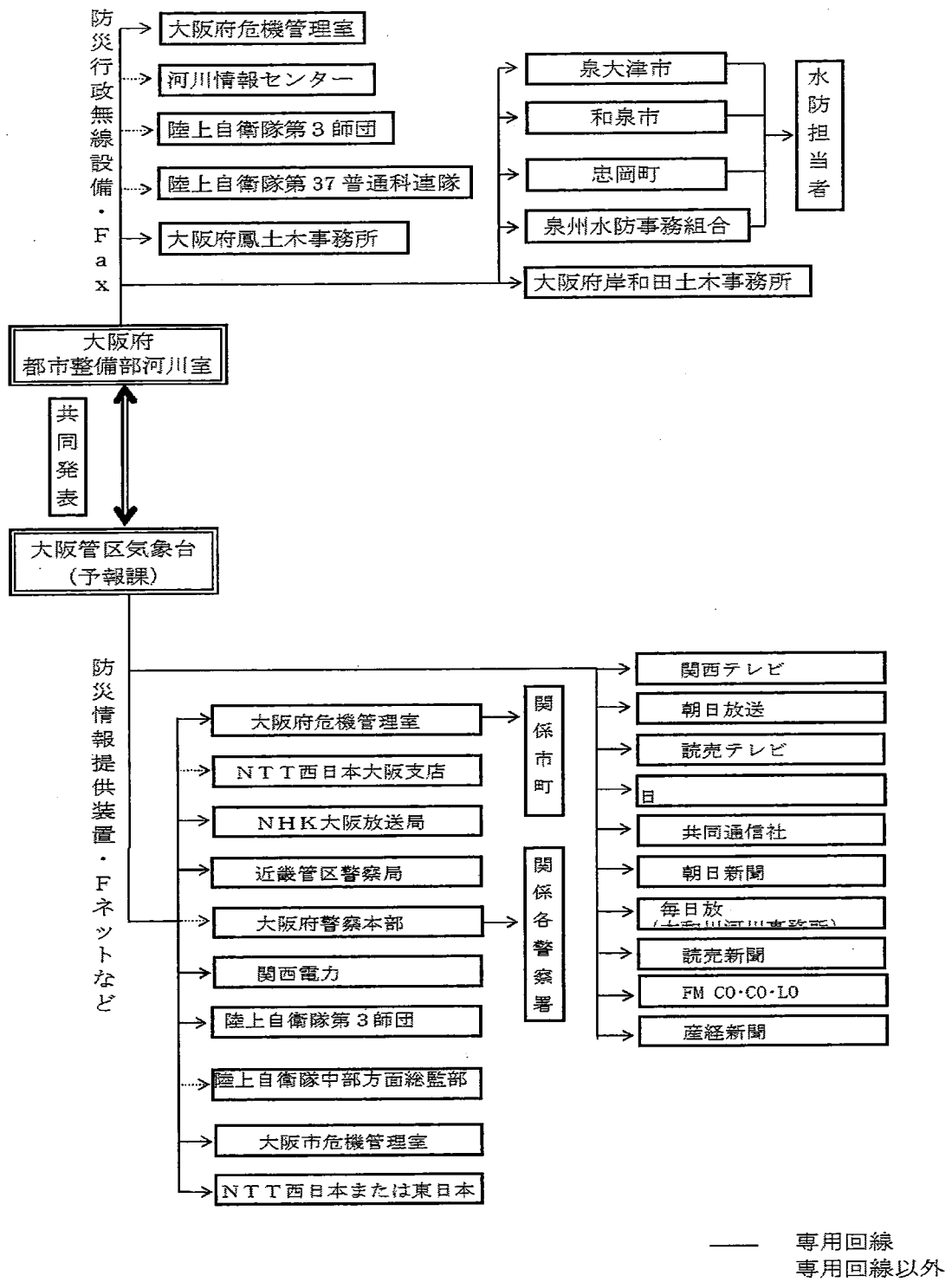
[別図 1-4]



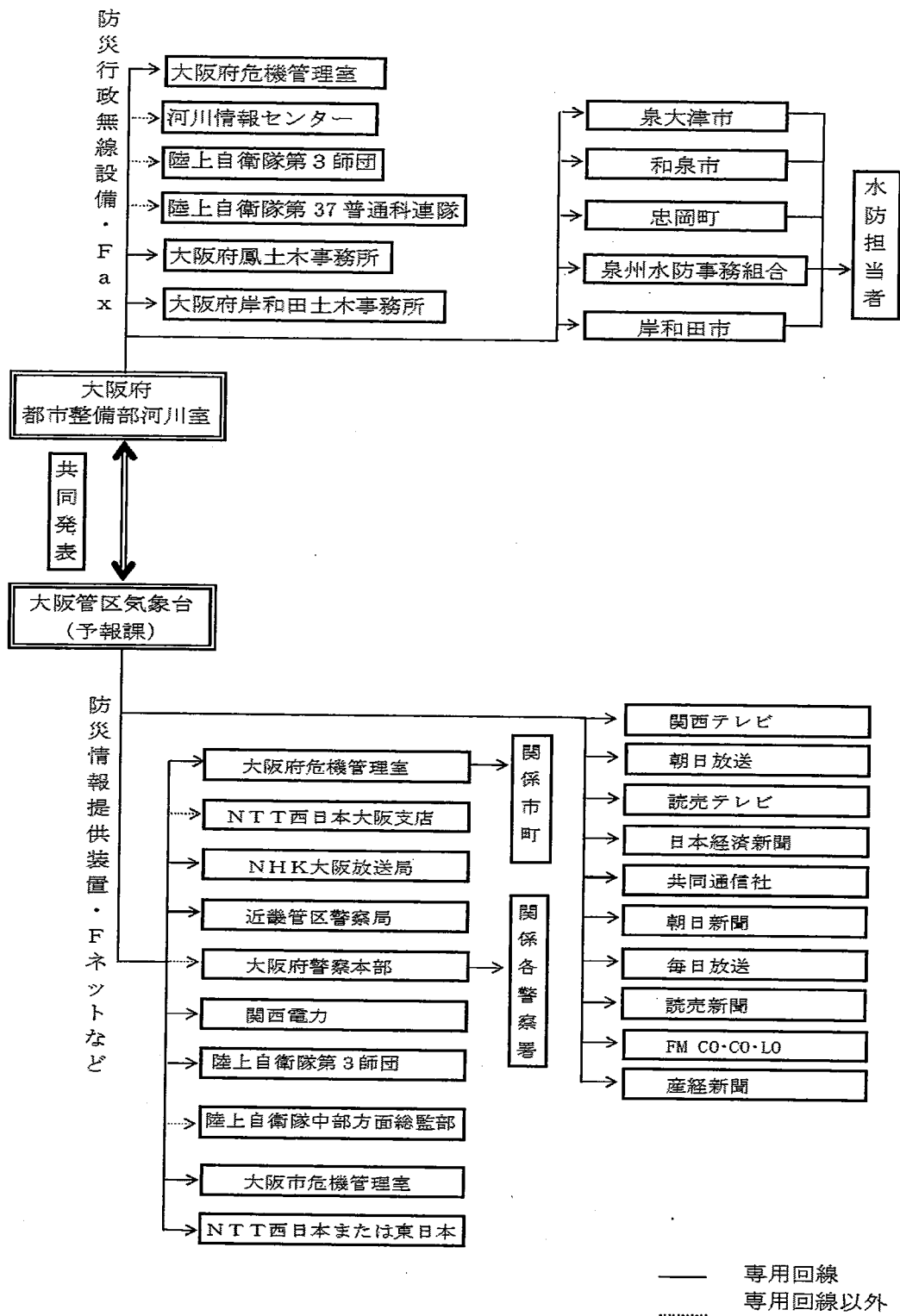
[別図 1-5]



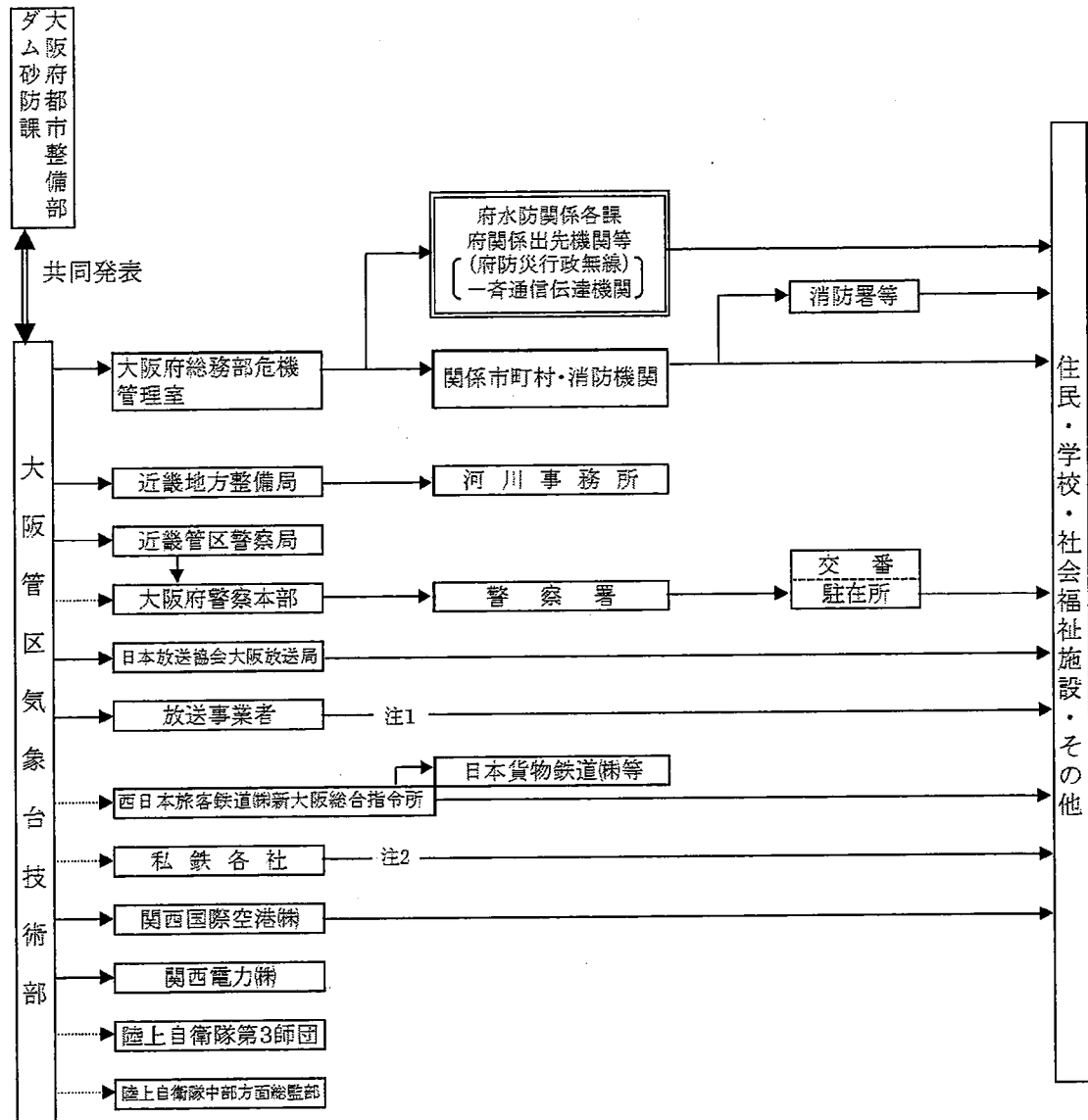
[別図 1-6]



[別図 1-7]

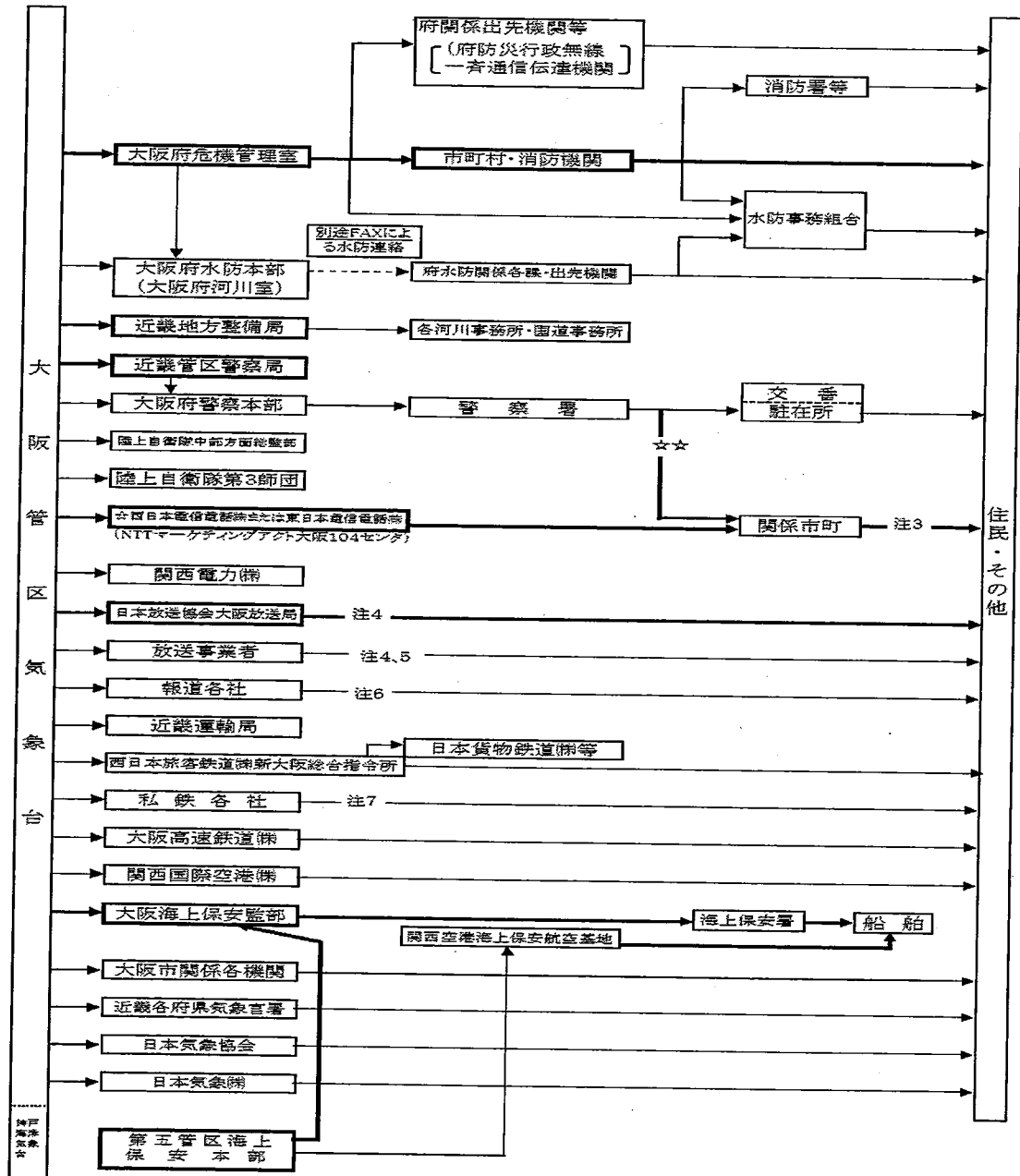


[別図1-8] 土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路



- (注) 1 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、関西インターメディア株式会社の6社である。
- 2 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、南海電鉄株式会社、京阪電鉄株式会社、北大阪急行株式会社、能勢電鉄株式会社、大阪府都市開発株式会社(泉北高速鉄道)の7社である。
- 3 大阪管区気象台からの伝達経路で.....→ 及び放送事業者の株式会社エフエム大阪は専用回線以外である。

〔別図1-9〕 津波予報等の関係機関への伝達経路



- (注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
 2 ☆印は、津波警報、同解除(津波注意報)の場合のみ。☆☆印は、津波警報、津波注意報のみ。
 3 関係市町とは、大阪市、堺市、高石市、泉大津市、志岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町の12市町である。
 4 津波警報受領時は、緊急警報信号を発信し、その内容を放送する。
 5 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、関西インターメディア株式会社の6社である。
 6 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。
 7 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、大阪府都市開発株式会社(泉北高速鉄道)、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、水間鉄道株式会社の11社である。

第2節 警戒活動

府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害の発生に備え、警戒活動を行う。

第1 気象観測情報の収集伝達

府、市町村及び近畿地方整備局は、連携して正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

1 雨量

- (1) 大阪府水防本部現地指導班長（土木事務所長等）は、管轄雨量観測所の正確な情報の把握に努め、水防本部長（知事）へ報告する。
- (2) 水防本部長は必要に応じて、大阪管区气象台、淀川河川事務所及び大和川河川事務所へ連絡する。

2 河川・ため池水位

- (1) 水防管理者は、気象等の状況から洪水のおそれを察知したときは、観測した水位を所轄の現地指導班長及び他の水防管理者へ通報する。
- (2) ため池管理者は、ため池水位が通報水位に達し、後に通報水位を下回るまで、関係する現地指導班長及び水防管理者へ水位状況を通報する。
- (3) 現地指導班長は、水位の報告を受けたとき、又は府管理の量水標の水位が水防団待機水位（通報水位）に達したときは、水防本部に報告するとともに、状況に応じて府の観測水位を関係水防管理者に通報する。
- (4) 水防本部長は、必要に応じて、観測所の水位を淀川・大和川河川事務所へ連絡する。

3 潮位

- (1) 水防管理者は、気象等の状況から高潮のおそれを察知したとき、又は気象予警報、高潮予警報を受けたときは、風向・風速、潮位・波高等を所轄の現地指導班長に通報する。
- (2) 現地指導班長は、水防管理団体から潮位等の通報を受けたとき、又は高潮のおそれがあると判断したときは、水防本部長に報告するとともに、状況に応じて府の観測潮位を関係水防管理者に通報する。

4 情報交換の徹底

現地指導班長及び水防管理者は気象観測情報等の交換など、相互連絡に努める。

第2 水防警報及び洪水予報等

近畿地方整備局又は知事が指定する河川、海岸において、洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣又は知事は、水防活動を必要とする旨の警報を発表する。（水防法第16条第1項）

1 近畿地方整備局が発表する水防警報

淀川、大和川、石川又は猪名川の指定区間外区間において、洪水又は高潮が生じる恐れがあると認められる場合は、淀川河川事務所長、大和川河川事務所長又は猪名川河川事務所長は、水防警報を発表し、水防本部長（知事）に通知する。

水防本部長は、直ちに関係水防管理者及び関係現地指導班長に通知する。

2 知事が発表する水防警報

知事が指定する河川及び海岸において、洪水又は高潮が生じる恐れがあると認められる場合は、現地指導班長は、直ちに水防警報を発表し、関係水防管理者に通知するとともに、水防本部に通知する。

3 水防情報

淀川・大和川・猪名川各河川事務所長は、水位の昇降、滞水時間、最高水位とその時刻等の水防活動に必要な事項を、適宜水防本部長に通知する。

水防本部長は、現地指導班長からの報告などにより、自ら掌握した情報もあわせて、関係水防管理者に通知する。

4 関係機関への伝達経路

〔別図1-10〕の伝達経路による。

5 洪水予報

(1) 近畿地方整備局は、二以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きく洪水により重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、気象庁と共同して洪水予報を行い、府に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(2) 府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、気象庁と共同して洪水予報を行い、水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(3) 府は、上記(1)により通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知する。

6 避難判断水位（特別警戒水位）の設定及び到達情報の発表

府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川〔水位周知河川（水位情報周知河川）〕において、避難判断水位（特別警戒水位）、はん濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位を設定し、当該河川の水位がこれに到達したときは、水防管理者等に通知するとともに一般に周知する。

また、避難判断水位（特別警戒水位）に到達したときは、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

第3 水防活動

府、市町村及び近畿地方整備局は、府域において洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。

1 大阪府水防本部

- (1) 水防配備のための招集体制を確立する。
- (2) 水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるよう情報の連絡調整及び技術的な援助を行う。
- (3) 大阪府災害対策本部が設置された場合は、同本部のもと水防活動を実施する。

2 水防管理団体等

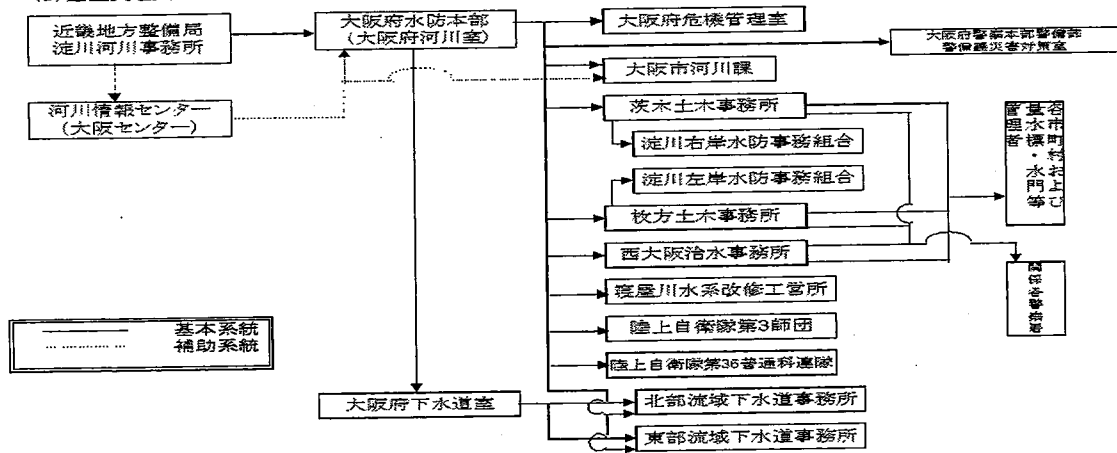
- (1) 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。
- (2) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに所轄の現地指導班長に報告する。
 - ア 堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等
 - イ 堤防からの溢水状況
 - ウ 樋門の水漏れ
 - エ 橋梁等構造物の異常
 - オ ため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れなど
- (3) 水防に必要な資機材の点検整備を実施する。
- (4) 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援を行う。

3 防潮扉等の管理者、操作担当者等

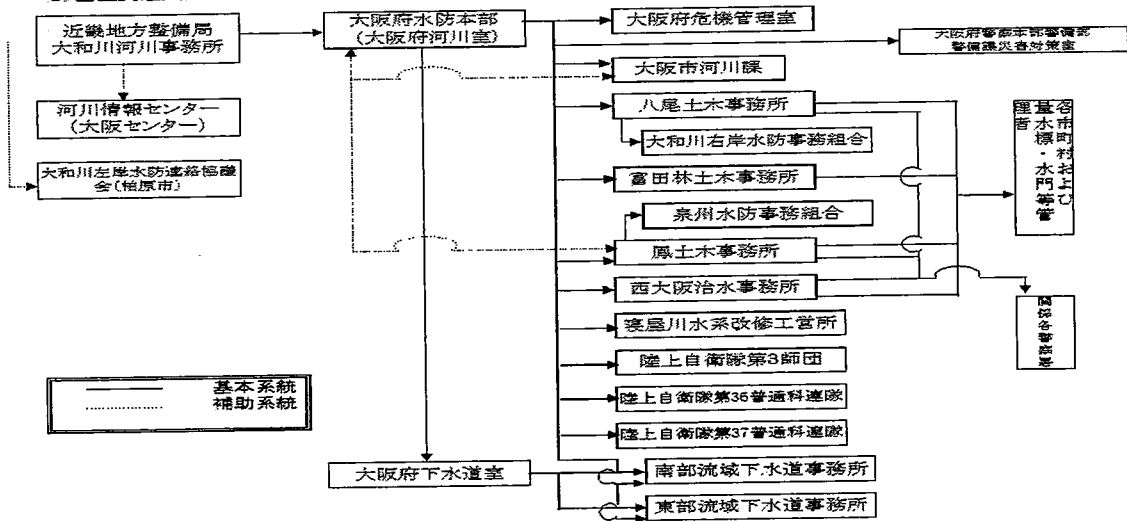
- (1) 気象予警報を入手したときは、水位の変動を監視し、的確に防潮扉等の開閉を行う。
- (2) 水位の変動があったときは、水位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

【別図1-10】 洪水予報等の関係機関への伝達経路

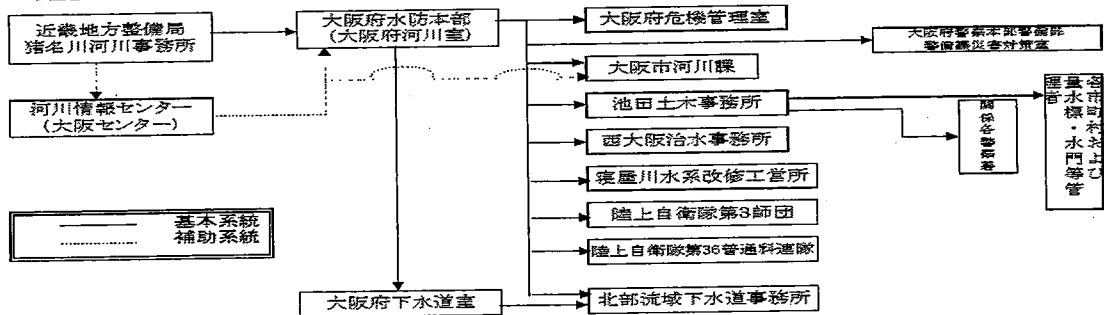
(1) 国土交通大臣が発表する水防警報【淀川水防警報】



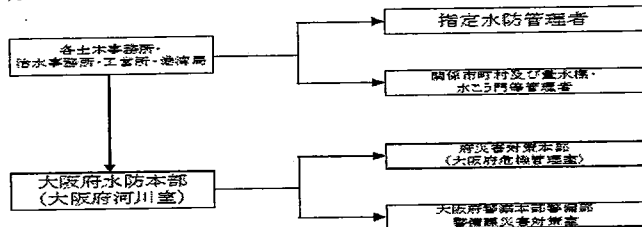
(2) 国土交通大臣が発表する水防警報【大和川、石川水防警報】



(3) 国土交通大臣が発表する水防警報【猪名川】



(4) 知事が発表する水防警報



第4 土砂災害警戒活動

府及び市町村は、豪雨、暴風等によって生じる土砂災害に備える。

1 警戒活動の基準

(1) 土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所

警戒活動をとる基準は、次の雨量状況を基準とする。

ア 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

○ 第1次警戒体制

予測雨量で、土砂災害発生基準を超過時

【警戒活動】

- ・各危険箇所において防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。
- ・地元自主防災組織等の活動を要請する。
- ・必要に応じて、警戒区域の設定を行う。
- ・住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。

○ 第2次警戒体制

土砂災害警戒情報を発表時

【警戒活動】

- ・市は適時・適切に、災害対策基本法に基づく避難勧告を行う。

イ 地すべり危険箇所、山地災害危険地区、宅地造成工事規制区域

「ア」を参考に警戒活動を開始する。

(2) 土砂災害警戒情報

大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、大阪府と大阪管区气象台が共同して発表する情報である。

なお、発表は、气象台の短時間降雨予測に基づき、大阪府の土砂災害発生基準雨量及び气象台の土壤雨量指数が基準を超過することが見込まれる場合、該当市町村に発表される。

※土砂災害発生基準雨量

過去に当該地域で土砂災害をもたらした累積雨量の下限値であり、土砂災害発生の目安となる。

※土壤雨量指数

土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壤中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく5km四方の領域ごとに算出する。

また、土壤雨量指数と土砂災害の危険度との対応を分かりやすく表現するため、5km四方領域ごとに、過去10年間に出現したひと雨ごとの土壤雨量指数を、高い順に並べたものを履歴順位といい、一般に、履歴順位が高いときほど土砂災害発生の危険度が高い。

2 斜面判定制度の活用

府及び市町村は、必要に応じて、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

3 情報交換の徹底

府、市町村をはじめ関係団体は、気象観測情報等の交換に努める。

第5 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある次のような異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市町村長、警察官、海上保安官等に通報する。

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市町村長に、また市町村長は必要に応じ大阪管区气象台、府及び関係機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。

1 地震

堤防からの漏水、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動、津波の前兆である海面の急激な変動 など

2 水害（河川、海岸、ため池等）

堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの溢水、堤防の天端の亀裂又は沈下 など

3 土砂災害

(1) 土石流

山鳴り、降雨時の川の水位の低下、川の流れの濁り及び流木の混在 など

(2) 地すべり

地面のひび割れ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し など

(3) がけ崩れ

わき水の濁り、がけの亀裂、小石の落下など

(4) 山地災害

わき水の量の変化（増加又は枯渇）、山の斜面を水が走る など

第6 ライフライン・交通等警戒活動

ライフライン、放送、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備える。

1 ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

(1) 上水道・工業用水道、下水道（府、市町村）

ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）

イ 応急対策用資機材の確保

(2) 電力（関西電力株式会社）

ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）

イ 応急対策用資機材の確保

(3) ガス（大阪ガス株式会社）

- ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- イ 応急対策用資機材の点検、整備、確保
- ウ ガス製造設備、主要供給路線、橋梁架管、浸水のおそれのある地下マンホール内
整圧器等の巡回点検
- (4) 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDD I 株式会社（関西総支社））
 - ア 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
 - イ 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置
 - ウ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施
 - エ 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置
の実施
 - オ 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備
 - カ 電気通信設備等に対する必要な防護措置
 - キ その他安全上必要な措置

2 放送事業者（日本放送協会、一般放送事業者）

気象情報等の収集に努める。

- (1) 電源設備、給排水設備の整備、点検
- (2) 中継・連絡回線の確保
- (3) 放送設備・空中線の点検
- (4) 緊急放送の準備

3 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

- (1) 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、関西高速鉄道株式会社、大阪府都市開発株式会社（泉北高速鉄道）、北大阪急行電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、水間鉄道株式会社、大阪市交通局、関西国際空港株式会社、能勢電鉄株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステム）
 - ア 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。
 - イ 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。
- (2) 道路施設（府、市町村、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、関西国際空港株式会社、大阪府道路公社）
 - ア 定められた基準により、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。
 - イ 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等適切な措置を講ずる。
- (3) 港湾、漁港施設（府、市）
 - ア 施設に被害が生じる恐れがある場合は、供用の一時停止等の措置を講ずる。

- イ 適切な案内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。
- (4) 空港施設（大阪航空局、関西国際空港株式会社）
 - ア 定められた基準により、航空機離着陸の制限若しくは空港閉鎖を行う。
 - イ 適切な案内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

第7 在港船舶避難活動

関係機関は、連携して、暴風、波浪等による船舶の座礁・遭難事故に備える。

1 第五管区海上保安本部

在港中の船舶を河川又は港外の安全な場所に避難させ、船舶の安全を図るとともに、船舶による港湾施設の損壊を未然に防止する。

- (1) 避難の要否、勧告の時期等は、大阪港海難防止対策委員会の具申等に基づき決定する。
- (2) 避難勧告
 - 電話・ファクシミリによる連絡、国際旗りゅう信号、無線通信、ラジオ放送、巡視船艇によるサイレンの吹鳴、避難勧告文書の交付などの方法で周知する。
- (3) 避難要領
 - ア 小型船舶は、河川、運河等の安全な場所に避難させる。
 - イ 大型船舶は、港外へ避難させる。
 - ウ 水先人、ひき船等を必要とする船舶は、関係者が協議の上、沖出し順序を決定する。
- (4) 緊急時の措置
 - 事態が急迫し、関係機関と協議のいとまがないとき、又は市町長から要求のあったときは、状況を適切に判断して避難の指示を行う。

2 府警察

大阪港海難防止対策委員会その他関係機関と連携して、次の措置を行う。

- (1) 船舶に対する避難の勧告、指示の伝達及び避難に伴う必要な誘導
- (2) 河川防潮水門の閉鎖に伴う避難船舶の警戒

3 大阪港海難防止対策委員会

気象状況の推移に対応し、在港船舶の安全確保等について協議するとともに、海難防止に必要な措置について、連絡調整を図る。

- (1) 構成
 - 大阪管区气象台、大阪海上保安監部、堺海上保安署、岸和田海上保安署、近畿運輸局、大阪税関、府、府警察、大阪市、株式会社商船三井大阪支店、川崎汽船株式会社、関西汽船株式会社、日本郵船株式会社、大阪港運協会、阪神パイロット組合大阪支部、大阪湾水先区水先人会、大阪フェリー協会
- (2) 措置活動

緊急措置基準（警戒体制、第一避難体制、第二避難体制）により、大阪港長（大阪海上保安監部長）及び阪南港長（岸和田海上保安署長）に対し、船舶の避難勧告等について具申する。

大阪港長及び阪南港長から発せられた避難勧告等を関係者に伝達する。

第8 流木防止活動

関係機関は、港湾・河川において、高潮等によって生じる係留木材の流出事故に備える。

1 第五管区海上保安本部

大阪港木材対策協議会、阪南港木材防災対策協議会を通じて、係留木材の流出防止措置を指導する。

- (1) 木材の係留方法、木材撤去地域の指定、木材入荷量等の諸問題については、協議会において随時協議の上調整する。
- (2) 大阪筏協会に木材流出防止措置を講ずるよう指示する。
- (3) 木材撤去指定地域は、住吉川水門から下流の住吉川、三十間堀川及び木材整理場波除堤外側A、B区域とする。

2 府警察

関係機関と連携して、次の措置を行う。

- (1) 貯木場に対する視察警戒及び流出防止に必要な警告指導
- (2) 危険事態に伴う住民の避難措置、その他災害の拡大防止に必要な措置

3 大阪港木材対策協議会

(1) 構成

大阪海上保安監部、近畿運輸局、神戸植物防疫所大阪支所、大阪税関、府、府警察、大阪市

(2) 措置活動

貯木場内の木材係留の整理、嚴重な捕縛等、貯木の流出防止に必要な措置について、大阪港輸入木材協議会、大阪筏協会を通じて、商社、問屋、木材加工業者、荷役業者等関係業者に対し警告、指導を行う。

4 阪南港木材防災対策協議会

(1) 構成

大阪海上保安監部、岸和田海上保安署、近畿運輸局、神戸植物防疫所岸和田出張所、大阪税関、府、府警察、岸和田市、忠岡町

(2) 措置活動

貯木場内の木材係留の整理、嚴重な捕縛等、貯木の流出防止に必要な措置について、関係業者に対し警告、指導を行う。

第3節 津波警戒活動

第1 避難対策等

1 大阪府

(1) 避難対策の状況把握等

府は、沿岸市町が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行う。

なお、この場合、災害時要援護者に対する支援や外国人、観光客等に対する誘導などについて、避難に要する時間に配慮しつつ適切な対応を実施する。

(2) 府が管理又は運営する施設に関する対策

① 不特定かつ多数の者が出入りする施設

府は、自ら管理・運営する庁舎・学校等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理上の措置をおおむね次のとおり行う。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

ア 津波警報等の入場者等への伝達

- i 来場者が極めて多数の場合、これらの者が円滑な避難行動を取り得るよう、適切に伝達する。
- ii 避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達する。
- iii 施設が海岸近くにある場合には、強い揺れを感じたとき、または、長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 学校における措置

- i 沿岸市町の定める津波避難対象地区に学校がある場合、避難の安全に関する措置
- ii 学校に、保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

② 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、①に掲げる措置を行う。

また、災害対策本部等を府が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

イ 沿岸市町の地域防災計画に定める避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

ウ 沿岸市町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、府有施設の活用等に協力するものとする。

③ 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとする。

④ 施設の緊急点検・巡視等

府は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

⑤ その他

府は、沿岸市町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。

ア 地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対し広報を行う。

イ 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、府が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握

2 沿岸市町

沿岸市町は、府警察及び第五管区海上保安本部と協力して、避難勧告・指示、避難誘導等の必要な措置を講ずる。

(1) 避難の勧告・指示、誘導

沿岸市町は、次のいずれかの場合、住民や釣り人、海水浴客などの観光客、ドライバー、船舶等に対して、速やかに的確な避難の勧告・指示を行うとともに、高台などの安全な場所に誘導する。

① 津波警報を覚知したとき

② 強い揺れ（震度4程度以上）もしくは長い時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合。

(2) 周知の方法

沿岸市町は、避難の勧告・指示及び避難誘導を行う場合は、市町村防災行政無線（同報系）や、広報車等の活用、自主防災組織等住民組織との連携など、あらゆる手段を使って、住民等へ周知する。

周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

(3) 水防団及び消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置

沿岸市町は、水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として行う。

① 正確な津波警報等の収集及び伝達

② 津波からの避難誘導

③ 土嚢等による応急浸水対策

④ 救助・救急

消防機関は、消火活動終了後、救助・救急活動及び津波からの避難誘導や広報活動等を実施する。

(4) 工事中の建築等に対する措置

沿岸市町は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとする。

(5) 施設の緊急点検・巡視

沿岸市町は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

第2 水防活動

府、沿岸市町及び近畿地方整備局は、津波の来襲が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。

1 大阪府水防本部

- (1) 水防非常配備のための招集体制を確立する。
- (2) 水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるよう情報の連絡調整及び技術的な援助を行う。
- (3) 大阪府災害対策本部が設置された場合は、同本部のもと水防活動を実施する。

2 水防管理団体等

- (1) 招集体制を確立する。
- (2) 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。
- (3) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに、水防作業を開始するとともに、所轄の現地指導班長に報告する。
- (4) 水防に必要な資機材の点検整備を行う。
- (5) 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援

3 防潮扉等の管理者、操作担当者等

- (1) 津波警報・注意報を入手したとき、又はラジオ、テレビ等により知ったときは、水位の変動を監視し、的確に防潮扉等の開閉を行う。
- (2) 水位の変動があったときは、水位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

第3 ライフライン・放送事業者の活動

ライフライン及び放送に関わる事業者は、地震発生時、第6章第3節に準じた緊急対応を行うとともに、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施する。

1 水道等

府及び沿岸市町は、上水道・工業用水道、下水道施設の破損等による二次災害を軽減させるための措置を行う。

2 関西電力株式会社

電気は、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために必要なものであることから、系統の多重化など電力供給のための体制を確保する。

また、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報活動を実施するなど、必要な措置を講じる。

3 大阪ガス株式会社

利用者によるガス栓閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施する。

4 西日本電信電話株式会社大阪支店、株式会社NTTドコモ（関西支社）、KDDI株式会社関西総支社

津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等必要な措置を講じる。

5 日本放送協会、一般放送事業者

日本放送協会及び一般放送事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施する。

- (1) 津波に対する避難が必要な地域の居住者等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前にあっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。
- (2) 被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等防災関係機関や居住者等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。
- (3) 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずる物とし、その具体的な内容を定める。

第4 交通対策

1 道路

大阪府公安委員会は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間について、必要に応じて交通規制を行う。

2 海上及び航空

- (1) 第五管区海上保安本部は、船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (2) 第五管区海上保安本部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときには、必要に応じて船舶交通を制限し又禁止する。
- (3) 第五管区海上保安本部は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて

て検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

- (4) 第五管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれのあるときには、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- (5) 国土交通省、港湾・漁港管理者は、港内航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、障害物除去等に努める。
- (6) 第五管区海上保安本部、府、市町は、津波による危険が予想される場合において、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的な内容を定める。
- (7) 関西国際空港株式会社は、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、施設の点検を行い、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知する。

3 鉄道事業者(西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、大阪市交通局、阪堺電気軌道株式会社、阪急電鉄株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステム)

列車及び乗客等の安全を確保するため、走行路線に津波の来襲により危険度が高いと予想される区間がある場合、運行を停止する。

4 乗客等の避難誘導等

鉄道及びバス、フェリー等旅客船の事業者及び関西国際空港株式会社は、列車の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画を定める。

第5 在港船舶に対する周知活動

第五管区海上保安本部は、津波の来襲が予想される場合には、直ちに航海中及び入港中の船舶に無線及び巡視船艇、航空機等により周知する。

1 周知方法

(1) 船艇による方法

巡視船艇によりサイレンを吹鳴しつつ拡声機により放送する。

(2) 放送による方法

第五管区海上保安本部運用指令センター及び大阪海上保安監部航行援助センターから無線通信により放送するほか、緊急の際は、日本放送協会等の協力を得てラジオ放送を行う。

2 緊急時の措置

事態が急迫し、関係機関と協議のいとまがないとき、又は市町長から要求のあったときは、状況を適切に判断して避難の指示を行う。

第6 流木防止活動

関係機関は、港湾・河川において、津波によって生じる係留木材の流出事故に備える。

1 第五管区海上保安本部

津波の来襲が予想される場合には、関係機関で構成する木材関係協議会において、係留木材の流出を防止するための措置を講ずるよう指導する。

- (1) 木材の係留方法、木材撤去地域の指定、木材入荷量等の諸問題については大阪港及び阪南港の木材関係協議会において随時協議の上調整する。
- (2) 大阪筏協会に木材流出防止措置を講ずるよう指示する。
- (3) 木材撤去指定地域は、住吉川水門から下流の住吉川、三十間堀川及び木材整理場波除堤外側A、B区域とする。

2 府警察

木材関係協議会その他関係機関と連携して、次の措置を行う。

- (1) 貯木場に対する視察警戒及び流出防止に必要な警告指導
- (2) 危険事態に伴う住民の避難措置、その他災害の拡大防止に必要な措置

3 大阪港木材対策協議会

(1) 構成

大阪海上保安監部、大阪税関、神戸植物防疫所大阪支所、近畿運輸局、府、府警察、大阪市

(2) 措置活動

津波のおそれがある場合には、貯木場内の木材係留の整理、嚴重な捕縛等、貯木の流出防止に必要な措置について、大阪港輸入木材協議会を通じて、商社、問屋、木材加工業者、荷役業者等関係業者に対し警告、指導を行う。

4 阪南港木材防災対策協議会

(1) 構成

大阪海上保安監部、岸和田海上保安署、近畿運輸局、神戸植物防疫所岸和田出張所、大阪税関、府、府警察、岸和田市、忠岡町

(2) 措置活動

津波による流木等を防止するため、貯木場内の木材係留の整理、嚴重な捕縛等、貯木の流出防止に必要な措置について、関係業者等に対し、警告、指導を行う。

第4節 発災直後の情報収集伝達

府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。

第1 情報収集伝達経路

府は、自ら管理する施設等に係る被害情報等を収集伝達するほか、防災関係機関と協力し、〔別図2-1〕の経路により、被害情報等の収集伝達を行う。

市町村は、可能な限り関係部課にわたる被害情報等を取りまとめ報告する。

第2 府における情報収集伝達

災害発生後、直ちに、府防災行政無線や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、関係機関に迅速に伝達する。

国、他都道府県との通信は、消防防災無線や中央防災無線、衛星回線等を利用し、府内市町村、防災関係機関とは府防災行政無線等を利用して行う。

1 被害状況の早期把握

次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努めるとともに、関係機関へ速やかに伝達する。

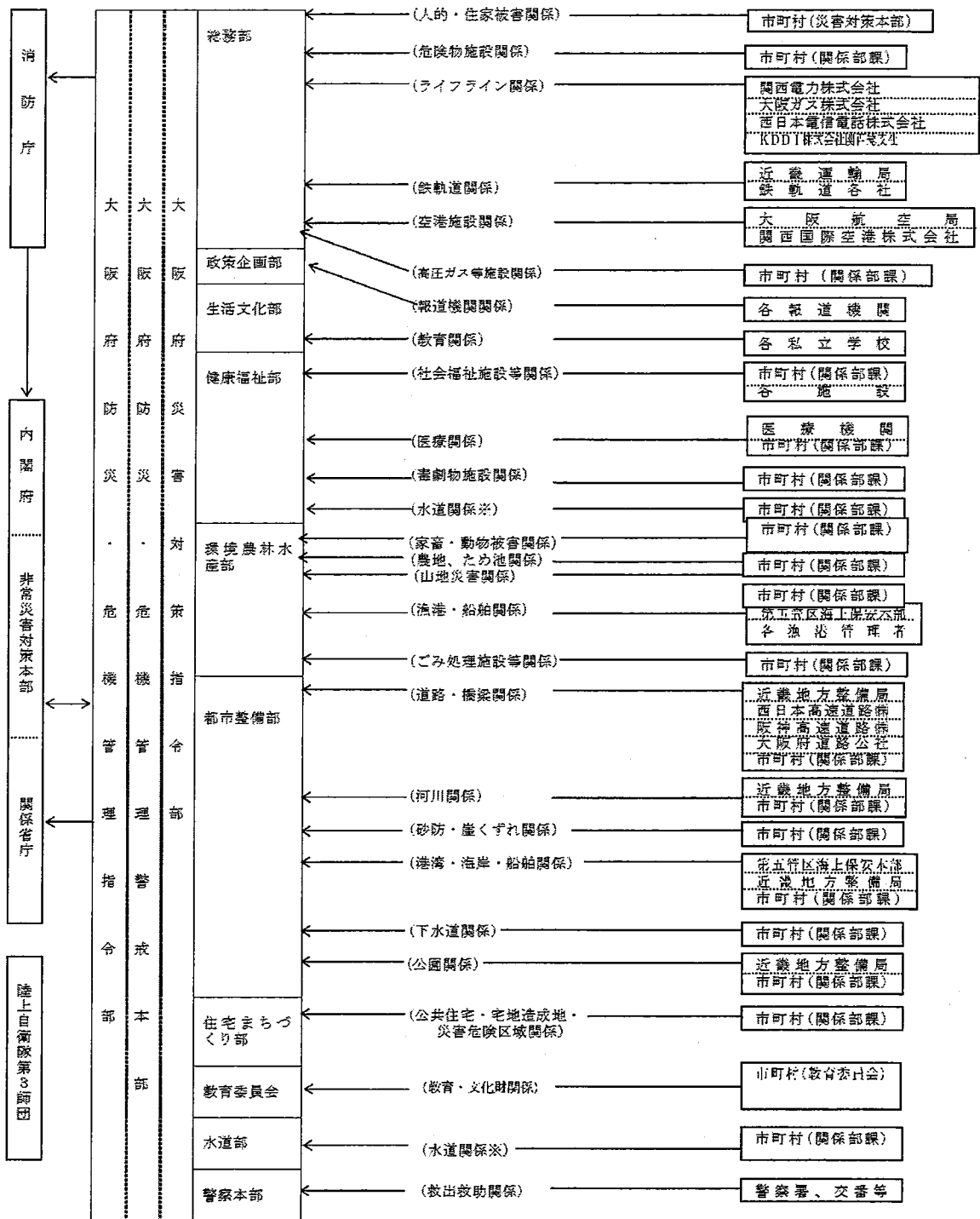
- (1) 震度情報ネットワークシステムの観測情報からの被害予測
- (2) 府防災情報システムによる被害予測
- (3) 庁舎周辺の被害状況
- (4) 府警察からの被害情報（通報状況等）
- (5) 市町村からの被害情報（消防機関への通報状況を含む）
- (6) 防災関係機関からの被害情報
- (7) 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの被害情報
- (8) 勤務時間外にあっては、職員の参集途上で目視した被害情報
- (9) 衛星中継車やヘリコプターテレビ画像伝送装置からの被害映像
- (10) その他

2 災害情報の収集伝達

市町村、府警察をはじめ防災関係機関と密接な連携のもと、次の災害情報を収集するとともに、国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。

- (1) 災害の発生場所、区域等
- (2) 住民の生命財産の安否の状況及び住民の避難の状況
- (3) 医療機関の被害状況、人的被害状況、医療救護班・医薬品等の医療ニーズ

〔別図2-1〕 情報収集伝達経路



※ 水道関係の情報については、健康福祉部と水道部とが協力して収集伝達を行う。

- (4) 建物、道路、鉄軌道、空港、河川、砂防、港湾、農地、ため池、山林等の被害の状況
- (5) 上水道・工業用水道、下水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- (6) 消防、水防等の応急措置の状況
- (7) 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量
- (8) 衛生環境、疾病発生状況及びその救護措置の要否

- (9) その他

3 国への報告

- (1) 災害対策基本法第53条第2項に基づき、内閣総理大臣に報告する災害は、次のとおりである。
 - ア 府災害対策本部を設置した災害
 - イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
 - ウ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害
- (2) 被害状況等の報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第 246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第 267号）による報告と一体的に消防庁へ行う。
- (3) 応急措置が完了した後、20日以内に災害確定報告を行う。

第3 市町村における情報収集伝達

災害発生後、直ちに防災行政無線や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、府をはじめ関係機関に迅速に伝達する。

1 被害状況の把握

次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努めるとともに、府をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。

- (1) 消防機関への通報状況
- (2) 警察署からの情報（通報状況等）
- (3) 防災関係機関からの情報
- (4) 自主防災組織、住民等からの情報
- (5) 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- (6) 庁舎周辺の状況
- (7) その他

2 府及び国への報告

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第 246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第 267号）により、基本的に府に対して行う。

但し、地震が発生し、当該市町村区域内で震度5強以上の震度を観測したときは、被害の有無を問わず直接消防庁に報告する。

なお、府への報告は、原則として府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及びファクシミリ等の手段による。

- (1) 消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を府及び国（消防庁）に通報する。
- (2) 府への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、直接消防庁に報告する。

- (3) 応急措置が完了した後、速やかに府に災害確定報告を行う。

第4 防災関係機関の情報収集伝達

災害発生後、直ちに被害情報等の収集活動を実施し、状況の把握に努めるとともに、次の施設等を所管する関係機関は、府に速やかに報告する。

河川、ため池、砂防、海岸・港湾・漁港施設、道路・交通施設、上水道・工業用水道、下水道、電力、ガス、電気通信、鉄軌道、航空機、船舶、医療機関、その他

第5 通信手段の確保

- 1 府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。
- 2 西日本電信電話株式会社（大阪支店）は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。

第5節 災害広報

府、市町村をはじめ防災関係機関は、相互に協議調整し、被災者をはじめ、広く住民に対し、正確かつきめ細かな情報を提供する。

第1 災害広報

府及び市町村は、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。

1 広報の内容

- (1) 地震発生直後の広報
 - ア 地震の規模・余震・気象の状況
 - イ 出火防止、初期消火の呼びかけ
 - ウ 災害時要援護者への支援の呼びかけ など
- (2) 風水害発生直後の広報
 - ア 気象等の状況
 - イ 災害時要援護者への支援の呼びかけ
 - ウ 土砂災害（二次的災害）の危険性 など
- (3) その後の広報
 - ア 二次災害の危険性
 - イ 被災状況とその後の見通し
 - ウ 被災者のために講じている施策
 - エ ライフラインや交通施設等の復旧状況
 - オ 医療機関などの生活関連情報
 - カ 交通規制情報
 - キ 義援物資等の取扱い など

2 広報の方法

- (1) 広報紙（誌）の内容変更・臨時発行、広報番組の内容変更等
- (2) 航空機、広報車による現場広報
- (3) 市町村防災行政無線（同報系）による地区広報
- (4) 避難所への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示・配付
- (5) 新聞、ラジオ、テレビによる広報
- (6) インターネットの活用
- (7) ケーブルテレビ、コミュニティ放送（FM）等への情報提供
- (8) 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障がい者、聴覚障がい者等に配慮したきめ細かな広報

- (9) 災害時臨時FM局の開設

3 災害時の広報体制

- (1) 災害広報責任者による情報の一元化
- (2) 広報班の設置
 - ア 広報資料の作成
 - イ 防災関係機関との連絡調整

第2 報道機関との連携

府、市町村をはじめ防災関係機関は、報道機関と連携して広報活動を実施する。

1 緊急放送の実施

日本放送協会（大阪放送局）、一般放送事業者（朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社FM802、関西インターメディア株式会社）は、次の場合に緊急放送を行う。

- (1) 津波警報が発せられた場合
- (2) 「災害時における放送要請に関する協定書」に基づき、知事の放送要請があった場合
- (3) 災害対策基本法の規定により市町村長から放送を求められた場合
- (4) 大規模地震対策特別措置法による警戒宣言が発せられた場合
- (5) その他独自の非常災害対策規定に基づき緊急放送を行う。

2 報道機関への情報提供

地震に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。

府は、状況に応じ震災プレスセンターを設置し、総合的な災害情報の提供を行う。

3 災害時要援護者に配慮した広報

- (1) 障がい者への情報提供

広報にあたっては、ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用など、障がい者に配慮した広報を行う。

- (2) 外国人への情報提供

府は、必要に応じ、関西インターメディア株式会社（FM CO. CO. LO）に対し、外国語による緊急放送の要請を行うとともに、その他の放送事業者に対し、外国語放送など適切な対応を要請する。

- (3) 災害時要援護者への情報提供

広報にあたっては、災害時要援護者に配慮した広報に努める。

4 安否情報の提供

日本放送協会（大阪放送局）は、安否情報の提供に努める。

第3 広聴活動の実施

府、市町村をはじめ防災関係機関は、被災地住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリを備えた窓口を開設するなど、積極的に広聴活動を実施する。

〔災害応急対策〕

第3章

消火、救助、救急、医療救護

第1節 消火・救助・救急活動

府、市町村（消防本部、消防署、消防団）、府警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に救助・救急活動を実施する。

第1 市町村

1 災害発生状況の把握

高所見張り、ヘリコプター、高所カメラ等を通じて、被災状況の早期把握と関係機関への情報伝達に努める。

(1) 消火活動

ア 初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。

イ 延焼動態から、避難者に火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

(2) 救助・救急活動

ア 府警察及び関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。

イ 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

2 相互応援

(1) 被災市町村は、市町村単独では十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、府、他の市町村などに応援を要請する。

(2) 被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、速やかに応援を行う。

被災市町村は、応援市町村に対して、災害の状況、地理などの情報を提供する。

(3) 海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、第五管区海上保安本部に応援を要請する。

第2 府

市町村から要請があったとき、又は緊急の必要があるときは、市町村に対し、消防相互応援の実施、その他災害応急対策に関し必要な指示をする。

また、府域の市町村が対処できないと認めるときは、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣について要請するなど、必要な総合調整を行う。

第3 府警察

- 1 災害現場を管轄する警察署は、被害の早期把握に努め、被災者の救出救助活動に必要な車両や資機材を調達するなど、自署員等による救助部隊を編成し、災害現場へ迅速に派遣する。
- 2 府警察本部は、被害発生状況等に基づき、迅速に機動隊等を災害現場を管轄する警察署に派遣する。
- 3 市町村及び関係機関との密接な連携のもと、被災者の救出救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、市町村が行う救助・救急活動を支援する。
- 4 迅速かつ的確な救助・救急活動が行われるよう、必要な交通規制を実施するとともに、道路管理者に協力して障害物の除去等にあたる。
- 5 負傷者等を搬送する場合は、災害時用臨時ヘリポートの使用等について、関係機関と緊密な連携を図る。

第4 第五管区海上保安本部

- 1 被害の早期把握に努め、巡視船艇、航空機、必要に応じ特殊救難隊等による迅速な人命救助活動を実施する。
- 2 負傷者等を搬送する場合は、臨時ヘリポートの使用等関係機関との緊密な連携を図る。
- 3 府警察、市町村その他の関係機関と密接な連携のもと、救助・救急活動を実施する。

第5 各機関による連絡会議の設置

府、市町村、府警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に連絡会議を設置する。

第6 自主防災組織

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に消火・救助・救急活動を実施する。

また、消防署、警察署など防災関係機関との連携に努める。

第2節 医療救護活動

府、市町村及び医療関係機関は、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む）を実施する。

第1 医療情報の収集・提供活動

1 市町村

地区医師会等の協力を得て、人的被害、医療機関の被災状況及び活動状況並びに被災地の医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告する。また市民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

2 府

市町村からの報告、広域災害・救急医療情報システム（大阪府医療機関情報システム）及び大阪府防災行政無線等を用いて被災状況、医療機関の活動状況、被災地の医療ニーズ、患者受け入れ情報を一元的に把握し、速やかに市町村など関係機関及び府民に提供する。また必要に応じてライフライン事業者等に対し被災医療機関の情報提供を行い、復旧に係る対策等を要請する。

第2 現地医療対策

1 現地医療の確保

(1) 医療救護班の編成・派遣

府、市町村及び医療関係機関は、災害の状況に応じ速やかに医療救護班を編成し、府あるいは被災市町村の定める参集場所に派遣する。

なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を携行する。

ア 市町村

災害発生後、直ちに医療救護班を派遣し医療救護活動を実施する。

市町村単独では十分対応できない程度の災害が発生した場合は、府を通して日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。

イ 府

市町村から要請があったとき、又は自ら必要と認めたときは、医療救護班を派遣し医療救護活動を実施するとともに、医療関係機関に協力を要請する。また、必要に応じて、国及び他府県に対しても医療救護班の応援派遣の要請を行うとともに、受け入れ窓口を設置し調整を行う。

ウ 災害拠点病院等

次の医療関係機関は府の要請、又は自ら必要と認めたときは、医療救護班を派遣して医療救護活動を実施する。

(医療関係機関)

災害拠点病院、特定診療災害医療センター、市町村災害医療センター、独立行政法人国立病院機構本部近畿ブロック事務所、日本赤十字社大阪府支部、大阪府医師会、大阪府歯科医師会、大阪府薬剤師会、歯科系大学

(2) 医療救護班の搬送

ア 医療関係機関

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両、大阪府ドクターヘリ等を活用し、移動する。

イ 府及び市町村

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、府及び市町村が搬送手段を確保し、搬送を行う。

(3) 救護所の設置・運営

ア 市町村等は、応急救護所を設置・運営するとともに、避難所その他適当な場所に医療救護所を設置し運営する。

イ 医療機関の開設者から承諾が得られた場合、医療機関を医療救護所として指定する。

ウ 第五管区海上保安本部は、可能な範囲で医師や看護師に対し、ヘリコプター搭載型巡視船等に設けられた医務室を提供するほか、宿泊等の便宜を図る。

(4) 医療救護班の受け入れ・調整

ア 市町村

医療救護班の受け入れ窓口を設置し、府（保健所）の支援・協力のもと救護所への配置調整を行う。

イ 府

医療救護班を受け入れ、被災市町村への派遣調整を行う。

2 現地医療活動

(1) 救護所における現地医療活動

ア 応急救護所における現場救急活動

災害発生直後に災害拠点病院から派遣される緊急医療班等が、応急救護所で応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

イ 医療救護所における臨時診療活動

府、市町村、各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療班等が、医療救護所で軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

(2) 医療救護班の業務

ア 患者に対する応急処置

イ 医療機関への搬送の要否及びトリアージ

ウ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療

エ 助産救護

- オ 被災住民等の健康管理
 - カ 死亡の確認
 - キ その他状況に応じた処置
- (3) 被災地域内医療設備の支援

府は所有するヘリカルCT車、エックス線車（「はと号」）等を派遣し、被災地域内の診療活動を支援する。

第3 後方医療対策

1 後方医療の確保

府は、発災直後から急激に増大する要入院患者に対応するために、医療関係機関と協力して、大阪府救急医療情報センターを拠点とし、被災を免れた府内全域の災害医療機関で患者の受け入れ病床を確保する。さらに必要に応じて、他府県等にも患者の受入病床の確保を要請する。

また、府は確保した受入病床の情報を速やかに市町村等に提供する。

2 後方医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受入治療を行う。

(1) 受入病院の選定と搬送

市町村等は、救急医療情報システム（大阪府医療機関情報システム）等で提供される患者受け入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

(2) 患者搬送手段の確保

ア 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として市町村が所有する救急車で実施する。

救急車が確保できない場合は、府及び市町村が搬送車両を確保する。

イ ヘリコプター搬送

府は、市町村から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、府が所有する大阪府ドクターヘリ又は、ヘリコプターを保有する関係機関に要請するほか、消防庁長官に対し、他府県の広域航空消防応援を要請する。

ウ 海上搬送

府は、所有する船舶あるいは必要に応じて第五管区海上保安本部等に要請し、海上搬送を行う船舶を確保する。

3 災害医療機関の役割

(1) 災害拠点病院

ア 基幹災害医療センター

基幹災害医療センターは下記の地域災害医療センターの活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害医療センター間の調整を行う。

イ 地域災害医療センター

地域災害医療センターは次の活動を行う。

(7) 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、溺水等の災害時に多発する救急患者の受け入れと高度医療の提供

(イ) 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整

(ウ) 地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援

(2) 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患など専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。

ア 疾病患者の受け入れと高度な専門医療の提供

イ 疾病患者に対応する医療機関間の調整

ウ 疾病患者に対応する医療機関等への支援

エ 疾病に関する情報の収集及び提供

(3) 市町村災害医療センター

市町村災害医療センターは、次の活動を行う。

ア 市町村の医療拠点としての患者の受け入れ

イ 災害拠点病院等と連携した患者受け入れに係る地域の医療機関間の調整

(4) 災害医療協力病院

災害医療協力病院は災害拠点病院及び市町村災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れる。

第4 医薬品等の確保・供給活動

府、市町村及び日本赤十字社大阪府支部は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材及び輸血用血液の確保及び供給活動を実施する。

1 市町村

地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。

2 府

市町村から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、必要に応じて、国及び他府県に対しても医薬品等の応援要請を行うとともに、受入窓口を設置し調整を行う。

3 日本赤十字社大阪府支部

日本赤十字社大阪府支部は、被害のない地域に採血班を出勤させるとともに、他府県支部に応援を要請し、輸血用血液の調達、供給活動を実施する。

第5 個別疾病対策

府及び市町村は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

〔災害応急対策〕

第4章

避難収容

第1節 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講ずる。

その際、市町村は、自らが定める「災害時要援護者支援プラン」等に沿った災害時要援護者に対する避難支援に努める。

第1 避難指示、避難勧告、避難準備情報

住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難指示等を行う。

1 標準的な意味合い

	発令時の状況	住民に求める行動
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 ・周辺で土砂災害が発生した状況 ・土砂災害の前兆現象が確認された状況 ・実況雨量で、土砂災害発生基準を超過した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ・土砂災害警戒情報が発表された状況あるいは、土砂災害の前兆現象が確認された状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 ・予測雨量で、土砂災害発生基準を超過した状況 ・土砂災害の前兆現象が確認された状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始

上表については、府と府内市町村共同で作成した「大阪府版避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成19年11月）に定めたものであり、市町村は、大阪府域の河川特性を考慮し、同ガイドラインを踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成することとする。

2 実施者

(1) 避難指示、避難勧告

ア 市町村長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを勧告・指示する。

知事は、市町村が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市町村長に代わって行う。（災害対策基本法第60条）

イ 知事又はその命を受けた職員は、洪水又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

ウ 警察官、海上保安官は、市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長から要求があったときは、避難のための立退きを指示する。（災害対策基本法第61条）

エ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。（自衛隊法第94条）

オ 水防管理者は、洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。（水防法第29条）

(2) 避難準備情報の発令・伝達

市町村長は、災害時要援護者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」等に基づき、避難準備情報を発令・伝達する。

第2 洪水、高潮、土砂災害による避難準備の指示

1 知事又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、河川及びため池で警戒水位に達し、海岸では台風が大阪湾に接近し、風速が20mに達するなど洪水又は高潮により被害が発生するおそれがある場合は、その必要な地域の住民に対し、広報車等により避難の準備を指示する。

2 市町村長は、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区において、各危険地域毎の基準に従い第2次警戒体制（以上の警戒体制）をとった場合に、広報車等により住民に避難の準備を広報する。

第3 住民への周知

市町村長等は、避難指示等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示

し、防災行政無線（同報系）、広報車などにより周知徹底を図る。周知にあたっては、災害時要援護者に配慮したものとする。

第4 避難者の誘導等

1 市町村

住民の避難誘導に際し、府警察の協力を得るとともに、自主防災組織や自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行わせる。府が示した指針に基づき、市町村が作成するマニュアルに則して、災害時要援護者の確認と誘導に配慮する。

2 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

3 避難路の確保

府、府警察、市町村及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

第5 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

1 設定者

(1) 市町村長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。（災害対策基本法第63条）

知事は、市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは市町村長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。（災害対策基本法第73条）

(2) 警察官又は海上保安官は、市町村長（権限の委任を受けた市町村の職員を含む）が現場にいないとき、又は市町村長から要請があったときは警戒区域を設定する。（災害対策基本法第63条）

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町村長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。（災害対策基本法第63条）

(4) 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。（水防法第21条）

2 規制の内容及び実施方法

市町村長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認または立ち入り禁止の措置を講ずるとともに、府警察の協力を得て、可能な限り防犯等のためのパトロールを実施する。

第2節 避難所の開設・運営

市町村は、災害による家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民を臨時に収容することのできる避難所を指定し、開設する。

第1 避難所の開設

1 市町村

避難収容が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに避難所を管理するための責任者を派遣し、避難所を開設する。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。

また、避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請などにより必要な施設の確保を図る。

避難所の開設にあたっては、市町村は、災害時要援護者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

2 府

市町村から要請があった場合は、府域の他の市町村への応援の指示、他府県への応援要請などにより施設の確保を図るとともに、関係機関の協力を得て避難者を移送するための措置を講ずる。

第2 避難所の管理、運営

市町村は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。

府は、施設の本来の機能の早期回復のため、市町村と協力して、応急仮設住宅の建設など避難者の住宅の確保に努める。

1 避難収容の対象者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者
 - ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
 - イ 現に災害を受けた者であること
- (2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - ア 避難勧告・指示が発せられた場合
 - イ 避難勧告・指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
- (3) その他避難が必要と認められる場合

2 避難所の管理、運営の留意点

市町村は、避難者による自主的な運営を促すとともに、避難所の管理運営マニュアルに基づき、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

- (1) 避難者の把握
- (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (4) 生活環境への配慮
- (5) 災害時要援護者への配慮
- (6) 避難の長期化等の状況に応じた、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- (7) 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）
- (8) 動物飼養者の周辺への配慮の徹底

第3 避難所の早期解消のための取組み

市町村は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、市町村は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

第3節 災害時要援護者への支援

府及び市町村は、被災した災害時要援護者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

第1 災害時要援護者の被災状況の把握等

1 災害時要援護者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

(1) 安否確認・避難誘導

市町村は、「災害時要援護者支援プラン」に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障がい者その他の災害時要援護者の安否確認を行うとともに、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導の実施に努める。

また、府及び市町村は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

(2) 被災状況の把握

府及び市町村は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

2 福祉ニーズの把握

市町村は、被災した災害時要援護者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第2 被災した災害時要援護者への支援活動

1 在宅福祉サービスの継続的提供

市町村は、被災した災害時要援護者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、要援護者本人の意思を尊重して対応する。

また、府及び市町村は、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

2 災害時要援護者の施設への緊急入所等

府及び市町村は、被災により、居宅、避難所等では生活できない災害時要援護者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう、支援を行う。

3 広域支援体制の確立

府は、市町村等を通じて、災害時要援護者に関する被災状況等の情報を集約し、必要に応じて、国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、被災市町村等に介護職員等の福祉関係職員の派遣や要援護者の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

[災害応急対策]

第5章

交通対策、緊急輸送活動

第1節 交通規制・緊急輸送活動

府、市町村をはじめ防災関係機関は、救助・救急、水防、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

府警察、道路管理者及び第五管区海上保安本部は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施する。

第1 陸上輸送

1 緊急交通路の確保

(1) 大規模災害発生直後の緊急交通路の確保（第1次交通規制）

府警察は、あらかじめ選定された「重点14路線」について、緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限の交通規制を行う。

高速自動車国道等については、全線車両通行禁止の交通規制を行う。

また、「近畿管区警察局管内における大規模災害発生時等の広域交通管制に関する協定」に基づき、周辺の府県警察に対し、府県境において府内への車両の進入を禁止するなどの交通規制の要請を行う。

(2) 災害応急対策実施のための緊急交通路の確保（第2次交通規制）

府は、災害応急対策を迅速かつ的確に行う必要があると認める場合には、市町村、府警察、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

府警察及び道路管理者は、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡するとともに、府及び市町村に連絡する。

ア 道路管理者

(7) 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び府警察に連絡する。

(4) 通行規制

道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、府警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、または制限する。

(5) 道路啓開

道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、府警察、他の道路管理者と相互に協力する。

イ 府警察

(7) 道路の区間規制

必要に応じて、重点14路線及び高速自動車国道等の交通規制の見直しを行うと

ともに、重点14路線以外に選定された緊急交通路の交通規制を実施し、その結果を道路管理者に連絡する。

(イ) 区域規制

被災地の状況等に応じて、府、市町村、道路管理者と協議して区域規制を行う。車両の通行禁止区域は、次の区域を基準として拡大又は縮小する。

被害集中地域	規制区域
北大阪区域	淀川以北の区域
大阪市内区域	淀川、大和川に囲まれた区域のうち、大阪中央環状線の西側区域
東大阪区域	淀川、大和川に囲まれた区域のうち、大阪中央環状線の東側区域
南大阪区域	大和川以南の区域

(ウ) 交通管制

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

(3) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

(4) 交通規制の標識等の設置

府警察及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

(5) 社団法人大阪府警備業協会との連携

府は、必要に応じて、社団法人大阪府警備業協会に対し、「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき出動要請を行う。

府警察は、「災害時における交通の確保等の業務に関する細目協定」に基づき、派遣

された警備員の運用を行う。

2 緊急交通路の周知

府、市町村、府警察及び道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

3 緊急通行車両の確認

府公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づく通行の禁止又は制限を行った場合は、府及び府公安委員会は、同法施行令第33条の規定により、緊急通行車両であることの確認を行い、当該車両の使用者に対して標章及び証明書を交付する。

4 輸送手段の確保

府は、府警察、自衛隊、並びに日本通運株式会社、社団法人大阪府トラック協会及び赤帽大阪府軽自動車運送協同組合などの運送事業者の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

5 輸送基地の確保

- (1) 陸上輸送基地に選定された施設の管理者は、施設及びその周辺の被害状況や施設の利用可能状況を把握し、府に報告する。
- (2) 施設管理者は、輸送活動の支障となる障害物の除去に努める。
- (3) 府は、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、利用する陸上輸送基地を指定し、施設の管理者、府警察、自衛隊、社団法人大阪府トラック協会及び赤帽大阪府軽自動車運送協同組合など運送業者に連絡する。

6 高速道路が緊急交通路等に指定された場合の措置

災害対策基本法又はその他の関係法令の規定に基づき、高速道路が関係機関から緊急交通路に指定されたときは、西日本高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社はこれに対処すべき必要な措置を行い、道路交通の確保に協力するものとする。この場合において、料金を徴収しない車両の取扱い等、料金收受業務に関し、適切な措置を講ずるものとする。

7 緊急交通路の補完的機能の確保

府は、必要があると認める場合、河川管理者（国土交通大臣）を通じ、河川（淀川）における船着場と一体的に機能し、緊急交通路の補完的機能を果たす緊急用河川敷道路の通行可能状況を把握し、利用について河川管理者と協議するなど、緊急交通路の補完的機能の確保に努める。

第2 水上輸送

1 輸送基地の確保

- (1) 海上輸送基地に選定された港湾及び漁港の管理者は、港内及びその周辺の被害状況や港湾等の施設の利用可能状況を把握し、府に報告する。
- (2) 府は、河川管理者を通じて、船着場の利用可能状況や航路の通行可能状況を把握する。
- (3) 港湾及び漁港管理者、河川管理者は、輸送活動の支障となる障害物の除去に努める。
- (4) 府は、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊に、利用可能な海上輸送基地・船着場を連絡する。

2 海上交通の制限等

第五管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するために必要な交通の制限等を行う。

- (1) 港内及び港の周辺海域における船舶交通の安全を確保する必要があると認める場合は、船舶交通を制限し又は禁止する。
- (2) 海上交通の制限等を行う場合は、必要に応じ、応急標識の設置、巡視船艇の配置等の措置を講ずる。
- (3) 海上交通の制限等の措置を講じた場合は、直ちに航行警報、ラジオ、テレビ放送、巡視船艇等により周知する。

3 輸送手段の確保

府及び市町村は、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊及び旅客船協会の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

また、知事は、必要に応じて、近畿運輸局に輸送力確保を要請する。

第3 航空輸送

状況に応じ、陸上輸送を補完する活動として、航空輸送を行う。

1 輸送基地の確保

- (1) 府は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、大阪航空局、関西国際空港株式会社、自衛隊の協力を得て、空港及び航空機の利用可能状況を把握する。
- (2) 市町村は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を把握し、府に報告する。
- (3) 府及び市町村は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを指定する。

2 輸送手段の確保

府及び市町村は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

第2節 交通の維持復旧

鉄軌道、道路、港湾、漁港、空港施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

第1 交通の安全確保

1 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を府に報告する。

2 各施設管理者における対応

- (1) 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、関西高速鉄道株式会社、大阪府都市開発株式会社（泉北高速鉄道）、北大阪急行電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、水間鉄道株式会社、大阪市交通局、関西国際空港株式会社、能勢電鉄株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステム）
 - ア 地震の場合は、予め定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。
 - イ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防署、警察署、海上保安監部署及び海上保安航空基地に通報し、出動の要請を行う。
 - ウ 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。
- (2) 道路施設（府、市町村、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、関西国際空港株式会社、大阪府道路公社）
 - ア 地震の場合は、予め定めた基準により、通行の禁止又は制限を実施する。
 - イ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防署、警察署に通報し、出動の要請を行う。
 - ウ 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。
- (3) 港湾施設、漁港施設（府、大阪市）
 - ア 港湾施設、漁港施設に被害が生じたときは、供用の一時停止等の措置を講ずる。
 - イ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防署、警察署、海上保安監部署及び海上保安航空基地に通報し、出動の要請を行う。
 - ウ 利用者の混乱を防止するため、適切な案内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。
- (4) 空港施設（大阪航空局、関西国際空港株式会社）
 - ア 滑走路、エプロンその他の空港土木基本施設及び管制施設等に被害が生じたときは、

供用の一時停止等の措置を講ずる。

イ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防署、警察署、海上保安監部署及び海上保安航空基地に通報し、出動の要請を行う。

ウ 利用者の混乱を防止するため、適切な案内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

第2 交通の機能確保

1 障害物の除去

各管理者は交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって廃棄又は保管の措置をとる。

2 各施設管理者における復旧

(1) 鉄軌道施設

ア 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。

イ 被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。

ウ 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

(2) 道路施設

ア 被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。

イ 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

ウ 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

(3) 港湾施設、漁港施設

ア 係留施設、臨港交通施設、外郭施設などの応急復旧を行う。

イ 近畿地方整備局は、国有港湾施設等の応急工事を実施するとともに、港湾管理者からの要請により、必要に応じて、応急復旧工事の技術指導を行う。

ウ 使用状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関、報道機関を通じ広報する。

(4) 空港施設（大阪航空局、近畿地方整備局（関西国際空港を除く。）、関西国際空港株式会社）

ア 空港管理者及び近畿地方整備局は、滑走路、航空管制施設などの航空機の離発着に不可欠な施設を優先して応急復旧を行い、併せてエプロンなどの応急復旧に努める。

被害が大きい場合には、部分再開するための空港施設の応急復旧に努める。

イ 被害状況によっては、他の空港管理者からの応援を受ける。

ウ 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

〔災害応急対策〕

第6章

二次災害防止、ライフライン確保

第1節 公共施設応急対策

関係機関は、余震又は大雨による浸水、土石流、地すべり、がけ崩れ及び建築物の倒壊などに備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

第1 公共土木施設等（河川施設、砂防施設、治山施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、ため池等農業用施設、橋梁など道路施設など）

府、市町村及び施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行う。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早急に復旧できるよう体制等を強化する。

また、府、市町村及び施設管理者は、著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

1 河川施設、海岸保全施設、ため池等農業用施設

- (1) 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、ため池等管理者、水防団長又は消防機関の長は、直ちにその旨を現地指導班長、警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。

現地指導班長は、水防本部長その他必要な機関に連絡する。

- (2) 知事又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、避難のための立退を指示する。
- (3) 水防管理者、ため池等管理者、水防団長又は消防機関の長は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる。

2 砂防施設、治山施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

- (1) 市町村及び施設管理者は、土砂災害により施設が被災した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに関係機関に報告する。
- (2) 府、市町村及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 府、市町村及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。
- (4) 風倒木により土砂災害が拡大するおそれがある場合には、府及び市町村は、森林組合等の協力を得て、風倒木の円滑な除去に努める。

3 その他公共土木施設

- (1) 市町村及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに府に報告する。
- (2) 府、市町村及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措

置をとる。

- (3) 府、市町村及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

4 土砂災害危険箇所

市町村は、二次災害の防止のため、必要に応じ、府に斜面判定士の派遣を要請する。

府は、市町村の派遣要請に基づき、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会に斜面判定士の派遣を要請する。NPO法人大阪府砂防ボランティア協会は、府からの派遣要請に基づき、事前に登録された斜面判定士に対して、出動を要請する。

5 橋梁など道路施設

- (1) 道路管理者は二次災害防止のため、緊急点検調査を実施し通行に危険があると判断される場合は通行規制を行い、警察等関係機関に連絡する
- (2) 復旧工法等を検討し、建設業関係団体等の協力を得て復旧作業を行う。

第2 公共建築物

府及び市町村は、被災した公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

第3 応急工事

施設管理者等は、危険がなくなったあと、被害の程度に応じた仮工事により、施設の応急の機能確保を図る。

第2節 民間建築物等応急対策

関係機関は、建築物の倒壊、アスベストの飛散などに備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

第1 民間建築物等

1 市町村

(1) 民間建築物

市町村は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、府に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。市町村は、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

(2) 宅地

市町村は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする箇所の、危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、府に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

市町村は、危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の使用者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

2 府

府は、市町村の派遣要請に基づき、事前に登録された応急危険度判定士等に対して出動を要請するとともに、必要に応じて、他府県に応急危険度判定士等の派遣を要請する。

第2 危険物等（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設）

1 施設の点検、応急措置

危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。府及び市町村は、必要に応じて、立入検査を行うなど、適切な措置を講ずる。

2 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第3 放射性物質（原子炉施設、放射性同位元素に係る施設等）

1 施設の点検、応急措置

原子力事業者等は、放射線の漏洩及び放射性物質の飛散等を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視などを実施する。

2 避難及び立入制限

原子力事業者等は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第4 文化財

指定文化財の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を市町村教育委員会を経由して府教育委員会に報告する。府教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、市町村教育委員会を経由して所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

第3節 ライフライン・放送の確保

ライフライン及び放送に関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。

災害により途絶したライフライン施設、放送施設については、速やかに復旧を進めるとともに応急供給、サービス提供を行う。

第1 被害状況の報告

- 1 ライフラインに関わる事業者は、被害が発生した場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し、府に報告する。
- 2 各水道事業者、関西電力株式会社、大阪ガス株式会社及び西日本電信電話株式会社等は、サービス供給地域内において震度5弱以上の震度が観測された場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し、府に報告する。

第2 ライフライン事業者における対応

1 上水道・工業用水道（府、市町村）

(1) 応急措置

被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防機関、府警察及び付近住民に通報する。

(2) 応急給水及び復旧

ア 府は、大阪府域で震度5弱以上の震度を観測した場合、その他の災害により必要な場合、応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。

イ 給水車、トラック等により、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。

ウ 被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水・復旧を行う。

エ 被害状況等によっては、他の水道及び工業用水道事業者等に対し応援を要請する。

(3) 広報

被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

2 下水道（府、市町村）

(1) 応急措置

ア 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能がおこらないよう、発動機によるポンプ運転を行う。

イ 下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講ずる。

ウ 被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に

応じて、消防機関、府警察及び付近住民に通報する。

(2) 応急措置及び復旧

ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

イ 被害状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。

(3) 広報

ア 生活水の節水に努めるよう広報する。

イ 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

3 電力（関西電力株式会社）

(1) 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、府、消防機関、府警察及び付近住民に通報する。

(2) 応急供給及び復旧

ア 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。

イ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。

ウ 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。

エ 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

オ 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

(3) 広報

ア 二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

4 ガス（大阪ガス株式会社）

(1) 応急措置

地震により、ガスの漏洩による二次災害が発生する恐れがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、府及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

(2) 応急供給及び復旧

ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

イ 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。

ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

エ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

(3) 広報

ア 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。

イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広

報する。

5 電気通信（西日本電信電話株式会社（大阪支店）、KDDI株式会社（関西総支社）

(1) 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。

ウ 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

エ 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社）。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

(2) 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難地・避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 設備の応急復旧

ア 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。

ウ 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

(4) 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第3 放送事業者における対応（日本放送協会、一般放送事業者）

(1) 放送体制の確保に努める。

(2) 非常放送を実施する。

(3) 災害情報の的確な収集・取材と報道に努める。

(4) 施設の応急復旧を進める。

(5) 日本放送協会は、避難所等有効な場所に受信機を貸与するほか、視聴者への災害情報の提供に努める。

第4節 農林水産関係応急対策

府、市町村及び防災関係機関は、農林水産業に関する応急対策を講ずる。

第1 農業用施設

府、市町村及び土地改良区等は、農業用施設の被害の状況を早期に調査し、応急復旧を図る。

1 府

- (1) 農業用施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ施設の管理者に対し必要な指示を行い、応急復旧を速やかに進める。
- (2) 出水等により広範囲にわたり湛水の危険がある場合は、関係機関と直ちに連絡をとり、災害区域全体の総合調整のうえ、応急措置を講ずる。

2 市町村

被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を講ずる。

3 土地改良区等

管理施設（ため池、農道、水路等）が損傷した場合は、関係機関に連絡し、その協力を得て、応急措置を講ずる。

第2 漁港施設

府は、漁港の各種施設が被害を受けたときは、速やかにその被害状況を的確に把握し、機能を維持するための応急措置を講ずる。

第3 農作物

1 技術の指導

府、市町村及び農業協同組合は、農地、施設及び農作物に被害が生じた時は、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導を行う。

2 主要農作物種子の確保、あっせん

府は、大阪府種子協会を通じ、水稻、小麦、大豆の種子の確保に努める。必要に応じ、近畿農政局に対し、災害応急種子もみが確保できるよう必要な指導及び助言を依頼する。

3 園芸種子の確保あっせん

府は、社団法人日本種苗協会が保管する園芸種子のあっせんに努める。

4 病虫害の防除

府は、市町村その他関係機関と協力して、病虫害発生予察事業を活用した、被災農作物の各種病虫害防除指導を行う。

第4 畜産

府は、家畜伝染病の予防等家畜被害の未然防止に努める。

1 家畜伝染病の防止

- (1) 市町村、畜産関係団体の協力を得て、家畜の管理についての技術指導を行う。
- (2) 防疫計画を策定し、これにより家畜防疫員を指揮し、伝染病の発生防止に努めるほか、必要に応じ家畜伝染病防疫対策本部を設置し、防疫の万全を図る。
- (3) 伝染病発生畜舎等の消毒を実施する。
- (4) 必要に応じ、近隣府県に対して、家畜伝染病予防法の規定に基づく家畜防疫員の派遣を要請する。

2 一般疾病対策

治療を要する一般疾病の発生に際しては、獣医師会に対し治療を要請するとともに、一般疾病の治療に必要な薬品等をあっせんする。

3 飼料対策

飼料需給安定法に基づく政府保管の飼料の払下げを受け、被害状況及び家畜数に応じて、売渡しを行う。

第5 林産物

府は、林産物の被害を軽減するため、病虫害の防除等必要な対策に努める。

1 技術指導等

- (1) 市町村及び森林組合の協力を得て、倒木に対する措置等の技術指導を行う。
- (2) 国有を除く被災造林地において、幼齢木の倒木起こし作業等の補助事業の実施により早期復旧を図る。
- (3) 浸冠水した苗畑において、速やかに排水に努めるとともに、被災苗木の早期消毒及び枯死苗木の抜き取り、焼却等に努める。

2 病虫害の防除

枯損木、倒木、折損木等を速やかに林外に搬出するほか、焼却又は薬剤処理等により病虫害の防除に努める。

[災害応急対策]

第7章

被災者の生活支援

第1節 災害救助法の適用

第1 法の適用

知事は、災害により住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受ける恐れが生じた場合であって厚生労働省令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して、同法に基づく救助を行う。

第2 救助の内容

1 救助の内容

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 職権の一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。（災害救助法第30条）

なお、上記により市町村長が行う事務のほか、市町村長は、知事が行う救助を補助するものとする。

第2節 緊急物資の供給

府及び市町村は、家屋の浸水、損壊、流失等により水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、迅速に必要な物資を供給するよう努める。

第1 給水活動

府及び市町村は、相互に協力して、被災状況に応じた速やかな給水に努める。

なお、府は、大阪府域で震度5弱以上の震度を観測した場合には、市町村と協力して、直ちに大阪府水道震災対策中央本部及びブロック本部を設置し、給水活動に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。

1 市町村

給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- (1) 浄水池、配水池等の給水拠点での給水の実施
- (2) 給水車・トラック等による給水の実施
- (3) 仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設による給水の実施
- (4) 給水用資機材の調達
- (5) 住民への給水活動に関する情報の提供
- (6) 飲料水の水質検査及び消毒
- (7) パック水・缶詰水の配布

2 府

市町村の給水活動が円滑に実施されるよう、次の措置を講ずる。

- (1) 府営水道の給水拠点の活用
- (2) 給水用資機材の調達に関する総合調整
- (3) 給水活動に関する情報の提供
- (4) 給水活動に関する応援の調整
- (5) 飲料水の水質検査及び消毒
- (6) パック水・缶詰水の配布（災害時用備蓄水の配布）

第2 食料・生活必需品の供給

府、市町村をはじめ防災関係機関は、迅速かつ円滑に、食料及び生活必需品を供給する。

1 市町村

発災時においては、必要な物資を確保・供給するため次の措置を講ずる。不足する場合は、府等に応援を要請する。他の市町村、近畿農政局（大阪農政事務所）、日本赤十字社大阪府

支部に応援要請した場合は、府に報告する。

- (1) 避難所毎の必要量算定
- (2) 災害用備蓄物資の供給
- (3) 協定締結している物資の調達

2 府

市町村から応援要請があった場合又は必要と認めた場合は、物資が円滑に供給されるよう、次の措置を講ずる。

- (1) 被災市町村毎の必要量、調達可能な物資量の情報収集
- (2) 災害用備蓄物資の供給
- (3) 協定締結している物資の調達
- (4) 市町村間の応援措置について指示
- (5) 近畿農政局（大阪農政事務所）、日本赤十字社大阪府支部、大阪府エルピーガス協会に対し、それぞれ、食料、毛布・日用品、LPガスの供給を要請
- (6) 不足する場合は、広域応援協定に基づく要請
- (7) 応援物資等を、輸送基地で受け付けし、地域防災拠点など市町村の集積地まで輸送

3 その他の防災関係機関

下記の防災関係機関は、府及び市町村からの要請があった場合は次の措置を講ずる。

- (1) 近畿農政局（大阪農政事務所）
「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領（平成18年6月15日付け農林水産省総合食料局長通知）」の定めるところにより、備蓄物資の供給
- (2) 日本赤十字社大阪府支部
毛布、日用品等の備蓄物資の供給
- (3) 近畿経済産業局
生活必需品等を取扱う業者・団体と調整

第3節 住宅の応急確保

府及び市町村は、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講ずるものとする。応急仮設住宅等への入居の際には、高齢者、障がい者を優先する。

第1 被災住宅の応急修理

府は、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最少限度の部分について応急修理を行う。

ただし、必要に応じ、市町村に委任することができる。

第2 住居障害物の除去

- 1 市町村は、がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して障害物の除去を行う。
- 2 府は、市町村から障害物の除去について、要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等の要請があったときは、必要な措置を講ずる。

第3 応急仮設住宅の建設

府は、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、被災市町村と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、応急仮設住宅を建設し、供与する。

ただし、必要に応じ、市町村に委任することができる。

- 1 応急仮設住宅の管理は、当該市町村の協力を求めて行う。
- 2 市町村と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。
- 3 入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。
- 4 高齢者、障がい者に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。

第4 公共住宅への一時入居

府及び市町村は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・市町営住宅、住宅供給公社・都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

第5 住宅に関する相談窓口の設置等

- 1 応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。
- 2 府及び市町村は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

第6 他府県への応急仮設住宅用地の要請

府は、被災の状況に鑑み、府内のみでは応急仮設住宅用地の確保が十分でないと判断される場合には、近隣府県をはじめ他府県に対して、応急仮設住宅用地の提供を求める。

第7 建設用資機材等の調達

府は、被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に際し、近畿中国森林管理局や協定を締結した関係団体の協力を得て、建設用資機材等の調達及び要員の確保を図る。

第4節 応急教育

府教育委員会及び市町村教育委員会は、学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

また、府は、私立学校が公立学校に準じた措置をとるよう指導・助言する。

第1 教育施設の応急整備

府教育委員会及び市町村教育委員会は、被害を受けた公立学校の授業実施のため、施設、設備の応急復旧及び代替校舎の確保に努める。

第2 応急教育体制の確立

1 応急教育の実施

(1) 学校長

教職員及び児童・生徒（府立高等専門学校の学生を含む）の被災状況や所在地を確認するとともに、教育施設の状況を踏まえ、府教育委員会若しくは市町村教育委員会と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。

ア 校舎が避難所として利用されている場合の市町村との協議

イ 校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

(2) 市町村

学校が避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

(3) 府教育委員会、市町村教育委員会

府教育委員会及び市町村教育委員会は、児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

府教育委員会は、必要に応じ、国及び他府県教育委員会に対して、児童・生徒の受入れについて応援を要請する。また、教職員及び児童・生徒の被災状況を把握し、府立学校長及び市町村教育委員会に対して、応急教育実施のための指導助言・教職員体制の確保など円滑な学校運営が確保できるよう、必要な措置を講ずる。

2 学校給食の応急措置

学校長、府教育委員会及び市町村教育委員会は、学校給食の実施に支障がある場合は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講ずる。

第3 就学援助等

1 就学援助等に関する措置

府教育委員会及び市町村教育委員会は、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し、援助する。

府は、私立学校の行う就学援助に対して支援するよう努める。

- (1) 府教育委員会は、特別支援学校の児童・生徒に対する就学奨励費の支給、並びに府立高等専門学校及び府立高等学校の生徒に対する授業料の減額又は免除について必要な措置を講ずる。
- (2) 市町村教育委員会は、市町村立学校の児童・生徒に対する就学援助費の支給について必要な措置を講ずる。

2 学用品の支給

市町村は、災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

3 児童・生徒の健康管理

府教育委員会、市町村教育委員会及び学校長は、被災児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

第5節 自発的支援の受入れ

府内外から寄せられる支援申入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努める。

第1 ボランティアの受入れ

府、市町村、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会その他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

1 日本赤十字社大阪府支部

(1) 情報の提供

ボランティア支援の申し入れに対して、被災地の状況、ボランティアの活動内容、受入れ窓口など情報の提供に努める。

(2) 赤十字奉仕団への要請

必要に応じ、赤十字奉仕団に対して支援を要請する。

2 大阪府社会福祉協議会

(1) ボランティアセンターの設置・運営

災害時におけるボランティアの受入れの総合調整機能を果たすため、ボランティアセンターを設置し、各方面から寄せられるボランティアニーズの把握及び派遣にかかる連絡・調整を行う。

(2) 関係団体・大阪府との連携

ボランティア関係団体への情報の提供に努めるとともに、必要に応じ、大阪府に対して支援を要請する。

3 府

(1) 活動環境の整備

災害の状況、市町村から収集した住民のニーズなどの情報を日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、その他の広域的なボランティア活動推進機関に提供する。

また、大阪府社会福祉協議会などのボランティア活動推進機関と連携し、ボランティアが円滑に活動できるよう環境整備を図る。

(2) ボランティア保険への加入促進

大阪府社会福祉協議会を通じてボランティアの保険加入を促進する。

4 市町村

(1) 受入窓口の開設

市町村社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口を開

設する。

(2) 活動拠点の提供

ボランティア活動に必要な場所、ボランティア関係団体への情報の提供に努める。

第2 義援金品の受付・配分

府、市町村などに寄託された被災者あての義援金品の受付、配分は次により行う。

1 義援金

(1) 受付

ア 府及び市町村に寄託される義援金は、それぞれ、あらかじめ定めた窓口において受け付ける。

イ 日本赤十字社大阪府支部に寄託される義援金は、事務局において受け付ける。

ウ 大阪府共同募金会に寄託される義援金は、事務局において受け付ける。

(2) 配分

ア 義援金の配分方法等については、関係する機関が協議して決定する。

イ 市町村は、府又は日本赤十字社等から配分を委託された義援金を配分する。

2 義援物資

(1) 府

ア 府に寄託される義援物資は、あらかじめ定めた窓口において受け付ける。

イ 義援物資の配分方法等は、関係する部局等が協議して決定する。

ウ 配分決定に基づき、義援物資を被災市町村の物資集積地等へ輸送する。

エ 寄託された義援物資を直ちに配分することが困難な場合は、あらかじめ定めた一時保管場所に保管するものとする。

オ 義援物資の搬送手段を確保する。

カ ボランティア等の活用計画を立てる。

(2) 市町村

あらかじめ定めた計画に従い、義援物資の受付、保管、配分、輸送を行う。

(3) 日本赤十字社大阪府支部

ア 日本赤十字社大阪府支部に寄託される義援物資は、事務局において受け付ける。

イ 寄託義援物資の一時保管場所として日本赤十字社大阪府支部の倉庫等を確保するものとし、なお不足するときは、府に集積可能な場所を応急的に確保するよう要請する。

3 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮

被災地に義援物資を提供しようとする住民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。

府は、住民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるように、市町村と連携して物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。

第3 海外からの支援の受入れ

府、市町村をはじめ防災関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講ずる。

1 国との連絡調整

- (1) 海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、国と十分な連絡調整を図りながら対応する。
- (2) 府は、海外からの支援が予想される場合、市町村と連携して、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また国からの照会に迅速に対応する。

2 支援の受入れ

- (1) 府及び市町村は、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。
 - ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
 - イ 被災地のニーズと受入れ体制
- (2) 府及び市町村は、海外からの支援の受入れにあたって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。
 - ア 案内者、通訳等の確保
 - イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

第4 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の援護対策等

郵便事業株式会社新大阪支店及び郵便局株式会社大阪中央郵便局は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

[災害応急対策]

第8章

社会環境の確保

第1節 保健衛生活動

府及び市町村は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずる。

第1 防疫活動

府及び市町村は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

1 府

- (1) 災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。※
- (2) 一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。
- (3) 市町村（大阪市、堺市、高槻市及び東大阪市を除く）に対して、防疫活動に係る指導、指示を行う。
- (4) 防疫に必要な薬品を調達、確保する。
- (5) 予防接種法に規定する疾病のうち、まん延防止上緊急の必要があると認めたときは、臨時の予防接種を行い又は市町村に対して指示を行う。（予防接種法第6条）
- (6) 衛生教育及び広報活動を行う。
- (7) その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、自ら措置し又は市町村への必要な指示等を行う。

※一類感染症（エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱）、二類感染症（急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る））、三類感染症（コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス）

2 大阪市、堺市、高槻市及び東大阪市

- (1) 災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。※
- (2) 一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床

数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。

(3) 次の防疫活動を実施する。

ア 消毒措置の実施（感染症法第27条）

イ ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）

ウ 避難所の防疫指導

エ 衛生教育及び広報活動

(4) 防疫に必要な薬品を調達、確保する。

(5) 府の指示により、臨時予防接種を行う。（予防接種法第6条）

(6) 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、府に協力を要請する。

(7) その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、自ら措置を行う。

※ 一類感染症（ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱）、痘そう、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、二類感染症（腸チフス、パラチフス、ジフテリア、コレラ、細菌性赤痢、急性灰白髄炎（ポリオ））、三類感染症（腸管出血性大腸菌感染症）

3 市町村（大阪市、堺市、高槻市及び東大阪市を除く）

(1) 府の指導、指示により、次の防疫活動を実施する。

ア 消毒措置の実施（感染症法第27条）

イ ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）

ウ 避難所の防疫指導

エ 臨時予防接種（予防接種法第6条）

オ 衛生教育及び広報活動

(2) 防疫に必要な薬品を調達、確保する。

(3) 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、府に協力を要請する。

(4) その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、大阪府の指示を受け必要な措置を行う。

第2 食品衛生監視活動

府、大阪市、堺市、高槻市及び東大阪市は、食品衛生監視班を編成し、食品衛生協会等関係機関と緊密な連携をとりながら、次の業務を実施する。

- 1 避難所その他の臨時給食施設及び食品の衛生監視
- 2 被災した食品関係営業施設の衛生監視
- 3 食品製造、運送、販売業者の食品取扱い及び施設の衛生監視
- 4 飲料水の衛生監視、検査
- 5 その他食品に起因する危害発生の排除

第3 被災者の健康維持活動

府及び市町村は、相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

1 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食糧の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。
- (4) 府は、保健・医療等のサービスの提供、食事の栄養改善等について、市町村に助言する。

2 心の健康相談等の実施

- (1) 災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

第4 応援要請

防疫活動、食品衛生監視活動又は健康維持活動において、府内での対処が困難になった場合は、府は、近隣府県に応援を要請する。

第5 動物保護等の実施

府・市町村及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

1 被災地域における動物の保護・収容

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府は市町村、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。

2 避難所における動物の適正な飼育

府は避難所を設置する市町村と協力して、飼主とともに避難した動物の飼養について、適

正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 府は各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、市町村との連絡調整及び支援を行う。
- (2) 避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整
- (3) 他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。

3 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに府、警察、市町村等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第2節 廃棄物の処理

府及び市町村は、し尿、ごみ及びびがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施する。

第1 し尿処理

1 市町村

(1) 初期対応

- ア 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- イ し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- ウ 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

(2) 処理活動

- ア 速やかに、し尿の収集処理体制を確保する。
- イ 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。
- ウ 必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。

2 府

- (1) 市町村からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の調整を行う。
- (2) 被災地域の市町村から災害し尿等の収集運搬について協力要請があった場合に、別に締結する協定書に基づき、大阪府衛生管理協同組合に対して支援協力を要請する。
- (3) 府域でし尿の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、他の府県や国に対し応援を要請する。

第2 ごみ処理

1 市町村

(1) 初期対応

- ア 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込量を把握する。
- イ ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(2) 処理活動

- ア 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。
- イ 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。
- ウ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- エ 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態

を保つ。

オ 必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。

2 府

- (1) 市町村からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の調整を行う。
- (2) 府域で生活ごみ等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、他の府県や国に対し応援を要請する。

第3 がれき処理

1 市町村

(1) 初期対応

ア がれきの発生量を把握する。

イ がれきの選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルートを確認する。

(2) 処理活動

ア がれき処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

イ がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

ウ アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

エ 必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。

2 府

- (1) 市町村からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、最終処分までの処理ルートの確保を応援する。
- (2) 市町村のがれき処理の進行管理等を行うため、全体処理計画を作成する。
全体処理計画に基づき、府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援を要請し、応援活動の調整を行う。
- (3) 市町村等が実施する災害廃棄物の撤去、災害廃棄物の収集・運搬及び災害廃棄物の処理・処分等について、市町村等から要請があった場合に、別に締結する協定書に基づき、社団法人大阪府産業廃棄物協会に対して協力を要請する。
- (4) 府域でがれきの処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理ルートを確認するため、他の府県や国に対し応援を要請する。

第3節 遺体の処理、火葬等

府警察、第五管区海上保安本部及び市町村は、遺体の処理、火葬等について、必要な措置をとる。

第1 府警察、第五管区海上保安本部

- 1 災害発生地域及び海上等における遺体の早期収容に努め、医師との連携に配慮し、迅速に検視（見分）を行い、遺族等に引き渡す。
- 2 身元不明の遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品保存等を行うとともに、市町村をはじめ関係機関に連絡し、速やかな身元確認に努める。

第2 市町村

- 1 身元不明の遺体については、府警察、その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。
- 2 遺族が遺体の処理、火葬等を行うことが困難もしくは不可能である場合は、市町村が代わって実施する。
 - (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
 - (2) 火葬等に相当の時間を必要とする場合は、遺体の衛生状態に配慮しつつ、寺院などの適切な場所に一時安置する。
 - (3) 火葬場の稼働状況、棺の確保状況等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体搬送の手配等を実施する。
 - (4) 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講ずる。

第3 応援要請

- 1 市町村は、自ら遺体の処理、火葬等の実施が困難な場合、府が作成する大阪府広域火葬計画に基づき、府に対して必要な措置を要請する。
- 2 府は、府が作成する大阪府広域火葬計画に基づき、他の市町村への指示、他府県への応援要請を行う。

第4節 社会秩序の維持

府、市町村をはじめ防災関係機関は、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。

第1 住民への呼びかけ

府及び市町村は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 警備活動

府警察及び第五管区海上保安本部は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点として警備活動を実施する。

第3 物価の安定及び物資の安定供給

府、市町村及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

1 物価の監視

府は、物価の動きを調査、監視するとともに、買い占め・売惜しみをする業者に対しては、売渡しを勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講ずる。

2 消費者情報の提供

府及び市町村は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

3 生活必需品等の確保

府及び市町村は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

4 金融機関における預貯金払戻等

(1) 近畿財務局、日本銀行は、被災者の預金の払戻等が円滑に行われるように被災地の民間金融機関に対して、次のような指導、要請を行う。

- ア 住民が預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した場合に、り災証明書の提示その他簡易な確認方法をもって、預金払戻の利便を図ること。
 - イ 事情によっては定期預金、定期積金等の期限前払戻や、これを担保とする貸付にも応じること。
 - ウ 損傷日本銀行券・貨幣の引換えに応じること。
- (2) 近畿財務局は、証券会社に対して、被災者が預り証、印鑑を紛失した場合の拇印による預り金払出しや有価証券の売却代金の即日払い等の措置を講ずるよう要請を行う。

付編：東海地震の警戒宣言に伴う対応

第1章 総則

第1 目的

内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないこととされている。

大阪府は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

第2 基本方針

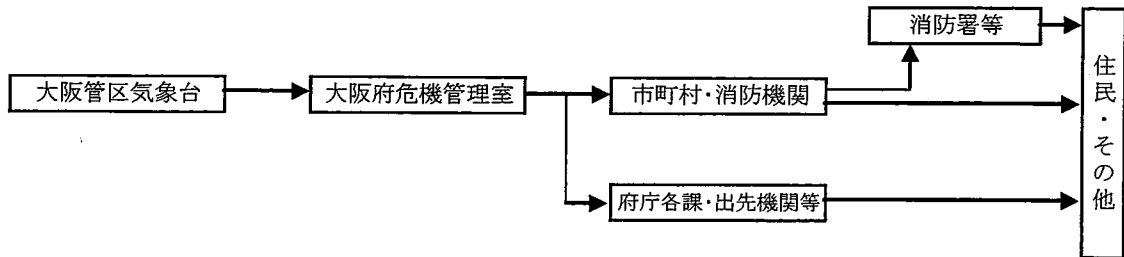
- 1 大阪府は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、都市機能は平常どおり確保する。
- 2 原則として警戒宣言が発せられたときから地震の発生、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。
- 3 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。
- 4 災害予防対策及び応急対策は、本計画災害予防対策編、地震災害応急対策編で対処する。

第2章 東海地震注意情報発表時の措置

防災関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられることに備えて、速やかな対応ができるよう準備するものとする。

第1 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統



2 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報の内容
- (2) その他必要な事項

第2 警戒態勢の準備

防災関係機関は、職員の待機、非常配備など対策（警戒）本部の設置を準備するとともに、東海地震予知情報及び警戒宣言の収受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。消防機関においては、非常警備を発令して警戒体制を整え、消防本部（局）に地震警戒警防本部を設置する。

第3章 警戒宣言が発せられた時の対応措置

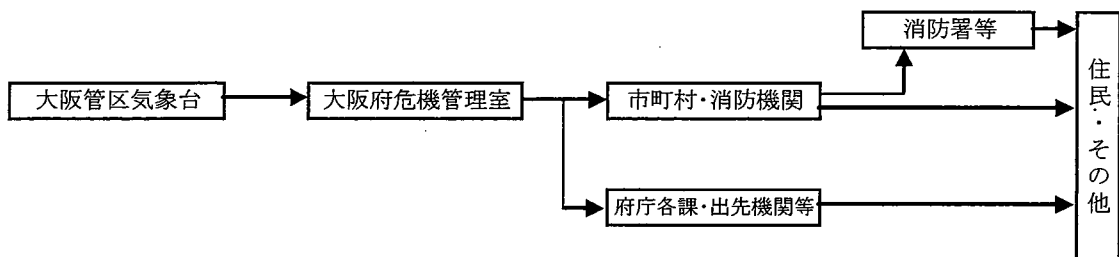
防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずべき事前の対策を進めるものとする。

第1 東海地震予知情報等の伝達

府及び市町村は、東海地震予知情報が発表された場合や警戒宣言が発せられたときは、迅速に住民等に伝達する。

1 東海地震予知情報

(1) 伝達系統

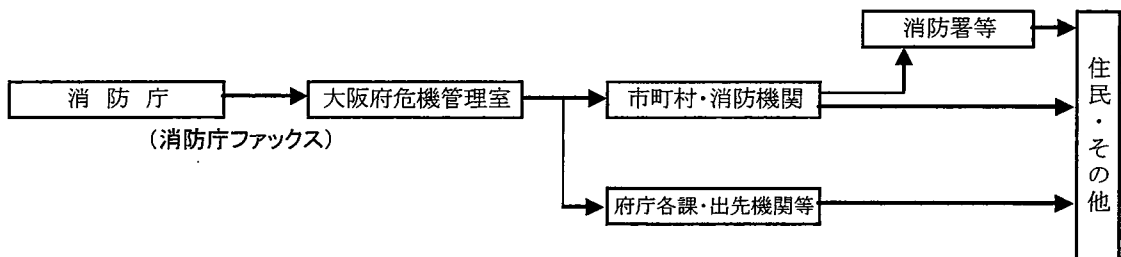


(2) 伝達事項

- ア 東海地震予知情報
- イ その他必要と認める事項

2 警戒宣言

(1) 伝達系統



(2) 伝達事項

- ア 警戒宣言
- イ 警戒解除宣言
- ウ その他必要と認める事項

第2 警戒態勢の確立

防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せら

れるまでの間、警戒活動を行う。

但し、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。

1 組織動員配備体制の確立

- (1) 府は、大阪府災害警戒本部を設置する。市町村は、震度予想や地域の実情に応じて、府に準じた組織体制をとる。
- (2) 府及び市町村は、必要な動員配備体制をとる。
- (3) その他防災関係機関は、災害対策（警戒）本部を設置し、動員配備を行う。
- (4) 情報交換を通じて関係機関相互の連携を強化し、必要に応じて協力要請する。
- (5) 実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備、点検を行う。

2 消防・水防

府、市町村及び水防管理団体等は、迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講ずるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

- (1) 東海地震予知情報等の収集と伝達
- (2) 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒
- (3) 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備
- (4) 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

3 交通の確保・混乱防止

府警察、第五管区海上保安本部及び道路管理者は、関係機関との緊密な連携のもと情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止等の警備活動を実施する。

- (1) 交通規制、交通整理
- (2) 船舶に対する情報伝達と緊急避難準備の指導
- (3) 交通規制等への協力と安全走行についての広報

4 公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、国及び関係機関との密接な連携のもとに、運行規制又は安全運行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止の措置を講ずる。

5 ライフライン

ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講ずる。

6 危険箇所対策

- (1) 府及び市町村は、地震時において土砂災害等が予想される危険箇所に対して、巡視点検を行う。
- (2) 原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される山崩れ等危険箇所に係る住民については、市町村長は、府警察等の関係機関と連携し、あらかじめ指定した避難所に

事前避難させる。

7 社会秩序の維持

(1) 警備活動

府警察及び第五管区海上保安本部は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

(2) 生活物資対策

府、市町村及び関係機関は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないよう、必要な措置を講ずる。

8 多数の者を収容する施設

学校、医療機関、社会福祉施設、劇場、映画館、旅館・ホテル、高層ビル、地下街等多数の者を収容する施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。

第3 住民等に対する広報

防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときは、住民等に対し、混乱防止のための広報を行う。

1 広報の内容

- (1) 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置
- (2) 出火防止、危険防止、発災時の対応など、家庭及び職場において自らとるべき防災への備え
- (3) 自主防災組織の防災体制準備の呼びかけ
- (4) 流言防止への配慮
- (5) 災害時要援護者への支援の呼びかけ
- (6) 防災関係機関が行う防災活動への協力 など

2 広報の手段

- (1) 防災関係機関は、報道機関と連携して広報を行う。
- (2) 市町村は、防災行政無線、広報車等を活用し、自主防災組織等の住民組織とも連携して広報を行う。
- (3) 広報にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

〔事故等災害応急対策〕

〔事故等災害応急対策〕

この編は、第1節から第7節までの事故等災害に限定した災害応急対策を定める。なお、記載事項以外の対応やその他の都市圏特有の事故についても、防災関係機関は、災害の態様に応じ、「災害応急対策」を準用し、相互に連携し、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消火・救急・救助、医療救護活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講ずる。

第1節 海上災害応急対策

防災関係機関は、大阪湾沿岸及びその地先海域において、タンカー及び貯油施設等の事故により、大量の油、危険物、高圧ガス及び毒物劇物等（以下「危険物等」という。）の流失や火災が発生し、又は発生のおそれのある場合に、その拡大を防止し被害の軽減を図るため各種対策を実施する。

なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

第1 府の組織動員

府は、大規模な海上事故等による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制及び動員配備体制

(1) 大阪府防災・危機管理警戒班の活動開始

ア 大阪府防災・危機管理警戒班の設置

災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等にあたる。

イ 開始基準

(ア) 台風情報により24時間以内に府域へ影響を及ぼすと認められる場合

(イ) 府域に気象警報（津波を除く全ての警報）が発令された場合

(ウ) 津波予報区「大阪府」に津波注意報が発令された場合

(エ) 山林火災において、拡大や民間への延焼が懸念される場合

(オ) その他の災害・危機事象により府民生活への影響が予想される場合

ウ 解除基準

(ア) 災害対策に係る情報収集・関係機関への連絡等の必要がなくなったと認められる場合

(イ) 防災・危機管理指令部が活動を開始したとき

(ウ) 防災・危機管理警戒本部が設置されたとき

エ 地域情報班の活動開始

管内各地域の災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒班の活動開始とあわせて地域情報班は活動を開始する。

(2) 大阪府防災・危機管理指令部の活動

大阪府防災・危機管理対策指令部は、府域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な海上事故等発生の情報を受信した場合には、被害情報等の収集・分析を行い、災害応急対策の検討を行う。

ア 大阪府防災・危機管理指令部の活動

指令部長は、府域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な海上事故等発生の情報を受信した場合には直ちに、大阪府防災・危機管理指令部会議を開催し、災害応急対策の検討を行う。

イ 所掌事務

- (7) 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること
- (イ) 消防、府警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整に関すること
- (ウ) 職員の配備体制に関すること
- (エ) 防災・危機管理警戒、災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること
- (オ) 防災・危機管理警戒若しくは災害対策本部が設置されたときの当該本部事務局の運営に関すること

ウ 地域情報班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理指令部の活動とあわせて、当該地域の地域情報班は活動を開始する。

(3) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

ア 設置基準

- (7) 防災・危機管理指令部が災害情報により、府域及びその周辺において大規模な海上事故等による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

- (7) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- (エ) その他知事が認めたとき

ウ 所掌事務

- (7) 情報の収集・伝達に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (エ) 災害対策本部の設置に関すること
- (オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

(4) 大阪府災害対策本部及び大阪府災害対策本部地域連絡部の設置

知事は、次の設置基準に該当する場合には、大阪府災害対策本部及び大阪府災害対策本部地域連絡部を設置すると同時に、該当する地域に同本部地域連絡部を当該府民センタービル内に設置する。

ア 設置基準

- (ア) 防災・危機管理対策指令部が災害情報により、府域及びその周辺において社会的影響が大きいと認められる程度の大規模な海上事故等による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- (ウ) その他災害対策本部長が認めたとき

ウ 本部の所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること
- (エ) 市町村への応援に関すること
- (オ) 国が非常（緊急）災害現地対策本部を設置した場合、その連携に関すること
- (カ) その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

エ 本部長の代理

知事に事故があるとき又は欠けたときの本部長の代理は、副知事、副知事、副知事、危機管理監、危機管理室長、消防防災課長の順とする。

オ 地域連絡部の所掌事務

- (ア) 被害状況、市町村の災害対策状況の情報収集に関すること
- (イ) その他必要な事項

2 動員配備体制

災害が発生した場合、又は災害となるおそれがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。

(1) 非常1号配備

ア 配備時期

府域及びその周辺において災害となるおそれがある大規模な海上事故等発生の情報により、通信情報活動の必要があるとき

イ 配備体制

通信情報活動を実施する体制

(2) 非常2号配備

ア 配備時期

防災・危機管理指令部が災害情報により、府域及びその周辺において大規模な海上事故等による災害が発生したと判断したとき

イ 配備体制

府域及びその周辺における大規模な海上事故等に対する災害応急対策を実施する体制

(3) 非常3号配備

ア 配備時期

(7) 防災・危機管理指令部が災害情報により、府域及びその周辺において社会的影響が大きいと認められる程度の大規模な海上事故等による災害が発生したと判断したとき

(1) その他必要により知事が当該配備を指令するとき

なお、前各号に掲げる各配備区分の配備時期についても同様とする。

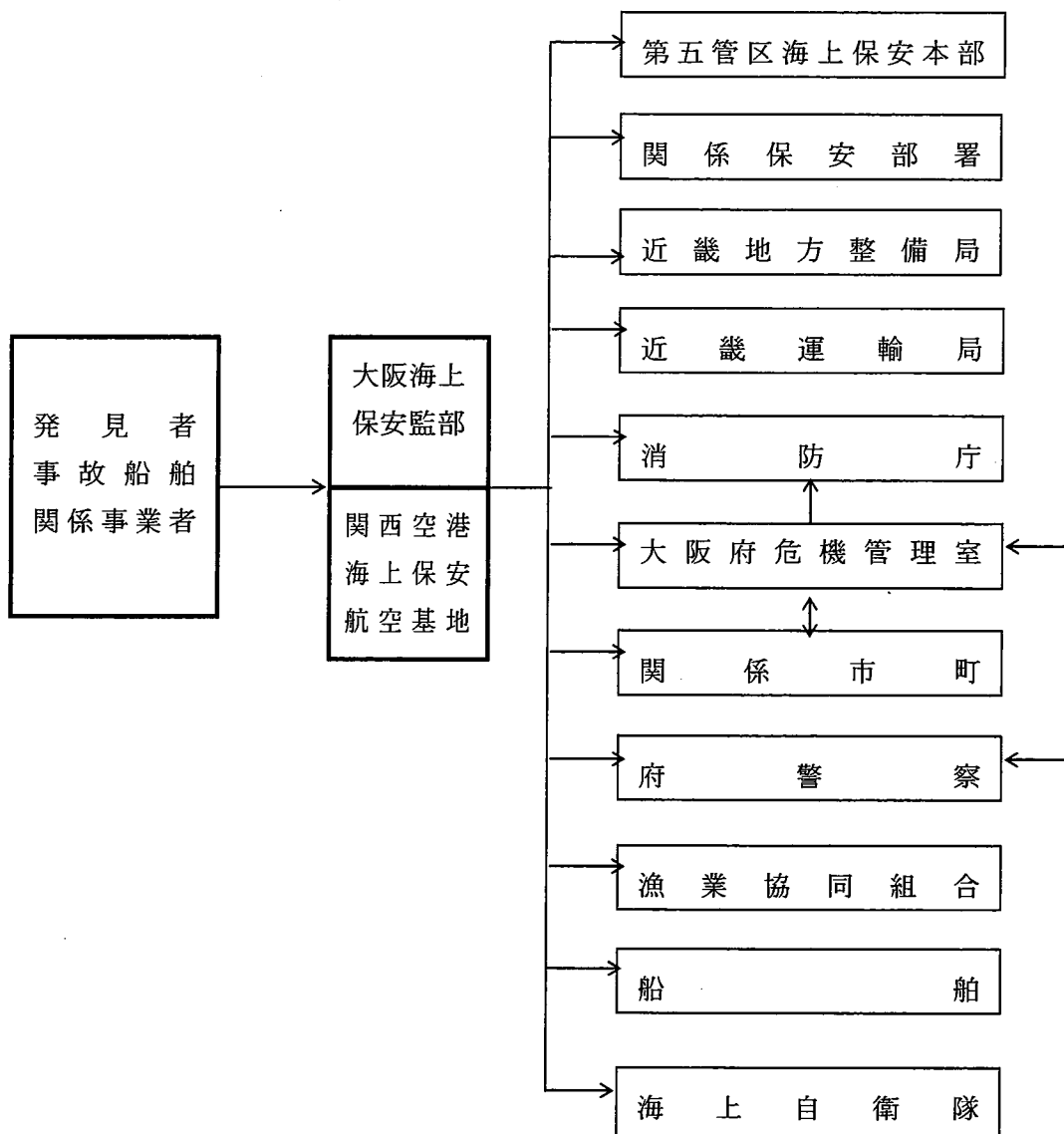
イ 配備体制

府域及びその周辺における社会的影響が大きいと認められる程度の大規模な海上事故等に対する災害応急対策を実施する体制

第2 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

1 通報系統



2 通報事項

- (1) 船名、総トン数、乗組員数並びに危険物等の種類及び量、又は施設名並びに危険物等の種類及び量
- (2) 事故発生日時及び場所
- (3) 事故の概要
- (4) 気象、海象の状況
- (5) 危険物等の状況
- (6) 人的被害の状況
- (7) 今後予想される災害
- (8) その他必要な事項

第3 事故発生時における応急措置

第五管区海上保安本部及びその他の関係機関は、関係事業者等に対し、危険物等の流出拡散防止・化学処理、損傷箇所の応急修理、油の移し替え、二次災害の防止等の指導・勧告を行うとともに、速やかに、災害対策に関する関係機関との連絡調整、応急措置を行う。

1 災害広報

(1) 船舶への周知

第五管区海上保安本部及び港湾管理者等は、危険物等による災害が発生し、又は災害の波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について、無線、ラジオ、拡声器等により、付近航行の船舶に対し周知に努める。

(2) 沿岸住民への周知

沿岸の関係市町等防災関係機関は、沿岸住民及び施設等に災害が波及し、又は災害の波及が予想される場合は、住民の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について、広報車等により、沿岸住民に対して周知する。

2 流出油等の防除措置

(1) 府、関係市町

ア 必要となる油防除資機材を防災関係機関と協力して調達する。

イ 流出油等の漂着可能性、漂着時期、漂着量の予測等に関する情報収集を行う。また、情報収集にあたっては、第五管区海上保安本部と浮流・漂着の監視等について連携を図り、必要に応じて役割分担を行う。

ウ 第五管区海上保安本部からの、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく要請を受けた場合で知事若しくは関係市町長が必要と認めるとき、又は知事若しくは関係市町長が必要と認めるときは、流出油等の海岸等への漂着に対処するため、第五管区海上保安本部、海上災害防止センター等と連携を密にして、必要な対応を行う。

エ 港湾法、漁港法、海岸法等に基づく管理区域である、港湾区域、漁港の区域、海岸保全区域等に流出油等が漂着するおそれがあると認める場合は、速やかに防除措置の体制を整え、防災関係機関等と協力して有効な防除措置を実施する。また、管理区域内に流出油等が流入した場合には、迅速かつ効率的な回収及び処理を実施する。

オ エの場合において、防除措置義務者が必要な措置を講じていない場合には、防除措置義務者に対し措置を講ずるよう要請する。

カ 関係市町は、必要に応じて、周辺住民に対して避難誘導を行う。

(2) 第五管区海上保安本部

ア 被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施する。

イ 流出油等の種類及び性状、気象・海象の状況等を把握したうえで、適切な防除方針を決定する。

- ウ 防除措置義務者が行う防除措置の実施状況を総合的に把握し、防除措置義務者に対して防除作業の実施に必要な事項について助言、指導を行う。
- エ 防除措置義務者が措置を講じていないと認められる場合は、防除措置を講ずるよう命じる。
- オ 緊急に防除措置を講じる必要がある場合は、巡視船艇、航空機等による応急的な防除措置を講じることとし、必要があると認める場合は、海上災害防止センターに対して防除措置を講ずべきことを指示する。
- カ 流出油等の広域的拡散防止を図るため、大阪湾播磨灘排出油防除協議会による流出油等防除活動を必要と認めた場合、構成員の出動の調整を行い、会員の全部又は一部に対し出動要請を行う。

(3) 近畿地方整備局

第五管区海上保安本部等の要請に基づき、油回収船等による防除措置を実施する。

(4) その他の防災関係機関等

第五管区海上保安本部又は府、関係市町から防除措置の実施について協力要請を受けた場合は、協力の可否を判断し、必要な協力を行う。

なお、海上災害防止センターは、海上保安庁長官の指示又は防除措置義務者からの委託により、防除措置を実施する。

3 積油の抜き取り

第五管区海上保安本部は、タンカー事故に際して関係企業を指導、監督し、流出油等による被害の拡大を防止するため、油槽船、バージ船により事故船舶の積油の抜き取りを行わせる。

4 消火活動

(1) 海面及び事故船舶の火災

第五管区海上保安本部、関係市町は、船舶及び化学消火剤等の効果的な活用により、海面火災及び事故船舶の消火活動を行う。

(2) 沿岸部の火災

関係市町は、速やかに沿岸部の火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

5 船舶交通の制限等

(1) 船舶交通の制限

第五管区海上保安本部長（港内にあっては各港長）は、危険物等により、火災が発生し、又は発生のおそれがある場合には、必要に応じて関係船舶に対し、火気の使用の制限又は禁止、航行の制限、禁止、移動又は退去及び避難の勧告等の措置を講ずる。

また、周辺海域においては、船舶の航行の停止、航行経路の変更等について指導を行う。

(2) 船舶交通の危険防止

第五管区海上保安本部長は、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除

去その他交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

6 自衛隊の災害派遣要請

第五管区海上保安本部長又は知事は、必要があると認めるときは、自衛隊法第83条の規定に基づき、派遣要請を行う。

第4 事故対策連絡調整本部の設置

防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、円滑に応急対策を実施するため必要があるときは、大阪海上保安監部長、関西空港海上保安航空基地長又は関係市町長（ふ頭又は岸壁に係留されたタンカーの事故の場合）は、事故対策連絡調整本部を設置する。

1 構成及び設置場所

(1) 構成

大阪海上保安監部・関西空港海上保安航空基地、近畿地方整備局、近畿運輸局、府、府警察、関係市町（消防機関を含む）、港湾の管理者、自衛隊、事故発生責任機関及びその他関係機関

(2) 設置場所

大阪海上保安監部・関西空港海上保安航空基地又は事故現場に近い適当な場所若しくは船艇とする。

2 事故対策連絡調整本部への報告等

(1) 関係機関は、次の事項について事故対策連絡調整本部へ報告するとともに、関係職員を必要期間常駐させ必要な調整を図る。

ア 被害状況、災害応急対策実施状況に関すること。

イ その他各機関等が事故対策連絡調整本部へ報告することが適当と認める事項に関すること。

(2) 事故対策連絡調整本部は、前項の報告及び調整の要請を受けたときは、各機関と協議のうえ必要な措置をとる。

第2節 航空災害応急対策

府、地元市町村をはじめ防災関係機関は、航空機の墜落等による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

第1 府の組織動員

府は、大規模な航空事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制及び動員配備体制

(1) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理対策指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

ア 設置基準

- (ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な航空事故による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急処理事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- (エ) その他知事が認めたとき

ウ 所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (エ) 災害対策本部の設置に関すること
- (オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

(2) その他

その他の組織体制及び動員配備体制は、第1節海上災害応急対策に準じる。

第2 大阪国際空港

1 範囲

大阪国際空港及びその周辺

2 航空機事故応急対策本部の設置

大阪空港事務所長は必要に応じ、航空機事故応急対策本部を設置し、事故処理業務全般にわたる防災関係機関の総合連絡調整、情報の収集・管理、政府対策本部等に対する報告・調整等の業務を行い、迅速かつ的確な事故処理を実施する。

〔防災関係機関〕

大阪空港事務所、府、府警察、地元市、地元医療機関、日本赤十字社大阪府支部、その他必要と認められる機関

3 現場合同指揮所の設置（空港施設内の場合）

大阪空港事務所長は必要に応じ、現場合同指揮所を設置し、現場における防災関係機関相互の連絡・調整等を行う。

4 応援体制

(1) 協定等による応援体制

大阪空港事務所、地元市をはじめ防災関係機関は、協定等に基づき、迅速かつ的確な消火救難活動を実施する。

ア 消防活動に関する相互応援協定等

イ 医療救護に関する協定

ウ 大阪国際空港消火救難協力隊（空港施設内の場合）

(2) 自衛隊の災害派遣要請

大阪空港事務所長又は知事は、必要があると認める時は、自衛隊法第83条の規定に基づき、派遣要請を行う。

5 情報通信連絡及び広報

(1) 情報通信連絡系統

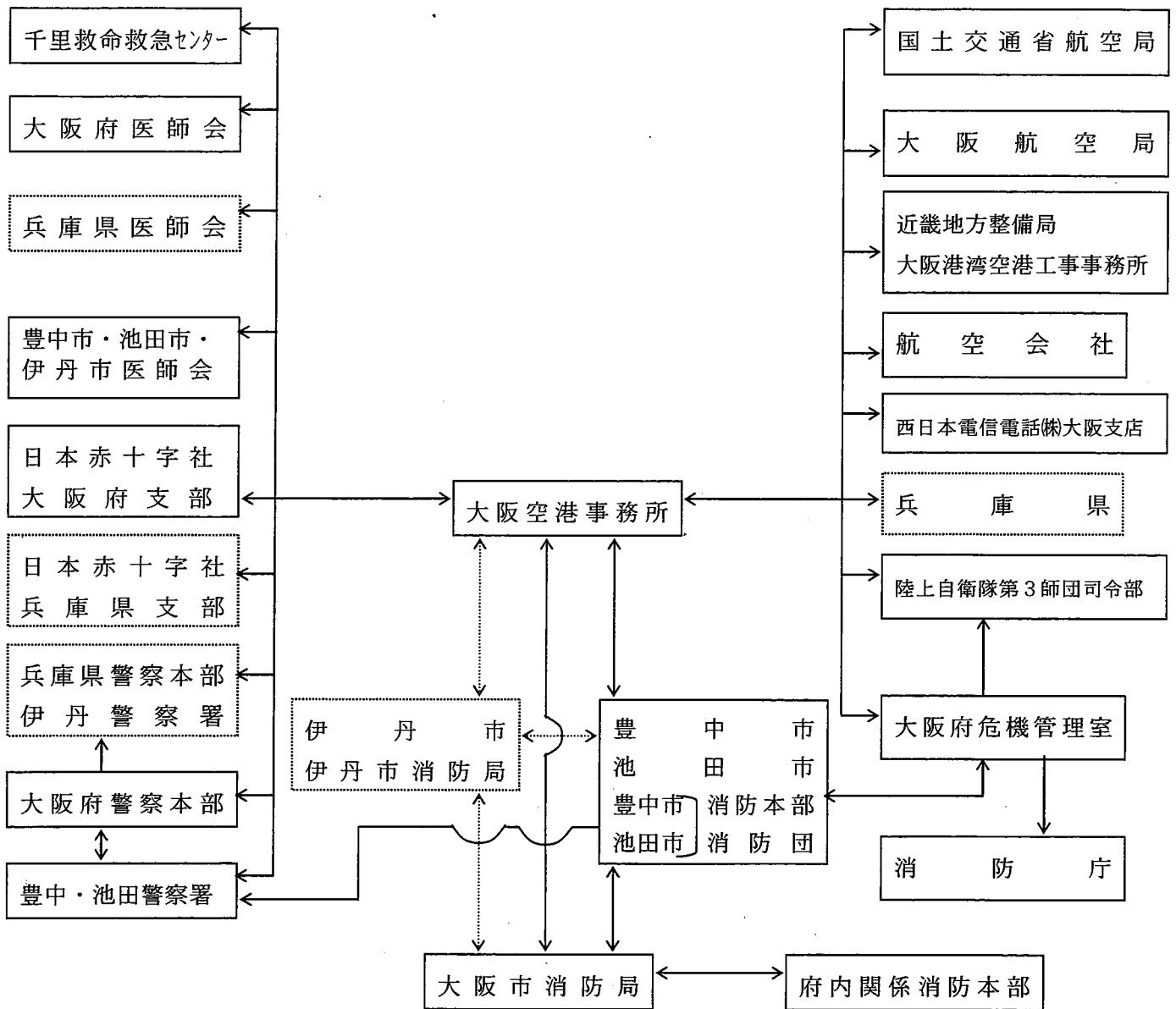
基本経路は別図1のとおりとするが、必要に応じ、それぞれ他の防災関係機関に必要な事項について連絡する。また、発見者から通報を受けた機関は、速やかに他の防災関係機関に連絡する。

(2) 災害広報

大阪空港事務所は、利用者の混乱を防止するため、適切な案内放送を行う。
また、防災関係機関は、被害状況等について、報道機関を通じ、住民等に対して広報を行う。

別図1〔連絡系統図 大阪国際空港〕

(注) 事故の発生場所、態様及び規模により連絡先を選定する。



6 応急活動

防災関係機関は、被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、主として次に掲げる応急活動を実施する。

(1) 大阪空港事務所

- ア 消火・救助・救急活動
- イ 救護地区の設置及び医療資機材の配置（空港施設内の場合）
- ウ 救護地区及び事故現場周辺等の警備（空港施設内の場合）
- エ 負傷者数及び搭乗者の把握
- オ 遺体仮収容所の設置（空港施設内の場合）
- カ 臨時ヘリパット、ヘリ飛行ルートを選定
- キ 避難誘導（空港施設内の場合）

- (2) 府
 - 防災関係機関との連絡調整
- (3) 府警察
 - ア 救出・救助活動
 - イ 事故現場付近及び救護地区等の警戒警備
 - ウ 事故現場周辺地域の交通規制
 - エ 遺体の検視（見分）及び身元確認
- (4) 地元市
 - ア 消火・救助・救急活動
 - イ 救護地区の設置
 - ウ 避難勧告・指示・誘導
 - エ 遺体収容所の設置
- (5) 医療関係機関
 - ア 医療救護班の編成及び派遣
 - イ 医療救護活動
 - ウ 遺体の検案
- (6) 日本赤十字社大阪府支部
 - ア 救護班の派遣
 - イ 医療救護活動
 - ウ 血液の輸送及び供給
 - エ 遺体の洗浄・縫合
- (7) 西日本電信電話株式会社大阪支店
 - 通信手段の確保
- (8) 大阪国際空港消火救難協力隊（空港施設内の場合）
 - ア 消火活動の支援
 - イ 救護地区設置及び医療資機材配置の支援
 - ウ 負傷者の搬送
 - エ その他協定に基づく活動

第3 関西国際空港

1 範囲

関西国際空港の周辺

（関西国際空港島内で災害が発生した場合には、大阪府石油コンビナート等防災計画による。）

2 航空事故総合対策本部の設置

関西空港事務所長は必要に応じ、関西空港事務所内に航空事故総合対策本部を設置し、事故処理業務全般にわたる防災関係機関との総合連絡調整、情報の収集・管理、政府対策本部等に対する報告・調整等の業務を行い、迅速かつ的確な事故処理を実施する。

〔防災関係機関〕

関西空港事務所、関西空港海上保安航空基地、府、府警察、地元市町、地元医療機関、日本赤十字社大阪府支部、関西国際空港株式会社、その他必要と認められる機関

3 現地調整本部の設置

関西国際空港株式会社は必要に応じ、現地調整本部を設置し、消火救難・救急医療活動全般に係る防災関係機関相互の連絡・調整及び情報の共有化を図る。

4 応援体制

(1) 協定等による応援体制

関西国際空港株式会社、地元市町をはじめ防災関係機関は、協定等に基づき、迅速かつ的確な消火救難活動を実施する。

ア 消防活動に関する相互応援協定等

イ 医療救護に関する協定

ウ 関西国際空港消火救難協力隊

(2) 自衛隊の災害派遣要請

関西空港事務所長、知事又は第五管区海上保安本部長は、必要があると認めるときは、自衛隊法第83条の規定に基づき、災害派遣要請を行う。

5 情報通信連絡及び広報

(1) 情報通信連絡系統

基本経路は別図2のとおりとするが、必要に応じ、それぞれ他の防災関係機関に必要な事項について連絡する。また、発見者から通報を受けた機関は、速やかに他の防災関係機関に連絡する。

(2) 災害広報

防災関係機関は、被害状況等について、報道機関を通じ、住民等に対して広報を行う。

6 応急活動

防災関係機関は、被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、主として次に掲げる応急活動を実施する。

(1) 関西国際空港株式会社

(関西国際空港緊急計画の対象範囲内の場合)

ア 消火・救助・救急活動（避難誘導を含む）

イ 救護地区の設置及び医療資器材の配置

ウ 救護地区及び事故現場周辺等の警備

エ 連絡橋及び制限区域内への入場制限

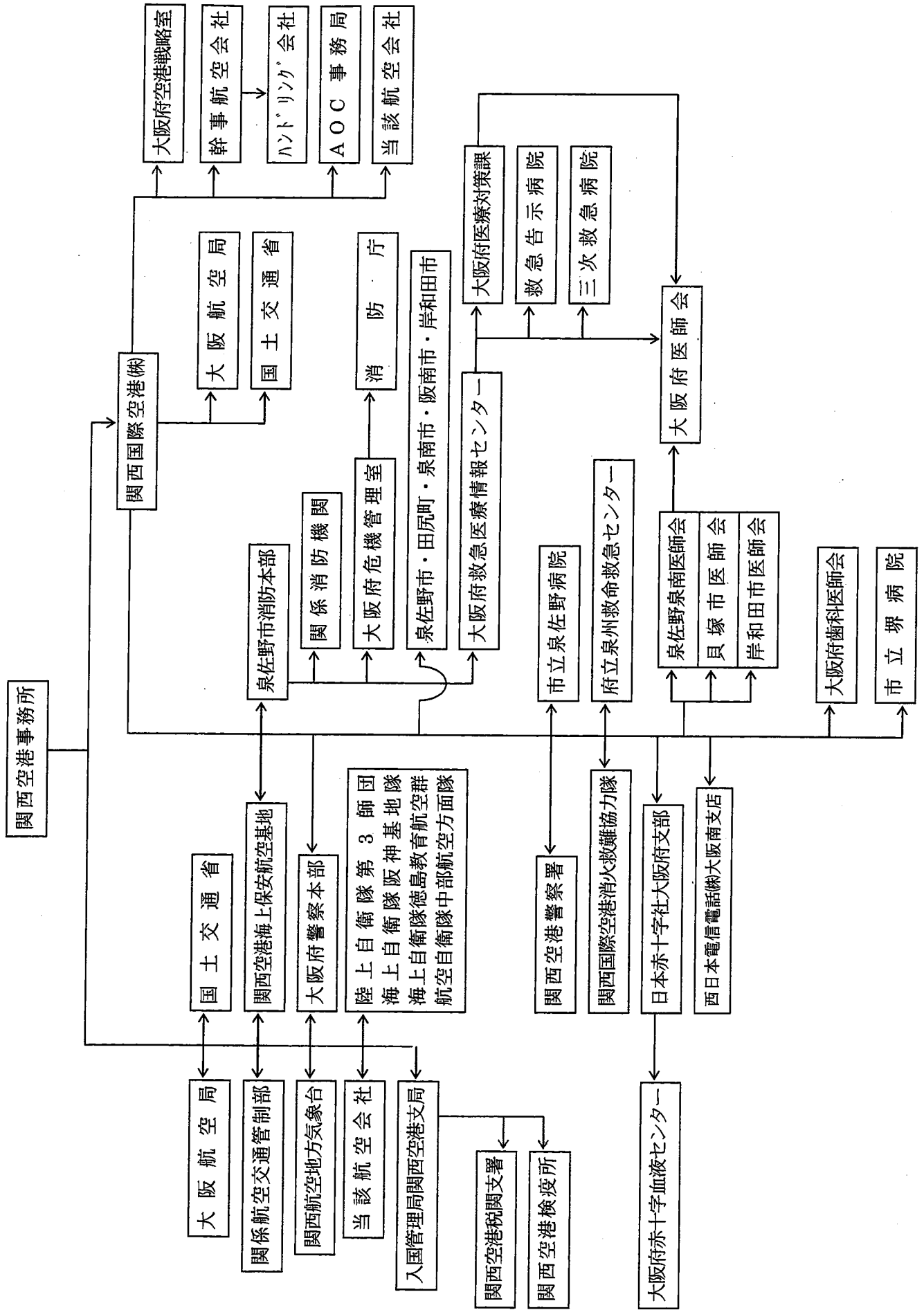
オ 負傷者数及び搭乗者の把握

カ 遺体仮収容所の設置

キ 制限区域内の誘導

ク 救助用船の手配

別図2 (連絡系統図 関西国際空港)
 (注)事故の発生場所、態様及び規模により連絡先を選定する。



- (2) 関西空港事務所
 - ア 臨時ヘリパット、ヘリ飛行ルートの設定
 - イ 負傷者数及び搭乗者の把握
- (3) 関西空港海上保安航空基地
 - ア 消火・救助活動
 - イ 負傷者の搬送
 - ウ 事故現場付近の警戒警備
 - エ 事故現場周辺海域の交通規制
 - オ 行方不明者の捜索
 - カ 遺体の検視（見分）及び身元確認
 - キ 流出油の防除
- (4) 府
 - 防災関係機関との連絡調整
- (5) 府警察
 - ア 救出・救助活動
 - イ 事故現場付近及び救護地区等の警戒警備
 - ウ 事故現場周辺地域の交通規制
 - エ 遺体の検視（見分）及び身元確認
- (6) 地元市町
 - ア 消火・救助・救急活動
 - イ 救護地区の設置
 - ウ 避難勧告・指示・誘導
 - エ 遺体収容所の設置
- (7) 医療関係機関
 - ア 医療救護班の編成及び派遣
 - イ 医療救護活動
 - ウ 遺体の検案
- (8) 日本赤十字社大阪府支部
 - ア 救護班の派遣
 - イ 医療救護活動
 - ウ 血液の輸送及び供給
 - エ 遺体の洗浄・縫合
- (9) 西日本電信電話株式会社大阪南支店
 - 通信手段の確保
- (10) 関西国際空港消火救難協力隊
(関西国際空港緊急計画の対象範囲内の場合)
 - ア 情報の収集及び連絡
 - イ 救護地区の設置及び医療資器材の配置
 - ウ 避難誘導
 - エ 負傷者の搬送
 - オ 通訳の配置

第4 八尾空港

1 範囲

八尾空港

2 航空機事故応急対策本部等の設置

八尾空港事務所長は必要に応じ、航空機事故応急対策本部を設置し、事故処理業務全般にわたる防災関係機関との総合連絡調整、情報の収集・管理、政府対策本部等に対する報告・調整等の業務を行い、迅速かつ的確な事故処理を実施する。

〔防災関係機関〕

八尾空港事務所、府、府警察、地元市、地元医療機関、その他必要と認められる機関

3 現場合同指揮所の設置

八尾空港事務所長は必要に応じ、現場合同指揮所を設置し、現場における防災関係機関相互の連絡・調整等を行う。

4 応援体制

(1) 協定等による応援体制

八尾空港事務所、地元市をはじめ防災関係機関は、協定等に基づき、迅速かつ的確な消火救難活動を実施する。

ア 消火救難活動に関する協定等

イ 八尾空港消火救難隊

(2) 自衛隊の災害派遣要請

八尾空港事務所長又は知事は、必要があると認める時は、自衛隊法第83条の規定に基づき、派遣要請を行う。

5 情報通信連絡及び広報

(1) 情報通信連絡系統

基本経路は別図3のとおりとするが、必要に応じ、それぞれ他の防災関係機関に必要な事項について連絡する。また、発見者から通報を受けた機関は、速やかに他の防災関係機関に連絡する。

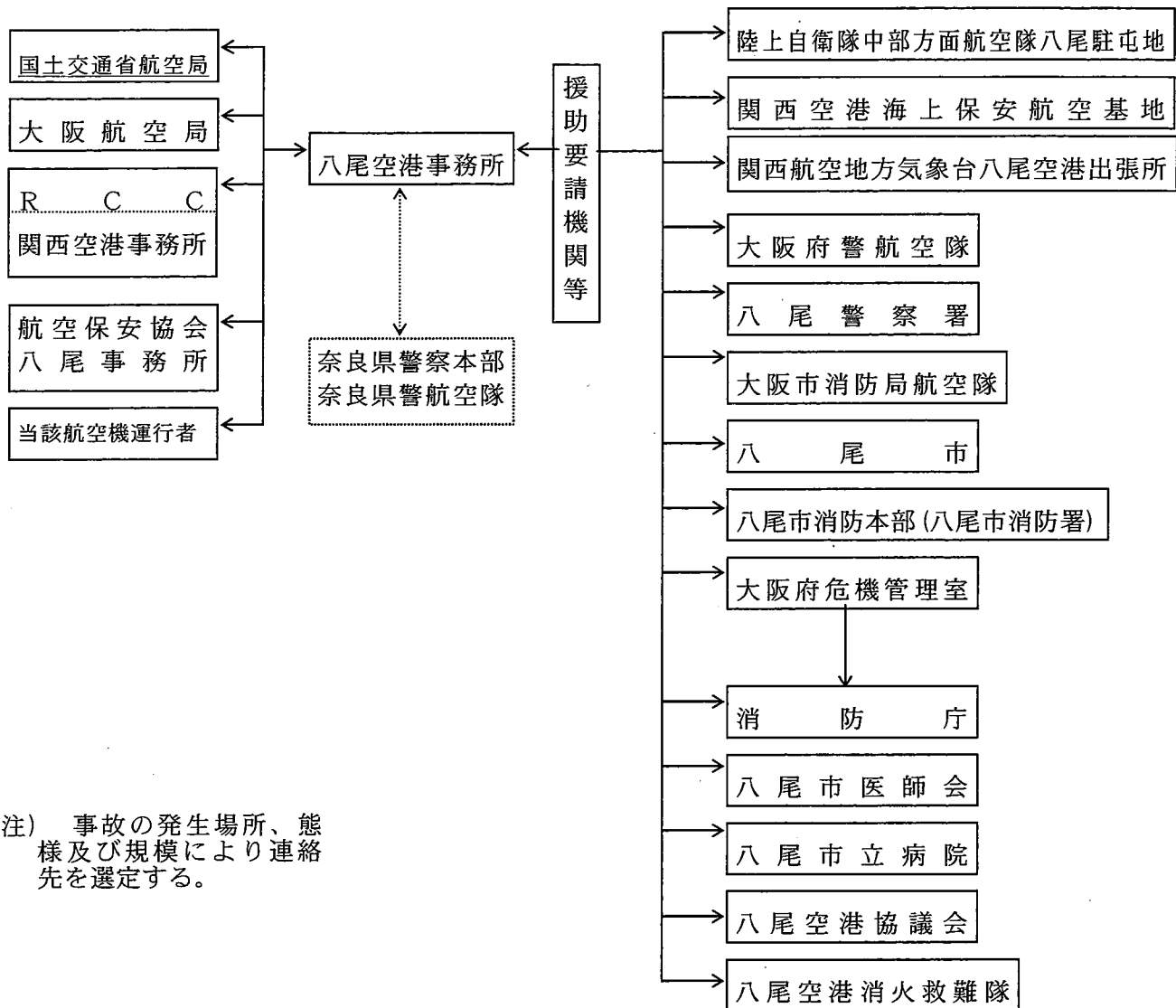
(2) 災害広報

防災関係機関は、被害状況等について、報道機関を通じ、住民等に対して広報を行う。

6 応急活動

八尾空港事務所、府、府警察、地元市等は、被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、消火・救助・救急活動等の応急活動を実施する。

別図3〔連絡系統図 八尾空港〕



(注) 事故の発生場所、態
様及び規模により連絡
先を選定する。

第5 その他の地域

空港及びその周辺以外の地域において災害が発生した場合には、府、市町村をはじめ防災関係機関は、空港事務所と緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

第3節 鉄道災害応急対策

鉄軌道事業者及び府、市町村その他の防災関係機関は、列車の衝突等の大規模事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

第1 府の組織動員

府は、大規模な鉄道事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制及び動員配備体制

(1) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理対策指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

ア 設置基準

(ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な鉄道事故による災害が発生したと判断したとき

(イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

(ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき

(イ) 災害対策本部が設置されたとき

(ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき

(エ) その他知事が認めたとき

ウ 所掌事務

(ア) 情報の収集・伝達に関すること

(イ) 職員の配備に関すること

(ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること

(エ) 災害対策本部の設置に関すること

(オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

(2) その他

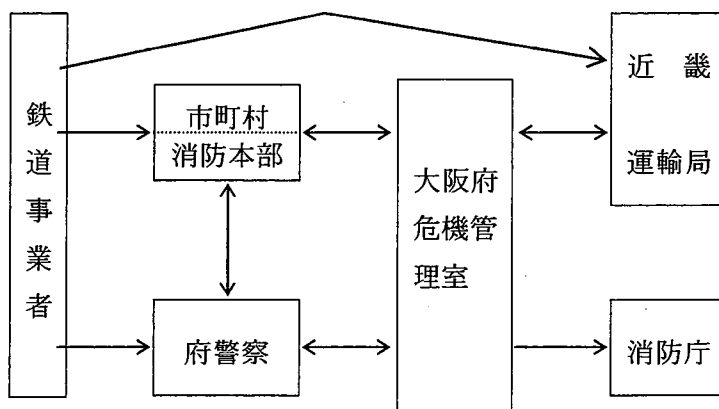
その他の組織体制及び動員配備体制は、第1節海上災害応急対策に準じる。

第2 情報収集伝達体制

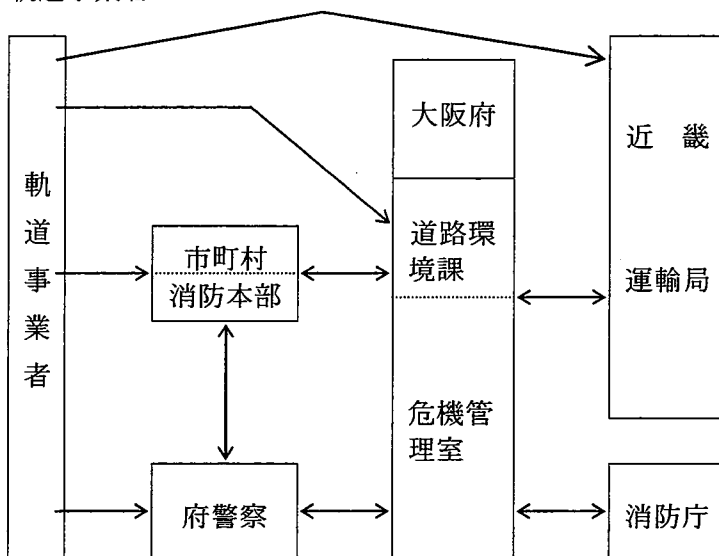
大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。

1 情報収集伝達経路

(1) 鉄道事業者



(2) 軌道事業者



2 収集伝達事項

- (1) 事故の概要
- (2) 人的被害の状況等
- (3) 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等
- (4) 応援の必要性
- (5) その他必要な事項

第3 鉄軌道事業者の災害応急対策

鉄軌道事業者は、速やかに災害応急対策を実施する。

1 災害の拡大防止

速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

2 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動を行う。

3 代替交通手段の確保

他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

4 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を適切に関係者等へ伝達する。

第4節 道路災害応急対策

道路管理者及び府、市町村その他の防災関係機関は、道路構造物の被災に伴う大規模事故又は重大な交通事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

第1 府の組織動員

府は、大規模な道路事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制及び動員配備体制

(1) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

ア 設置基準

- (ア) 防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な道路事故による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- (エ) その他知事が認めたとき

ウ 所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (エ) 災害対策本部の設置に関すること
- (オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

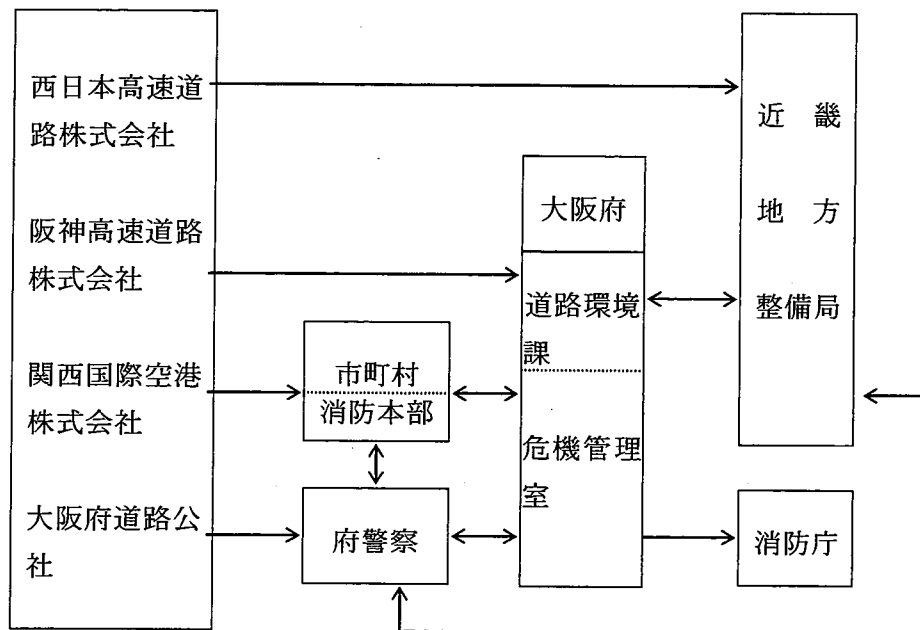
(2) その他

その他の組織体制及び動員配備体制は、第1節海上災害応急対策に準じる。

第2 情報収集伝達体制

大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。

1 情報収集伝達経路



2 収集伝達事項

- (1) 事故の概要
- (2) 人的被害の状況等
- (3) 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等
- (4) 応援の必要性
- (5) その他必要な事項

第3 道路管理者の災害応急対策

道路管理者は、速やかに災害応急対策を実施する。

1 災害の拡大防止

速やかに被災者の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

2 危険物等の流出対策

他の防災関係機関と協力し、直ちに、防除活動、避難誘導を行い、危険物等による二次災害の防止に努める。

3 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動に協力する。

4 施設の応急復旧

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の交通確保に努める。

5 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を適切に関係者等へ伝達する。

第5節 危険物等災害応急対策

防災関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図る。

なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

第1 府の組織動員

府は、大規模な危険物等事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制及び動員配備体制

(1) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

ア 設置基準

(7) 防災・危機管理指令部が災害情報により、府域及びその周辺において大規模な危険物等の事故による災害が発生したと判断したとき

(1) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

(7) 災害応急対策がおおむね完了したとき

(1) 災害対策本部が設置されたとき

(9) 政府において武力攻撃事態等又は緊急処理事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき

(1) その他知事が認めたとき

ウ 所掌事務

(7) 情報の収集・伝達に関すること

(1) 職員の配備に関すること

(9) 関係機関等との連絡調整に関すること

(1) 災害対策本部の設置に関すること

(9) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

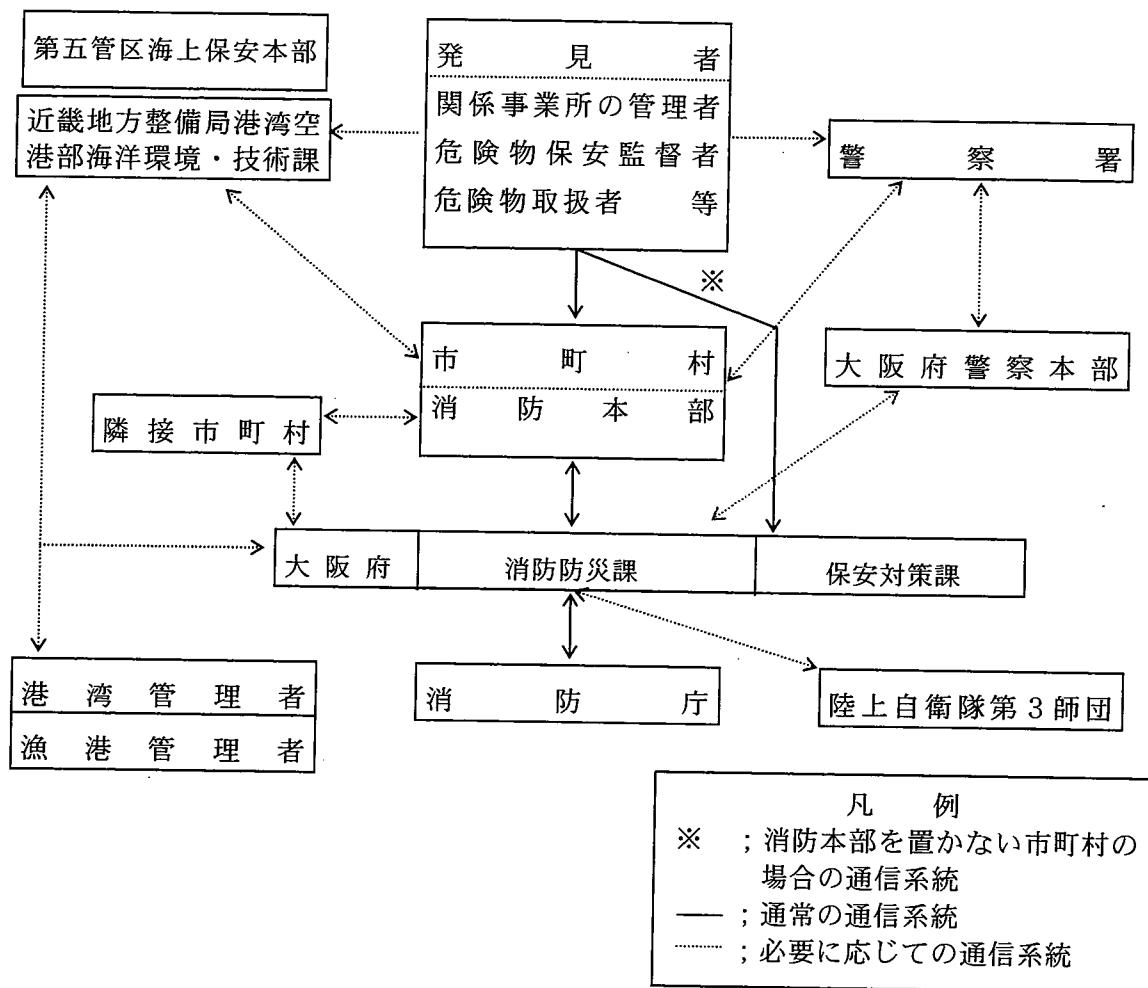
(2) その他

その他の組織体制及び動員配備体制は、第1節海上災害応急対策に準じる。

第2 危険物災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



2 市町村、府

- (1) 市町村（消防本部及び消防署を置かない市町村の場合は府）は、関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。
- (2) 市町村（消防本部及び消防署を置かない市町村の場合は府）は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、災害の拡大を防止するため、自衛消防組織等による災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携等必要な措置を講ずるよう指導する。
- (3) 市町村は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

3 府警察

- (1) 危険物の流出、火災爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市町村等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域設定、交通規制

等災害拡大防止の措置を行う。

- (2) 火災等の災害が危険物施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市町村等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

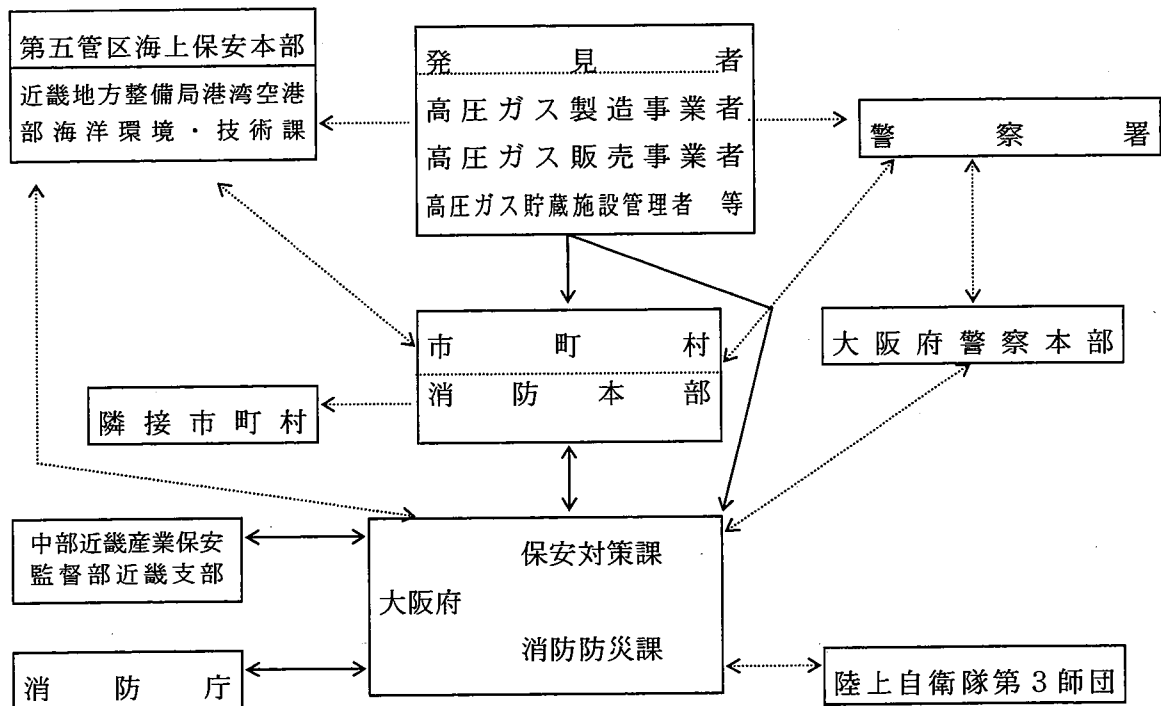
4 事業者

- (1) 危険物による大規模な事故が発生した場合、市町村（消防本部及び消防署を置かない市町村の場合は府）にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 危険物による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

第3 高圧ガス災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



凡例
—— ; 通常の通信系統
- - - - ; 必要に応じての通信系統

2 市町村

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

3 府、中部近畿産業保安監督部近畿支部

関係機関と密接な連携をとり、製造若しくは販売のための施設等の使用一時停止すべきことを命じること、高圧ガスを取り扱う者に対し貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること、容器の所有者又は占有者に対しその廃棄又は所在場所の変更を命じること等の緊急措置を講ずる。

4 府警察

- (1) 高圧ガスの流出、火災、爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市町村等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が高圧ガス施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市町村等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保全措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

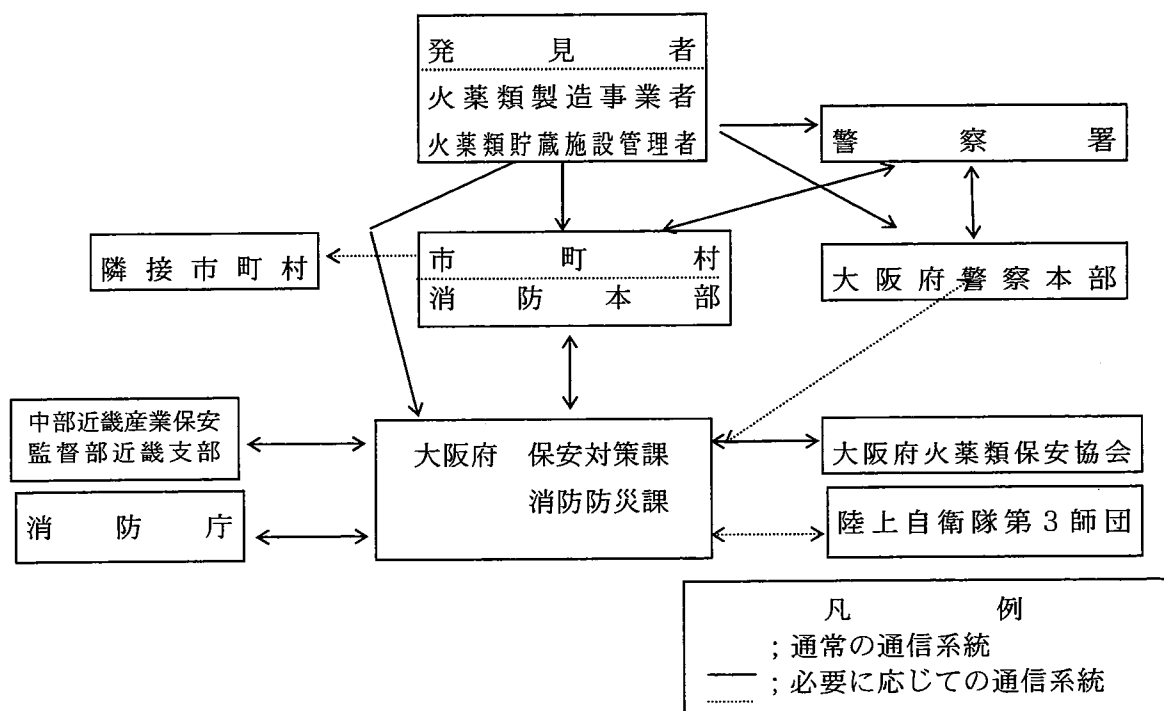
5 事業者

高圧ガスによる大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行い、府及び市町村にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。

第4 火薬類災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



2 市町村

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

3 府、中部近畿産業保安監督部近畿支部

関係機関と密接な連絡を図り、施設の使用停止、火薬の運搬停止等の必要な緊急措置を講ずる。

4 府警察

- (1) 火薬類の爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市町村等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を講ずる。
- (2) 火災等の災害が火薬類貯蔵所に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市町村等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等災害拡大防止の措置を講ずる。

5 事業者

- (1) 火薬類による大規模な事故が発生した場合、府及び市町村にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 火薬類による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を講ずる。

第5 毒物劇物災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、別図により行う。

2 市町村

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

3 府

- (1) 毒物劇物施設が、災害により被害を受け、毒物劇物が飛散漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は、そのおそれがある際は、施設等の管理責任者に対し、危害を防止するための除毒等の応急措置を講じるよう指示する。
- (2) 関係機関との連携を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努め、住民等の避難や広報等の必要な措置を行う。

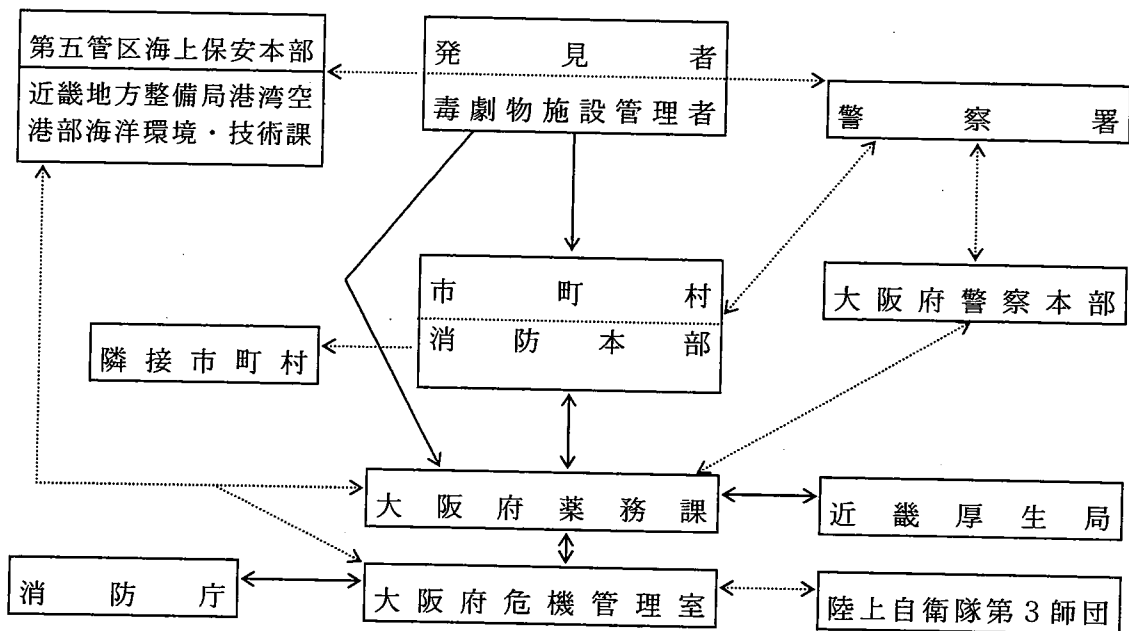
4 府警察

- (1) 毒物劇物の流出等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市町村等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が毒物劇物の貯蔵施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市町村等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

5 事業者

- (1) 毒物劇物による大規模な事故が発生した場合、府及び市町村にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 毒物劇物による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

〔別図〕



凡 例

— ; 通常通信系統

..... ; 必要に応じての通信系統

第6節 高層建築物、地下街、市街地災害応急対策

高層建築物等の災害に対処するため、関係機関は、それぞれの態様に応じた防災に関する計画に基づき、次の各種対策を実施する。

なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

第1 府の組織動員

府は、大規模な高層建築物、地下街又は市街地火災等による災害が発生し、若しくは災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制及び動員配備体制

(1) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

ア 設置基準

- (ア) 大阪府防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な高層建築物、地下街又は市街地火災等による災害が発生したと判断したとき
- (イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (イ) 大阪府災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急処理事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- (エ) その他知事が認めたとき

ウ 所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (エ) 大阪府災害対策本部の設置に関すること
- (オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始する。

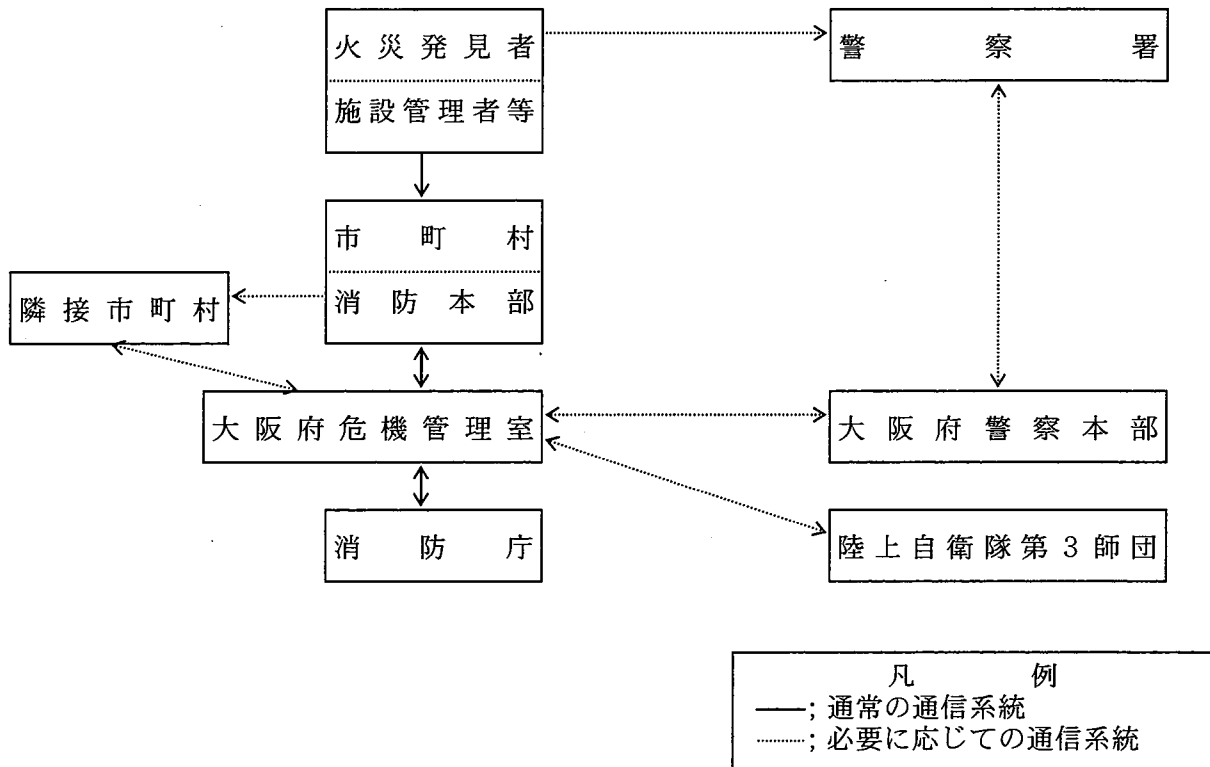
(2) その他

その他の組織体制及び動員配備体制は、第1節海上災害応急対策に準じる。

第2 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

1 通報系統



第3 火災の警戒

1 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市町村長に伝達する。

実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内(生駒山地の山頂部付近を除く)のいずれかで、最大風速(10分間平均風速の最大値)が10m/sとなる見込みのとき
但し、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。

2 火災警報

市町村長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

3 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、市町村条例で定める火の使用の制限に従う。

4 住民への周知

市町村は、市町村防災行政無線、広報車、警鐘、航空機などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

第4 市町村

市町村は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、必要な措置又は対策を実施する。
なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

1 ガス漏洩事故

- (1) 消防活動体制の確立
- (2) ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定
- (3) 火災警戒区域の設定

範囲は、地下街にあっては、原則として、当該地下街全体及びガス漏れ場所から半径100 m以上の地上部分に設定する。

- (4) 避難誘導

避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、府警察等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。

- (5) 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

- (6) ガスの供給遮断

ア ガスの供給遮断は、大阪ガス株式会社が行う。

イ 大阪ガス株式会社の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガス株式会社に連絡する。

2 火災等

消防機関は、災害の状況に応じ次の消火・救助・救急措置を実施する。

- (1) 救助活動体制の早期確立と出場小隊の任務分担
- (2) 活動時における情報収集、連絡
- (3) 排煙、進入時等における資機材の活用対策
- (4) 高層建築物、地下街等の消防用設備の活用
- (5) 高層建築物における屋上緊急離着陸場等の活用
- (6) 浸水、水損防止対策

3 広域応援体制

- (1) 市街地における火災が延焼・拡大し、被災市町村単独では十分に火災防ぎょ活動が実

施できない場合には、隣接市町村、府、府警察などに応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、第五管区海上保安本部に応援を要請する。

- (2) 府は、市町村から要請があったとき又は緊急の必要があるとき、隣接市町村に対し、消防相互応援の実施、その他災害応急対策に関し必要な指示をする。

第5 府警察

府警察は、災害状況に応じ次の警備措置を実施する。

1 警備本部等の設置

幹部の早期現場急行により現地指揮体制を確立し、警備本部を設置する。

2 救出救助

被災者の有無の確認及び速やかな救出救助活動と消防機関、救護機関等と連携協力した負傷者の救護搬送措置を行う。

3 避難誘導

避難経路、方向、避難先の明示と危険箇所への要員配置による各種資機材を活用した安全、迅速な避難誘導を行う。

4 警戒区域の設定

二次災害防止を図るための広範囲の警戒区域の設定を行う。

5 交通規制

救出救助活動及び復旧作業の迅速円滑を図るために必要な交通規制を実施する。

6 その他

府警察は、関係機関との密接な連携のもと、市町村が行う消火・救助・救急活動を支援する。

また、市町村その他防災関係機関との連携による被害調査、事故原因の究明及び遺体の検視（見分）等所要の措置をとる。

第6 大阪ガス株式会社

災害発生の場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

- 1 緊急の場合には、特定の地下街に設けた緊急遮断弁又は地上操作遮断弁等により、ガスの供給を停止する。
- 2 遮断後のガスの供給再開にあたっては、消防機関の現場最高指揮者に連絡のうえ行う。

第7 高層建築物、地下街の管理者等

- 1 ガス漏れ、火災等が発生した場合、高層建築物、地下街の管理者等は、消防機関等へ通報するとともに、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- 2 高層建築物、地下街の管理者等は、防災計画書等に基づき住民の避難誘導を行う。
- 3 関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

第7節 林野火災応急対策

市町村をはじめとする防災関係機関は、林野において火災が発生するおそれがある場合は、火災警戒活動を実施する。大規模な林野における火災が発生した場合には、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動等を実施するものとする。また、関係機関は、迅速かつ組織的に対処し人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

第1 府の組織動員

府は、大規模な林野の火災による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

1 組織体制及び動員配備体制

(1) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

防災・危機管理指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

ア 設置基準

(ア) 大阪府防災・危機管理指令部が災害情報により、府域及びその周辺において大規模な林野の火災による災害が発生したと判断したとき

(イ) その他知事が必要と認めたとき

イ 廃止基準

(ア) 災害応急対策がおおむね完了したとき

(イ) 大阪府災害対策本部が設置されたとき

(ウ) 政府において武力攻撃事態等又は緊急処理事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき

(エ) その他知事が認めたとき

ウ 所掌事務

(ア) 情報の収集・伝達に関すること

(イ) 職員の配備に関すること

(ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること

(エ) 大阪府災害対策本部の設置に関すること

(オ) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

エ 地域警戒班の活動開始

管内各地域の災害対策に係る情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の活動とあわせて、当該地域の地域警戒班は活動を開始

する。

(2) その他

その他の組織体制及び動員配備体制は、第1節海上災害応急対策に準じる。

第2 市町村の活動体制

林野火災の規模に応じた本部体制をとり、火災防ぎょ活動を行う。

1 組織体制

- (1) 現地指揮本部の設置
- (2) 市町村現地対策本部の設置
- (3) 市町村林野火災対策本部等の設置
- (4) 災害対策本部の設置

2 活動内容

市町村及び消防機関は、災害状況に応じ次の消火等の応急措置を実施する。

- (1) 林野における火災発生のお知らせがあった場合、直ちに現地指揮本部を設置し、府警察等関係機関と連携協力して、火災防ぎょ活動を行う。
- (2) 隣接市町村等に応援要請を行った場合、発災地の市町村に現地対策本部を設置する。
- (3) 火災の規模等が通報基準に達したとき、府に即報を行う。
- (4) 火災が拡大し、市町村単独では十分に対処できないと判断するときは、応援協定等に基づく隣接市町村等への応援出動準備の要請を行う。
- (5) 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- (6) 警戒区域、交通規制区域の指定
- (7) 空中消火の要請又は知事への依頼
- (8) 消防庁又は知事に対する広域航空消防の応援要請、自衛隊に対する災害派遣要請についての検討
- (9) 応援部隊の受入れ準備

第3 防災関係機関等の活動体制

1 近畿中国森林管理局

- (1) 国有林野で火災が発生したときは、職員を派遣し状況把握を行う。
- (2) 市町村現地対策本部等が設置されたときは、その指示に従い活動する。

2 府警察

市町村、その他関係機関との連携を密にし、負傷者等の救助にあたるとともに拡大防止を図るため必要な警戒警備、交通規制等の措置をとる。

3 林業関係事業者

林業関係事業者は、消防機関、警察、府等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努める。

第4 火災通報等

1 通報基準

(1) 市町村は、林野における火災の規模等が府の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、府に即報を行う。その後1時間ごとに状況を通報する。

ア 焼損面積5ha以上と推定される場合

イ 覚知後3時間を経過しても鎮火できない場合

ウ 空中消火を要請する場合

エ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合

(2) 府は、林野における火災の規模等が消防庁の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、消防庁に速報を行う。その後新たな情報を入手のつど報告する。

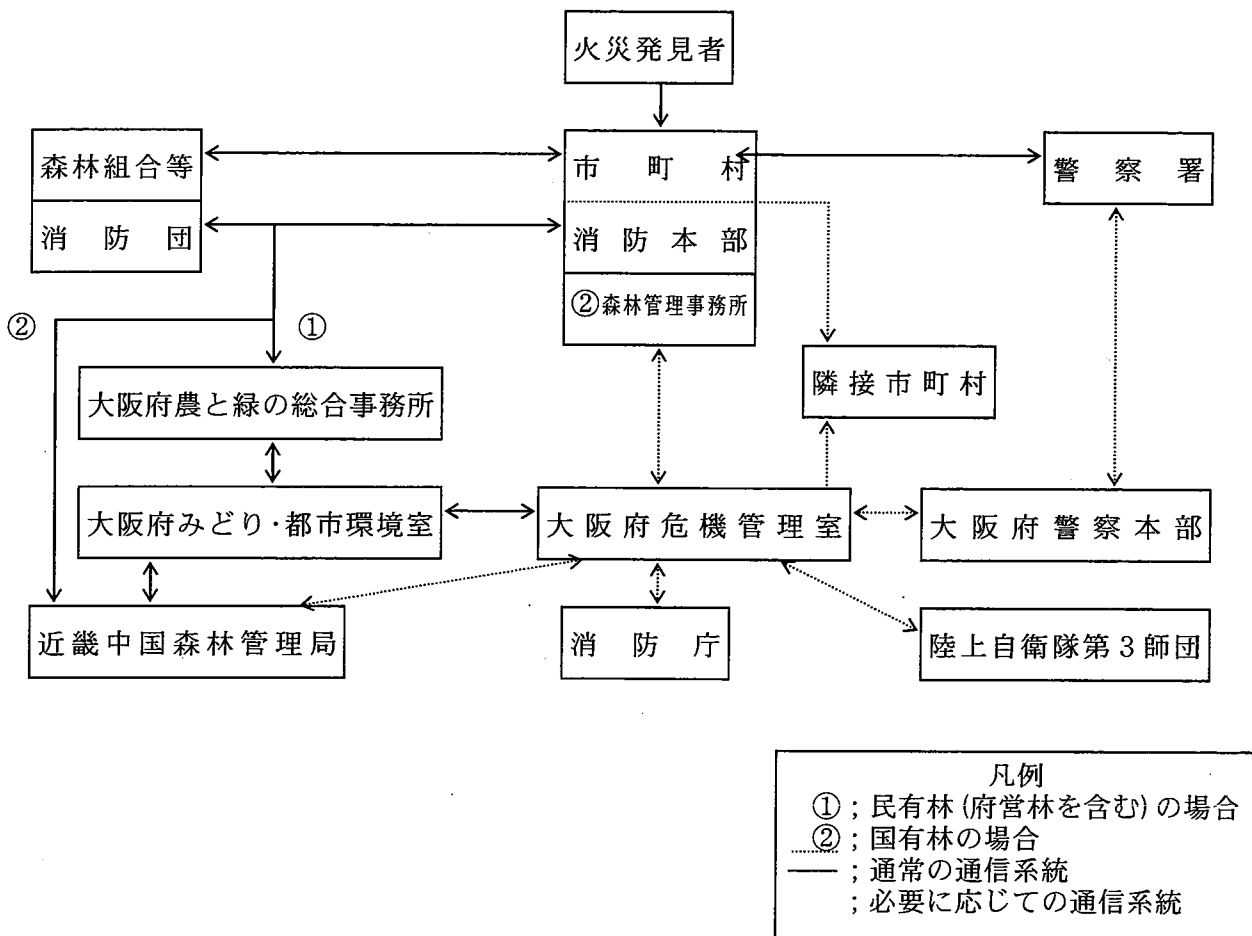
ア 焼損面積10ha以上と推定される場合

イ 空中消火を要請した場合（大阪市消防ヘリによるものを含む）

ウ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合

2 通報連絡体制

林野における火災の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



第5 火災の警戒

1 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市町村長に伝達する。

実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内(生駒山地の山頂部付近を除く)のいずれかで、最大風速(10分間平均風速の最大値)が10m/sとなる見込みのとき但し、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。

2 火災警報

市町村長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

3 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、市町村条例で定める火の使用の制限に従う。

4 住民への周知

市町村は、市町村防災行政無線、広報車、警鐘、航空機などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

[災害復旧・復興対策]

第1章

災害復旧対策

第1節 復旧事業の推進

府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害発生後の府民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進する。

第1 被害の調査

府は、市町村をはじめ被害を受けた機関の協力を得て、直接的被害額及び復旧事業に要する額等必要な事項を調査し、国に報告する。

第2 公共施設等の復旧

1 復旧事業計画の作成

府、市町村をはじめ防災関係機関は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成するとともに、法律又は予算の範囲内で、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

2 復旧完了予定時期の明示

府、市町村をはじめ防災関係機関は、復旧完了予定時期の明示に努める。

第3 激甚災害の指定

府は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、激甚災害法という。）及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずる。

第4 激甚災害指定による財政援助

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 2 農林水産業に関する特別の助成
- 3 中小企業に関する特別の助成
- 4 その他の特別の財政援助及び助成

第2節 被災者の生活確保

府及び市町村は、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、職業のあっせん、住宅の確保等を行う。

第1 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金

市町村は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより支給する。

(1) 暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

ア 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害

イ 府域において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害

ウ 府域において住家が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の災害

エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2つ以上ある場合の災害

(2) 次の場合、支給を制限する。

ア 死亡又は障害が、故意または重大な過失による場合

イ 別に厚生労働大臣が定める給付金が支給される場合

(3) 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。

(4) 災害障害見舞金は、法律第8条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

第2 災害援護資金・生活資金等の貸付

府、市町村及び社会福祉協議会は、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

1 災害援護資金貸付

市町村は、自然災害により府域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、府内居住の低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍）を対象とする。

第3 租税等の減免及び徴収猶予等

- 1 国は、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」に基づき、国税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
- 2 府は、地方税法及び大阪府税条例に基づき、府税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
 - (1) 申告、納入若しくは納付期限の延長
 - (2) 府税の還付又は減免
 - (3) 徴収猶予
 - (4) 滞納処分の執行停止、換価猶予
- 3 市町村は、地方税法及び条例に基づき、市町村税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
- 4 国は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に基づき、労働保険適用事業主の申請に応じて、労働保険料の納入期限延長の措置を講ずる。

第4 雇用機会の確保

府及び関係機関は、災害により離職した者に対する就職あっせん、被災事業者に対する雇用維持の要請に努める。

- 1 大阪労働局は、災害による離職者の把握に努め、その早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所を通じて速やかにあっせんを図る。
- 2 雇用保険の失業等給付に関する特例措置について、国は次の措置を講ずる。
 - (1) 災害により、失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、求職者給付を行う。
 - (2) 激甚災害法適用後、事業所が休業等をした場合、特例として求職者給付を行う。
- 3 府及び大阪労働局は、従業員解雇や新規採用者の内定取消の防止のため、関係団体の協力を得て、事業主に雇用維持を要請する。

第5 住宅の確保等

府及び市町村は、関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。

1 相談窓口の設置

府は、住宅に関する相談窓口を設置し、府民からの相談に応じるとともに、情報の提供を行う。

- (1) 公共住宅、民間住宅への入居に関する相談・情報の提供
- (2) 住宅修繕など建設者に関する相談・情報の提供
- (3) 住宅の新築・修繕の融資等に関する相談・情報の提供
- (4) 被災住宅に関する借地借家法等の相談・情報の提供

2 住宅復興計画の策定

府及び市町村は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実状に沿った施策を推進する。

3 公共住宅の供給促進

府及び市町村は、民間、住宅供給公社・都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

(1) 公営住宅、住宅供給公社・都市再生機構住宅の空き家活用

既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

(2) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

(3) 特定優良賃貸住宅の供給

自力での住宅確保が困難な被災者に対し、優良賃貸住宅のあっ旋を行う。

4 民間賃貸住宅の建設支援（大阪府民間賃貸住宅建設資金利子補給制度等）

府は、住宅金融支援機構を利用し、府が定める基準を満たした優良な民間賃貸住宅を建設する者に対して利子補給を行い、被災住民の住宅としても活用できる賃貸住宅の供給を図る。

5 災害復興住宅資金の貸付

住宅金融支援機構は、住宅に被害を受けた者に対して、災害復興住宅資金（建設・補修）の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

6 罹災都市借地借家臨時処理法の適用申請

市町村は、建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。

第6 被災者生活再建支援金

1 被災者生活再建支援金の支給

府は、市町村からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」の適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

2 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の

観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記①～③に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害。

(3) 支給対象世帯

自然災害により、

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

(4) 支給金額

支給額は、以下の「ア」「イ」の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

- ・上記(3)①～③の世帯 100万円
- ・上記(3)④の世帯 50万円

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

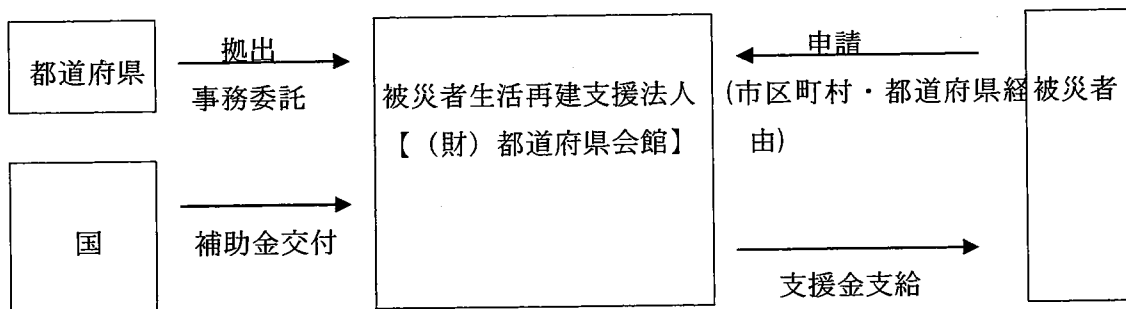
- ・住宅を建設又は購入した場合 200万円
- ・住宅を補修した場合 100万円
- ・住宅を賃借した場合（公営住宅を除く） 50万円

※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは次図のとおり。



(所管：内閣府) (支援金の1/2)

第7 り災証明書の交付

市町村は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期にり災証明書の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。

第3節 中小企業の復旧支援

府は、被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずる。

第1 府の措置

- 1 中小企業の被害状況について速やかに調査し、再建資金の需要を把握する。
- 2 中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請する。
- 3 中小企業の災害復旧を支援するための災害融資制度を実施する。
- 4 資金貸付手続きの簡易迅速化、既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減などの特別措置を中小企業信用保証協会等に要請し、協力を求める。
- 5 市町村、中小企業関係団体を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

第2 資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者等の復旧を促進し生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を融資する。

1 政府系金融機関の融資

- (1) 中小企業金融公庫
災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。
- (2) 国民金融公庫
据置期間、償還期間の延長及び利率の引き下げを行う。
- (3) 商工組合中央金庫
災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。

2 府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資

被災した中小企業者等に対し、災害復旧または経営安定のための資金を貸し付ける。

第4節 農林漁業関係者の復旧支援

府は、被災した農林漁業関係者の施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るため、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずる。

第1 府の措置

- 1 農林漁業関係者の被害状況について速やかに調査し、再建資金の需要を把握する。
- 2 株式会社日本政策金融公庫、農業協同組合等の融資機関に対して、災害関連資金の円滑な融通について協力を要請する。
- 3 被災した農林漁業関係者の既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減などの特別措置を融資機関に要請し、協力を求める。
- 4 「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下、天災融資法という。）の地域指定を受けるために必要な措置を講じ、融資枠の確保を国に要請するとともに、地域指定を受けて資金融通措置を講じた市町村には、利子補給金、損失補償金を交付する。
- 5 農林漁業セーフティネット資金の貸付適格審査認定事務の迅速かつ適正な処理に努める。
- 6 市町村、農林漁業関係団体を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

第2 資金の融資

融資機関は、被災した農林漁業者等の復旧を促進し生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を融資する。

1 天災融資資金（天災融資法）

- (1) 融資機関は、農林漁業関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、政令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。
- (2) 激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。

2 農林水産業資金

株式会社日本政策金融公庫は、災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業経営の再建に必要な資金を融資する。

3 大阪府農林漁業経営安定資金

融資機関は、天災等により経営に著しい影響を受けた農林漁業者に対して経営資金を融資する。府は、利子補給、損失補償の措置を講ずる。

〔災害復旧・復興対策〕

第 2 章

災害復興対策

第1節 基本方向の決定

府及び市町村は、大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じたことにより、地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等関係機関と協議を行い、中長期的課題の解決を図る計画的復興のための基本方向を定める。

第2節 復興計画の作成

- 1 被災地域の災害復興は、都市構造や産業基盤の改変を要するような複雑かつ高度な大規模事業となるため、府及び市町村は、復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的かつ速やかに復興を進める。復興計画は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。
- 2 府及び市町村は、住民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、住民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、住民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、住民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。

第3節 復興のための体制整備

府及び市町村は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行をはかるため、広域調整や国との連携などにより、必要な体制を整備する。

大阪府地域防災計画
基本対策編

平成21年9月発行

大阪府政策企画部危機管理室
〒540-8570
大阪市中央区大手前2丁目
電話 06-6941-0351(代表)